

V 資 料

※ 令和7年の学校法人会計基準の改正前に発出されている通知等については、改正後の計算書類や科目に読み替え等をしてください。

○会計処理にかかる県の通知等

◎私立学校振興助成法第14条の取扱細目について

昭61. 2. 8 私宗第336号
各学校法人理事長、各学校法人化
予定園設置者あて
神奈川県県民部長通知
一部改正 平元. 3. 27 私宗第536号
平6. 3. 31 私宗第547号
平9. 2. 25 私宗第486号
平13. 5. 10 私宗第 54号
平29. 3. 16 私振第804号
令3. 4. 1 私振第1002号
令4. 4. 1 私振第5385号
令7. 4. 1 私振第1001号
令7. 8. 14 私振第2443号

I 監査対象法人について

私立学校振興助成法（以下「法」という。）第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（学校法人化予定園含む。）で知事の所轄に属するもののうち、会計監査人を設置しない学校法人は、毎会計年度作成する計算書類及びその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について、法第14条第2項の規定に基づき知事が指定した監査に関し、公認会計士又は監査法人の監査を受け、計算書類等に同条第3項に基づく監査報告書を添付の上、知事に届け出てください。

ただし、一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金すべての交付額が、一会計年度で0円の場合は、監査報告書の提出は不要です。

なお、法第9条の規定に基づく補助金は次のとおりです。

- (1) 私立学校経常費補助金
- (2) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助金
- (3) 私立幼稚園等地域開放推進費補助金
- (4) 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

II 監査の免除について

一学校法人に交付される法第9条の規定に基づく補助金が、一会計年度に1,000万円に満たない場合は、法第14条第2項ただし書きの規定により、公認会計士又は監査法人の監査免除の許可を受けることができ、同条第4項ただし書きの規定により監査報告書（人件費支出内訳書の監査報告書を含む。）添付を要しません。

監査免除の許可を受けようとする学校法人は、当該年度の翌年度の4月1日から30日までに、監査免除許可申請書（様式1）を知事に提出し、許可を受けてください。

III 監査の具体的内容について

法第14条第2項の規定に基づき、令和7年神奈川県告示第187号（別添1）をもって定められた公認会計士又は監査法人の監査についての具体的内容は次のとおりです。

1 貸借対照表等について

(1) すべての資産及び負債は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

ア 資産の評価は、妥当であるかどうか。

イ 負債は、すべてを網羅して計上されているかどうか。

(2) 基本金要組入額は、正しく把握されているかどうか。

(3) 基本金及び繰越収支差額は、学校法人会計基準の定めるところに従って計上されているかどうか。

(4) 貸借対照表の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第18条、第19条、第20条、第21条及び第22条に従っているかどうか。

2 事業活動収支計算書について

(1) 事業活動収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の教育活動収入及び教育活動支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度の教育活動外収入及び教育活動外支出は、正しく計上されているかどうか。

ウ 当該会計年度の特別収入及び特別支出は、正しく計上されているかどうか。

エ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 減価償却額及び退職給与引当金繰入額は、正しく計上されているかどうか。

(イ) 教育活動収支、教育活動外収支及び特別収支の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(ウ) 基本金組入額及び基本金取崩額は、正しく計上されているかどうか。

(エ) 寄付金（現物寄付を含む。）の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

(オ) 各収支差額は、正しく計上されているかどうか。

事業活動収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第26条、第27条、第28条、第29条、第30条及び第31条に従っているかどうか。

3 資金収支計算書について

(1) 資金収支計算書は、学校法人会計基準の定めるところに従って行われているかどうか。

ア 当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出は、正しく計上されているかどうか。

イ 当該会計年度における支払資金の収入及び支出の計上並びにそのてん末は、妥当であるかどうか。

ウ 次の点については、特に留意してください。

(ア) 収支の繰上げ又は繰下げ並びに規定外の予算流用を行っていないかどうか。

(イ) 資金収入調整勘定及び資金支出調整勘定の計上は、妥当であるかどうか。

(ウ) 資金収支計算書における「前年度繰越支払資金」及び「翌年度繰越支払資金」の額は、期首並びに期末の貸借対照表における現金預金有高と一致しているかどうか。

(エ) 収入及び支出の各科目への区分は、正しく行われているかどうか。

(オ) 寄付金や学校債による資金の受入れが、適正に行われているか。特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意してください。

(2) 資金収支計算書の表示方法は、学校法人会計基準の定めるところに従っているかどうか。

記載科目、記載方法及び様式は、学校法人会計基準第35条、第36条、第37条及び第38条に従っているかどうか。

4 注記事項について

計算書類の注記とする事項は、学校法人会計基準第40条に従って記載されているかどうか。

5 附属明細書について

(1) 附属明細書の記載方法及び様式は、学校法人会計基準第41条及び第42条に従っているかどうか。

(2) 借入金明細書の当期増加額及び当期減少額が、資金収支計算書における借入金収入及び借入金返済支出と一致しているかどうか。

長期借入金の一部を短期借入金に振替えた場合は、その金額につき明らかに表示してください。

6 収益事業に係る貸借対照表及び損益計算書について

(1) 収益事業会計については、学校法人会計基準第1条第2項の規定により、計算書類及びその附属明細書に変えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされ、公認会計士又は監査法人の監査の対象となりますので、監査を受ける際は次の点に留意してください。

ア 会計処理及び計算書類の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従って行われているかどうか。

イ 計算書類の作成に当たって、その記載科目、記載方法及び様式は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従っているかどうか。

(2) 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いは、私立学校法における計算書類等の取扱いの例によるものとしてください。

IV 内訳表の作成について

1 内訳表については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局长通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成してください。

2 内訳表の作成時には、次の点に留意してください。

(1) 事業活動収支内訳表は、私立学校振興助成法施行規則（以下「法施行規則」という。）第3条に掲げる各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と基本金組入額の関連について留意してください。

(2) 資金収支内訳表は、法施行規則第4条に従い、各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

特に、補助金収入と学生生徒等納付金収入、施設関係支出及び設備関係支出の関連について留意してください。

(3) 人件費支出内訳表は、法施行規則第5条に従い、各部門に区分記載され、各部門とも適切に決算額が計上されているかどうか。

V 人件費支出内訳表の監査について

法施行規則第2条第4項に基づき、令和7年神奈川県告示第188号（別添2）をもって指定された、人件費支

出内訳表について受けるべき公認会計士又は監査法人による監査については、次の点に留意してください。

- (1) 公認会計士又は監査法人の監査は、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。
- (2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、会計監査人を設置する学校法人にあっては、人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士又は監査法人の監査と私立学校法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

VI 公認会計士等の業務制限について

監査の依頼に際しては、当該公認会計士又は監査法人が貴法人と公認会計士法(昭和23年法律第103号)第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要がありますが、著しい利害関係の有無については、公認会計士法施行令第7条又は第15条及び日本公認会計士協会の倫理規則等を参考としてください。

VII 計算書類等の届出について

知事への計算書類等の提出については、次のことに留意してください。

なお、会計監査人を設置する学校法人で、知事の所轄に属するものは、計算書類等について、私立学校法第104条第2項の規定に基づき会計監査人の監査を受け、私立学校法第86条第2項に基づく会計監査報告及び令和7年神奈川県告示第188号において指定した公認会計士又は監査法人の監査報告書を添付してください。

1 届出期日について

- (1) 計算書類等の届出期日については、当該年度の翌年度の6月30日までとします。ただし、知事が別に届出期日を通知したときは、当該指定日とします。

収支予算書については、別に指定します。

- (2) 届け出られた収支予算書を変更したときは、変更後の収支予算書を速やかに届け出てください。

2 届出方法等について

- (1) 計算書類等の提出の際には、送付状(様式2)を添付してください。

- (2) 計算書類等は、次に定める順序としてください。

- ① 表紙(年度計算書類及びその付属明細書…学校法人○○学園)
- ② 計算書類及び付属明細書に係る公認会計士又は監査法人の監査報告書(署名のあるもの)(※1)(※2)
- ③ 学校法人の監事の監査報告書(写しでも可)
- ④ 貸借対照表
- ⑤ 事業活動収支計算書
- ⑥ 資金収支計算書
- ⑦ 注記事項
- ⑧ 固定資産明細書
- ⑨ 借入金明細書(該当がない場合も様式を添付し、その旨記載)
- ⑩ 基本金明細書(該当がない場合も様式を添付し、その旨記載)
- ⑪ 収益事業に係る貸借対照表、損益計算書(寄附行為に収益事業を定めている場合)
- ⑫ 人件費支出内訳表の監査報告(署名のあるもの)(※3)
- ⑬ 事業活動収支内訳表
- ⑭ 資金収支内訳表
- ⑮ 人件費支出内訳表

(※1) 会計監査人を設置する学校法人にあっては、会計監査報告書

(※2) 会計監査人を設置する学校法人で、私立学校法第104条第2項に基づく会計監査報告と、私立学校法施行規則第43条第2項の規定により準用する私立学校法第104条第2項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告が一体となって作成される場合は、財産目録を⑩の後に添付してください。

(※3) 会計監査人を設置しない学校法人は、計算書類等の監査報告と人件費支出内訳表の監査報告を一体の監査報告として作成することができるので、②を一体の監査報告書として作成してください。

- (3) 計算書類等の提出に当たっては、公認会計士又は監査法人の監査報告書の原本の形式により、次のいずれかの方法で届け出てください。

なお、公認会計士又は監査法人の監査報告書の添付

の有無にかかわらず、当該学校法人の監事の監査報告書（写しでも可）を添付してください。

ア 原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、原則として、当該監査報告書（署名のあるもの）を(2)の順序で計算書類等にとじ込み、原本の情報をスキャナ等で読み取った電子形式ファイル（PDFファイル等）を、メールに添付する等電磁的方法で届け出てください。その際、(2)①～⑪で1つのファイル、⑫～⑭で1つのファイルとしてください。なお、(2)（※3）による場合は、①～⑮までを1つのファイルとしてください。

イ 原本が電子形式である場合には、当該監査報告書（電子署名のあるもの）と監査証明の対象となった計算書類等を(2)の順序で一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で届け出てください。

(4) 収支予算書は、(2)の計算書類等とは別にし、次に定める書類としてください。

なお、届出方法は別に指定します。

- ・ 表紙（ 年度収支予算書…学校法人〇〇学園）
- ・ 事業活動収支予算書
- ・ 資金収支予算書
- ・ 事業活動収支予算内訳表
- ・ 資金収支予算内訳表
- ・ 人件費予算内訳表

3 収支予算書等の様式について

(1) 収支予算書の様式は、学校法人会計基準に定める第二号様式及び第三号様式、法施行規則第一号様式から第三号様式を準用してください。

ただし、学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「事業活動収支予算書」に、「予算」を「本年度予算額」に、「決算」を「前年度当初予算額」に、「差異」を「増減」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

(2) 補正予算書の様式は、学校法人会計基準に定める第二号様式及び第三号様式、法施行規則第一号様式から

第三号様式を準用してください。

ただし、学校法人会計基準第二号様式については、「事業活動収支計算書」を「第〇回事業活動収支補正予算書」に、「予算」を「補正前の額」に、「決算」を「補正予算額」に、「差異」を「合計額」に書きかえ、第三号様式もこれに準じてください。法施行規則第一号様式については、「事業活動収支内訳表」を「事業活動収支補正予算内訳表」に書きかえ、第二号及び第三号様式もこれに準じてください。

様式 1

文書番号

年 月 日

神奈川県知事 殿

学校法人所在地

学校法人名

理事長名

監査免除許可申請書

私立学校振興助成法第 14 条第 2 項に規定する 年度の計算書類、附属明細書及び人件費支出内訳表についての公認会計士又は監査法人の監査については、同項ただし書きの規定の適用を受けたく申請します。

様式2

文書番号
年 月 日
神奈川県知事 殿
学校法人所在地
学校法人名
理事長名

送 付 状

私立学校振興助成法第14条第4項の規定に基づき、本学校法人の 年度計算書類及びその附属明細書等を別添のとおりお届けします。

1 提出部数

計算書類及びその附属明細書 1部

2 経理責任者氏名等

経理責任者 職・氏名

経理書類作成者 職・氏名

別添1（神奈川県告示第187号、188号）（略）

◎ 資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

昭55.11.26
各学校法人理事長あて
神奈川県県民部私学宗教課長通知

このことについて学校法人財務基準調査研究会の報告に基づき、文部省管理局長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、会計処理を行う場合において、この報告の趣旨に基づいて処理されるようお願いいたします。

別添 昭55.11.4 文管企第250号
各都道府県知事あて
文部省管理局長通知

資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）

このことについて、昭和55年10月28日に学校法人財務基準調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

ついては、貴所轄学校法人において、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行う場合における資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について、下記の点に御留意の上、この報告の趣旨に基づいて処理されるよう御指導

願います。

なお、これに伴い「資金収支内訳表について」（昭和47年4月26日付け文管振第93号管理局長通知）の記の2の(4)及び(別表)は、削除し、適用しないこととしましたので御承知願います。

記

1. 報告別紙Aの1の(別表)配分計算例の様式は、例示であって計算過程の手順が同様であるならば、必ずしもこの様式に合致する必要はないこと。
2. 報告別紙Aの1の(6)の「資金収支内訳表と一体として保存する」基礎資料は、学校法人において保管し、所轄庁において別段の指示がない限り、財務計算書類の添付資料として届出する必要はないこと。

別添 昭55.10.28
学校法人財務基準調査研究会

資金収支内訳表については、昭和47年4月26日付け文管振第93号「資金収支内訳表について（通知）」によって処理されているところであるが、当調査研究会において検討した結果、資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について共通の取扱いによる会計処理を行うことが適当であると思料される点につき、別紙の通り結論を得たので報告します。

別紙

資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について

A 資金収支内訳表について

1. 各部門への計上及び配分

- (1) 特定の部門（学部・学科等に細分される場合は、当該部門の学部・学科等とする。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該部門、学部・学科等へ直接計上する。
- (2) 各学部間又は各学科間等に共通する収入額及び支出額については「大学共通」又は「短大共通」等の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上することとし、2以上の部門に共通する収入額及び支出額については「部門共通」の欄を設け、各科目ごとにその金額を計上する。（別表配分計算例その1参照）
- (3) 1の(2)により計上した共通の欄の金額は、次の方法により関係部門、学部・学科等へ各科目ごとに配分するものとする。その配分は、当分の間原則として当該関係部門、学部・学科等における在学者数、教（職）員数、使用

時間又は使用面積等（以下「在学者数等」という。）妥当と考えられるものの比率による。

なお、この場合配分の基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意することも必要である。

① 「部門共通」に計上した各科目ごとの金額は、まず在学者数等の比率により関係部門に配分する。

当該部門に複数の学部・学科等を置く大学・短大等にあつては、配分額を「大学共通」、「短大共通」等に計上するものとする。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その2参照）

② 「大学共通」、「短大共通」等に計上した金額の学部・学科等への配分は、①の処理が終了した後、各科目ごとに配分する。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その3参照）

(4) 1の(3)の方法により配分できない「部門共通」の収入額又は支出額がある場合は、各部門、学部・学科等の収入額又は支出額の合計額の比率により各科目ごとに配分する。なお、配分の基準を「配分方法」の欄に注記する。（別表配分計算例その4参照）

(5) 配分の方法は、特別の理由がない限り、毎年度継続して同一方法により行うものとする。

(6) 配分の計算過程を明示する諸表及び配分の基準とした在学者数等の基礎資料は、資金収支内訳表と一体として保存するものとする。

2. 人件費支出の取扱い

(1) 教（職）員人件費支出については、各部門、学部・学科等のいずれの教（職）員として発令されているかにより計上する。発令の内容によりいずれの部門、学部・学科等の教（職）員であるか明らかでない場合は、主たる勤務がいずれであるかにより計上する。

(2) 「学校法人」部門の職員人件費支出については、2の(1)の取扱いにかかわらず、「学校法人」部門の職員として発令されている者のうち主として3の(1)に掲げる業務に従事する職員についてのみ「学校法人」部門に計上する。その他の職員に係る人件費支出は主として行う業務の所属するそれぞれの部門、学部・学科等に計上する。

(3) 医・歯学部及び附属病院の教員人件費支出のうち臨床系教員の人件費支出については、2の(1)の取扱いにかかわらず、授業科目を担当する教員に係る人件費支出を学部

に計上する。

3. 「学校法人」部門の取扱い

(1) 「学校法人」部門の業務の範囲は、次に掲げる業務とする。

ア 理事会及び評議員会等の庶務に関すること

イ 役員等の庶務に関すること

ウ 登記、認可、届出その他法令上の諸手続きに関する

こと

エ 法人主催の行事及び会議に関すること

オ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌

に属するものを除く。）

カ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の

策定事務に関すること

キ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事

務に関すること

ク その他「学校法人」部門に直接かかわる庶務・会計・

施設管理等に関すること

ケ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること

(2) 「学校法人」部門に直接計上する収入額又は支出額は、3の(1)に掲げる業務の運営に必要な収入額又は支出額で次に掲げるものとする。

ア 収入

(7) 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物、設備に係る使用料収入及び資産売却収入並びに「学校法人」部門の業務の運営に関連して生ずる雑収入

(4) 土地の処分等に係る売却等収入（他の部門に属するものを除く。）

(5) 「学校法人」部門の業務に係る支出に充てるものとして收受された寄附金収入、借入金等収入

(6) 「学校法人」部門の業務に係る支出に充てるものとして収益事業会計から繰入れられた収入

(4) イの(7)～(9)の支出に充てるものとして運用している預金・有価証券等に係る受取利息、配当金収入及び当該有価証券売却収入

(4) 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設に係る支出に充てるものとして收受された寄附金収入等

イ 支出

(7) 学校法人の役員等の報酬等の支出

(4) 理事会及び評議員会等の開催経費の支出

(7) 主として「学校法人」部門の業務に従事する職員

の人件費支出

- (エ) 「学校法人」部門の業務の運営に必要な建物・設備の取得・保全に係る支出
- (オ) 土地の取得又は保全に係る支出（他の部門に属するものを除く。）
- (カ) 「学校法人」部門の業務に係るものとして運用している借入金等の利息支出及び返済支出
- (キ) 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設に係る支出
- (ク) その他 3 の(1)に掲げる業務の運営に直接必要な支出

B 消費収支内訳表及び人件費支出内訳表について

消費収支内訳表及び人件費支出内訳表については、資金収支内訳表の処理に準じて行うものとする。

(別表) 資金収支内訳表の各部門への配分計算例

その1

本文のAの1の(1)及び(2)により各部門、学部・学科等に直接計上する金額及び「大学共通」、「短大共通」、「部門共通」等の共通欄に計上すべき金額をそれぞれ該当欄に記載する。(単位:円)

科目	部門 学校法人	(何) 大学				(何) 短期大学				(何) 高等学校	(何) 病院	各部門 合計	部門共通		総額			
		A学部	B学部	大学共通		計	C科	D科	短大共通				計	計		計	配分 方法	
				計	配分 方法				計									配分 方法
管理経費支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××			
光熱水費支出				34,775,000		34,775,000			3,581,000		3,581,000	2,343,000	211,729,000	252,428,000	18,540,000	270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××			
借入金 利息支出		86,187,000				86,187,000						264,277,000	350,464,000	77,017,000	427,481,000			
計	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××			

その2

「部門共通」計上した金額を在学者数等の比率で配分し、「大学共通」、「短大共通」等の欄に計上する。

(単位:円)

部門 科目	学校法人	(何) 大 学					(何) 短 期 大 学					(何) 高等学校	(何) 病 院	各部門 合 計	部門共通		総 額		
		A 学部	B 学部	大 学 共 通		計	C 科	D 科	短 大 共 通		計				計	計		計	配 方 法
				計	配分 方法				計	配分 方法									
管理経費 支 出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××			
光熱水費 支 出	(+166,440) 166,440			(+8,155,560) (+7,551,102) 50,481,662		50,481,662			(+2,666,898) 6,247,898		6,247,898	2,343,000	211,729,000	270,968,000	(-8,322,000) (-10,218,000) 0	使用面積 在学者数	270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××			
借入金 利息支出	(+89,079) 89,079	86,187,000		(+7,601,408) 7,601,408		93,788,408			(+2,583,291) 2,583,291		2,583,291	(+1,187,720) 1,187,720	(+18,231,502) 282,508,502	380,157,000	(-29,693,000) 47,324,000	教職員数	427,481,000		
計	××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××	××××	××××	××××		××××			

(注) 表中の()内の金額は、部門共通に計上した金額を大学共通、短大共通等に配分する際の部門共通の減となる額、大学共通、短大共通の増となる額を表わすもので、()外金額はその増減の結果を示すものである。

その3

「大学共通」及び「短大共通」に計上した金額を在学者数等の比率で配分し、各学部・学科に配分する。

(単位:円)

部門 科目	学校 法人	(何) 大学					(何) 短期大学					(何) 高等 学校	(何) 病院	各部門 合計	部門共通		総額		
		A学部	B学部	大学共通		計	C科	D科	短大共通		計				計	計		計	配分 方法
				計	配分 方法				計	配分 方法									
管理経費 支出	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		
光熱水費 支出	166,440	(+28,623,102) 28,623,102	(+21,858,560) 21,858,560	(-50,481,662) 0	在学者 数	50,481,662	(+3,655,020) 3,655,020	(+2,592,878) 2,592,878	(-6,247,878) 0	在学者 数	6,247,898	2,343,000	211,729,000	270,968,000	-		270,968,000		
借入金等 利息支出	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		
借入金 利息支出	89,079	(+5,130,950) 91,317,950	(+2,470,458) 2,470,458	(-7,601,408) 0	教職 員数	93,788,408	(+1,454,393) 1,454,393	(+1,128,898) 1,128,898	(-2,583,291) 0	教職 員数	2,583,291	1,187,720	282,508,502	380,157,000	47,324,000		427,481,000		
計	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××	××××		

(注) 表中の()内の金額は、大学共通及び短大共通に計上した金額を各学部・学科に配分する際の大学共通、短大共通の減となる額、各学部・学科の増となる額を表わすもので()外金額はその増減の結果を示すものである。

その4

(単位:円)

部門 科目	学校 法人	(何) 大学				(何) 短期大学				(何) 高等学校	(何) 病院	各部門 合計	部門共通		総額			
		A学部	B学部	大学共通		C科	D科	短大共通					計	計		計	計	配分 方法
				計	配分 方法			計	配分 方法									
管理経費 支出	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××				××××			
光熱水費 支出	166,440	28,623,102	21,858,560		50,481,662	3,655,020	2,592,878		6,247,898	2,343,000	211,729,000		-	-	270,968,000			
借入金等 利息支出	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××				××××			
借入金 利息支出	(+47,324) 136,403	(+12,256,916) 103,574,866	(+3,312,680) 5,783,138		109,358,004	(+1,419,720) 2,874,113	(+851,832) 1,980,730		4,854,843	(+94,648) 1,282,368	(+29,340,880) 311,849,382		(-47,324,000) 0	特例に よる 配分	427,481,000			
計	××××	××××	××××		××××	××××	××××		××××	××××	××××		0	-	××××			

(注) 表中の()内の金額は、部門共通に計上した金額を各部門、学部・学科等に配分する際の部門共通の減となる額、各部門、学部・学科の増となる額を表すもので、()外金額はその増減の結果を示すものである。

資金収支内訳表の各部門への配分計算例（別紙）の説明

1 例示の学校法人の概要は次のとおり仮定した。

学校種別等	学部・学科名	在学者数	教員数	職員数	校舎使用面積
(何) 大学	A 学部	人 672	人 150	人 72	㎡
	B 学部	514	65	42	
	計	1,186	215	114	56,643
(何) 短期大学	C 科	245	41	22	
	D 科	174	32	17	
	計	419	73	39	27,462
(何) 高等学校		654	38	13	29,751
附属病院		—	48	741	35,893
法人事務局		—	—	4	1,133
合計		2,259	374	911	150,882

(注) (1) 体育施設、講堂は大学及び短期大学の間で共用しているが、上の表の校舎使用面積には含まれていない。

(2) 法人事務局は大学の研究・講義棟に所在する。

2 この計算例では光熱水費支出及び借入金利息支出をとりあげた。

3 計算例その1

(1) 光熱水費支出

光熱水費支出は大学のA学部及びB学部の共通費34,775,000円、短期大学のC科とD科の共通費3,581,000円、高校2,343,000円、病院211,729,000円、部門共通18,540,000円、総額270,968,000円である。部門共通に計上した18,540,000円の内訳は学校法人事務局が大学の研究・講義棟内におかれていることによる共通費8,322,000円及び体育施設・講堂を大学と短期大学で共用していることによる共通費10,218,000円である。

(2) 借入金利息支出

借入金利息支出は、大学のA学部86,187,000円、病院264,277,000円及び各部門に共通する部門共通費77,017,000円、総額427,481,000円である。

部門共通に計上した77,017,000円の内訳は大学・短期大学・高校等の教職員宿舍建設のための借入れに伴う利息支出29,693,000円及び運転資金の借入れに伴う利息支出47,324,000円である。

4 計算例その2

(1) 光熱水費支出

ア 学校法人と大学の共通費8,322,000円は、この例では使用面積の比率によりそれぞれの部門へ配分した。配分方法の欄に「使用面積」と記入する。配分類は、学校法人166,440円、大学共通8,155,560円となる。

イ 大学と短期大学の共通費10,218,000円は、この例では在学者数の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「在学者数」と記入する。配分類は大学共通7,551,102円及び短大共通2,666,898円となる。

ウ 以上により部門共通に計上された光熱水費支出は全額各部門に配分されることになり、配分類を加算した結果は、学校法人166,440円、大学共通50,481,662円、短大共通6,247,898円となる。

(2) 借入金利息支出

ア 部門共通に計上した借入金利息支出のうち、教職員宿舍建設に伴う利息支出29,693,000円については、この例では、各部門の教職員数の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「教職員数」と記入する。配分類は、学校法人89,079円、大学共通7,601,408円、短大共通2,583,291円、高校1,187,720円、病院18,231,502円となる。従って病院については計算例その1で計上した金額264,277,000円に18,231,502円を加算した金額282,508,502円が計上される。

イ 運転資金の借入れに伴う利息支出47,324,000円は、在学者数等により配分することはこの場合適当でないと仮定し、計算例その4の特例により配分することとした。(運転資金の借入れに伴う利息支出の配分はすべてこのように行う必要はない。)

5 計算例その3

(1) 大学共通に計上した光熱水費支出50,481,662円及び短大共通に計上した光熱水費支出6,247,898円をこの例では各学部・学科の在学者数の比率により配分した。配分方法の欄に「在学者数」と記入する。配分類はA学部28,623,102円、B学部21,858,560円、C科3,655,020円及びD科2,592,878円となる。

(2) 大学共通に計上した借入金利息支出7,601,408円及び短大共通に計上した借入金利息支出2,583,291円をこの例では教職員数の比率によって各学部・学科に配分した。配分方法の欄に「教職員数」と記入する。配分類はA学部5,130,950円、B学部2,470,458円、C科1,454,393円、D科1,128,898円となる。従って、大学A学部は計算例その1で学部直接計上した金額86,187,000円に5,130,950円を加算した金額91,317,950円が計上される。

6 計算例その4

(1) 計算例その1～3により各共通欄に計上した金額の大部分は、関係部門、学部・学科に配分されるが、在学者数等の

比率によって配分できないもの、又は当該収入又は支出の性質からみて、これらの比率を採用することが不適当と思われるものについては例外的に各部門、学部・学科等の収入額又は支出額の合計額の比率によって配分することができる。

(2) 部門共通に計上した借入金利息支出 47,324,000 円は、各部門、学部・学科の支出の合計額の比率によりそれぞれの部門に配分した。配分方法の欄に「特例による配分」と記入する。この場合、各部門、学部・学科等の支出の合計額は、学校法人部門 10,691,212 円、A部 2,222,208,186 円、B学部 603,514,666 円、C科 258,705,550 円、D科 157,302,857 円、高校 18,509,027 円、病院 5,321,602,502 円、総額 8,592,534,000 円として各支出の合計額の比率により配分した。配分額は、学校法人 47,324 円、A学部 12,256,916 円、B学部 3,312,680 円、C科 1,419,720 円、D科 851,832 円、高校 94,648 円、病院 29,340,880 円となり、当該配分額を加算した結果は学校法人 136,403 円、A学部 103,574,866 円、B学部 5,783,138 円、C科 2,874,113 円、D科 1,980,730 円、高校 1,282,368 円及び病院 311,849,382 円となる。

7 以上の計算を終了して学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）第 2 号様式となる。

◎基本金の設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて

〔昭 49. 3. 7 学令第 651 号
各学校法人理事長あて
神奈川県総務部学事宗教課長通知〕

このことについて、文部省管理局長から別紙のとおり通知がありましたので、この通知の趣旨により適切に処理してください。

別紙

〔昭 49. 2. 14 文管振第 62 号
各都道府県知事あて
文部省管理局長通知〕

「基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて(報告)」について(通知)

このことについて、昭和 49 年 2 月 12 日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので送付します。

ついで、貴職所轄の学校法人に対し、基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについては、この報告の趣旨により適切な処理がなされるよう御指導願います。

別添

〔昭 49. 2. 12
学校法人財務基準調査研究会〕

基本金設定の対象となる資産及び基本金組入れに関する問題点について、当調査研究会において検討した結果、このほど、共通の取扱いによる会計処理を行うことが適当であると思料される点につき、別紙のとおり結論を得たので報告します。

別紙

基本金設定の対象となる資産及び基本金の組入れについて

1 基本金設定の対象となる資産について

(1) 基本金は、「学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持する」(学校法人会計基準第 29 条)ことを目的とするものであるから、学校法人会計基準第 30 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の資産についても、狭義の教育用固定資産に限定することなく、広く教育研究用の固定資産及び教育研究を成り立たせるために必要なその他の固定資産(借地権、施設利用権等の無形固定資産を含み、投資を目的とする資産を除く。)も含めて考えるのが適当である。したがって、法人本部施設、教職員の厚生施設等もこれに該当する。

(2) 学校法人の所有する机、椅子、書架、ロッカー等の少額重要資産(学校法人の性質上基本的に重要なもので、その目的遂行上常時相当多額に保有していることが必要とされる資産をいう。)は、固定資産として管理し、かつ、基本金設定の対象とする。

2 基本金の組入れについて(注 1)

3 固定資産の取替更新に伴う基本金組入れについて

(1) 固定資産の取替更新をした場合は、原則として、個々の固定資産ごとに基本金要組入額を改訂すべきかどうかについての判断をすることが適当である。

(2) 機器備品の取得の場合は、新旧の個別対応関係が必ずしも明確でない場合が多いので、機器備品の取替更新に伴う基本金組入れについては、(1)にかかわらず、次のような取扱いによることができるものとする。

ア 機器備品の取得は、すべて基本金要組入額の増加要因とする。ただし、機器備品の取得価額のうち、当該年度中に除去した機器備品(又は前年度末をもって耐用年数が経過した機器備品。以下同じ。)の取得価額相当額については、機器備品の取替更新分とみなし、両者の差額を基本金要組入額とする。

イ (注 2)

(注1) 「基本金に関する会計処理及び監査上の取扱いについて(その1)」(昭63.10.4 学校法人委員会報告第32号)の(注1)により不適用

(注2) 「学校法人会計基準の一部改正について」(文科高第122号)の第三1.(7)により平成17年度以後の会計年度に係る会計処理について不適用

◎小規模法人における会計処理等の簡略化について

昭49.5.2 学宗第23号
各学校法人理事長あて
神奈川県総務部学事宗教課長通知

このたび別添のとおり都道府県知事所轄の学校法人における会計処理等の簡略化について通知がありましたので、この趣旨により適切な処理をお願いいたします。

別添

昭49.3.29 文管振第87号
各都道府県知事あて
文部省管理局长通知

「小規模法人における会計処理等の簡略化について(報告)」について

このことについて、昭和49年3月19日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので送付します。

ついては、貴職所轄の学校法人に対し、小規模法人における会計処理等の簡略化については、この報告の趣旨により適切な処理がなされるよう御指導願います。

なお、この報告において小規模法人とは、当面、都道府県知事所轄の学校法人がこれに該当するものとして考えております。

別添

昭49.3.19
学校法人財務基準調査研究会

小規模法人における会計処理等の簡略化については、従来から諸種の試みがなされているが、当調査研究会においてもこれについて検討した結果、このほど別紙のような結論を得たので報告します。

別紙

小規模法人における会計処理等の簡略化について

1 小規模法人においては、その事務体制等の実態にかんがみ、学校法人会計基準の要請する基本的事項を逸脱しない範囲内において、次のような会計処理の簡略化の措置を行うことができるものとする。

(1) 日常の取引については、支払資金の収入・支出を中心に会計処理を行い、消費収支計算に関する会計処理は、主として会計年度末にその整理を行うこととする。(したがって、未収入金、未払金の発生並びに現物寄付金、減価償却額の計上など支払資金の収入・支出とならない取引については、期中における会計処理を省略し、会計年度末において一括して処理することができる。ただし、前期末前受金及び前期末前払金については、会計年度始めにおいて処理することが望ましい。)

(2) 一定の契約に基づいて継続的に受ける用役に対する支出(電気、ガス、水道、電話、保険等の料金)の処理については、会計年度末における前払金や未払金の計上を省略し、当該用役に対する支払資金の支出をした会計年度の消費支出として処理することができる。

また、一定の契約に基づいて継続的に受ける収入(受取利息等)についても、上記に準じて処理することができる。

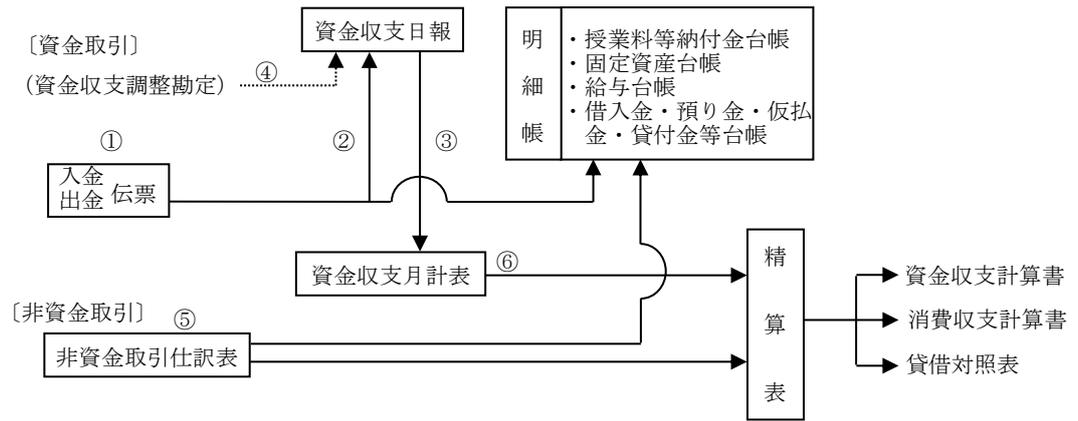
(3) 販売用文房具、制服等の購入支出については、当該物品を購入した会計年度の消費支出として処理することができる。ただし、会計年度末において当該物品の有高が多額である場合には、当該有高を消費支出とすることなく流動資産として貸借対照表に計上処理しなければならない。

(4) 幼稚園のみを設置する学校法人にあっては、運動会、学芸会等日常の教育活動の一環としての諸行事に係る経費並びに保育研修会、楽器指導講習会等教職員の資質向上のための研修会、講習会等への参加に係る経費については、それぞれ形態分類によらない小科目を設定することができる。ただし、これらの小科目の金額が多額となる場合は、その小科目の内訳を形態分類により表示することが適当である。

2 小規模法人における帳簿組織等の簡略化については、多種の方法が考えられるが、参考までにその一例を示せば次のとおりである。

この例は、学校法人の日常の取引記録から計算書類作成に至るまでを系統的に示したものであるが、各学校法人においてこれを実務に取入れる場合は、たとえば、入・出金伝票、資金収支日報等の作成段階ごとに他の適当な帳簿による等、実情に応じた適切な代替措置により処理することも考えられる。

小規模法人における帳簿組織等の簡略化の一例



1 支払資金の収支のつど、「入金伝票」又は「出金伝票」を作成する。(様式第1号)

この伝票は、科目別、日付順に整理し、編綴する。

証憑書類は別に日付順に編綴し、その整理番号を「入・出金伝票」の「証憑No.」欄に記載する。

2 毎日の「入・出金伝票」をもとにして「資金収支日報」を作成する。(様式第2号)「資金収支日報」には、科目別の収入及び支出並びに支払資金の種別ごとの入金・出金及び残高を記入する。

3 「資金収支日報」により、毎月の資金収支を集計して、「資金収支月計表」を作成する。(様式第3号)

4 資金収支調整勘定で整理すべきものについては、「資金収支日報」において整理記入を行う。

5 会計年度中の資産・負債関連事項、消費収支確定事項等について、「非資金取引仕訳表」により整理仕訳を行う。(様式第4号)

6 「期首貸借対照表」、「非資金取引仕訳表」及び会計年度末の「資金収支月計表」により、「精算表」を作成する。(様式第5号)

7 会計年度内の「入・出金伝票」、「資金収支日報」、「資金収支月計表」、「非資金取引仕訳表」及び「精算表」は一括して編綴のうえ保存する。

(様式第1号)

年 月 日 No. _____

入金伝票

○	収入科目		資金の種別 1. 現金 2. 当座預金 (銀行) 3. 普通預金 (銀行) 4. 振替預金 5.	
---	------	--	---	--

摘 要	証 憑 No.	金 額				
収入先・事由						円
合 計						

年 月 日 No. _____

出金伝票

○	支出科目		資金の種別 1. 現金 2. 当座預金 (銀行) 3. 普通預金 (銀行) 4. 振替預金 5.	
---	------	--	---	--

摘 要	証 憑 No.	金 額				
支出先・事由・小切手番号						円
合 計						

(様式第2号)

資金収支日報

年 月 日(曜)

	科 目	金 額	摘 要		金種別	伝票No.
収 入						
	合 計					枚
支 出						
	合 計					枚
種 別	前日より繰越	入 金		出 金		本日残高
		収 入	振 替	支 出	振 替	
現 金	円	円	円	円	円	円
当座預金	銀行					
	銀行					
	銀行					
普通預金	銀行					
	銀行					
振替預金						
合 計						
備 考						

(様式第3号)

資金収支月計表

年 月 日～年 月 日

支出科目	当月 実算	累 計			収入科目	当月 実算	累 計		
		実 算	予 算	予算残高			実 算	予 算	予算残高
	円	円	円	円		円	円	円	円
教員人件費支出					前月繰越支払資金				
職員人件費支出					授業料収入				
役員報酬支出					入学金収入				
退職金支出					施設設備資金収入				
教材費支出					教材費収入				
消耗品費支出					入学検定料収入				
光熱水費支出					地方公共団体 補助金収入				
旅費交通費支出					受取利息収入				
交際費支出					施設設備利用料収入				
通信費支出					土地売却収入				
保険費支出					機器備品売却収入				
保健衛生費支出					有価証券売却収入				
研修費支出					補助活動収入				
行事費支出					雑 収 入				
修繕費支出					長期借入金収入				
公租公課支出					短期借入金収入				
会 費 支 出					前 受 金 収 入				
福利費支出					退職給与引当特定 預金からの繰入収入				
補助活動支出					前期末未収入金収入				
借入金利息支出					貸付金回収収入				
長期借入金返済支出					預り金受入収入				
短期借入金返済支出					仮 払 金 収 入				
機器備品支出					期 末 未 収 入 金				
図 書 支 出					前 期 末 前 受 金				
土地取得引当特定 預金への繰入支出									
退職給与引当特定 預金への繰入支出									
貸付金支払支出									
前期末未払金 支払 支 出									
預り金支払支出									
前払金支払支出									
期末未払金									
次月繰越支払資金									
合 計					合 計				

(注) 前月繰越支払資金の累計実算の欄には、毎月、前年度繰越支払資金の額と同額を記入すること。また、次月繰越支払資金の当月実算の欄には、同累計実算の額と同額を記入すること。

非資金取引仕訳表

年度

事 項	左 側 (借方)		右 側 (貸方)	
	科 目	チ エ ツ ク 金 額	科 目	チ エ ツ ク 金 額
		円		円
1. 繰越支払資金の整理				
前年度繰越分の振替	前年度繰越支払資金		現 金 預 金	
次年度繰越分の振替	現 金 預 金		次年度繰越支払資金	
2. 資産・負債科目に関連する資金収支科目の整理				
前期末前受金 (収入調整勘定) と前受金との振替 (前受金の減)	前 受 金		前 期 末 前 受 金	
前期末未収入金と未収入金の振替 (未収入金の減)	前期末未収入金収入		未 収 入 金	
長期借入金収入と長期借入金との振替 (長期借入金の増)	長 期 借 入 金 収 入		長 期 借 入 金	
短期借入金収入と短期借入金との振替 (短期借入金の増)	短 期 借 入 金 収 入		短 期 借 入 金	
前受金収入を前受金に振替 (前受金の増)	前 受 金 収 入		前 受 金	
貸付金回収収入と貸付金との振替 (貸付金の減)	貸 付 金 回 収 収 入		貸 付 金	
預り金受入収入と預り金との振替 (預り金の増)	預 り 金 受 入 収 入		預 り 金	
仮払金収入と仮払金との振替 (仮払金の減)	仮 払 金 収 入		仮 払 金	
期末未収入金 (収入調整勘定) の未収入金への振替 (未収入金の増)	未 収 入 金		期 末 未 収 入 金	
長期借入金返済支出と長期借入金との振替 (長期借入金 の減)	長 期 借 入 金		長 期 借 入 金 返 済 支 出	
短期借入金返済支出と短期借入金との振替 (短期借入金 の減)	短 期 借 入 金		短 期 借 入 金 返 済 支 出	
機器備品支出の機器備品への振替 (機器備品の増)	機 器 備 品		機 器 備 品 支 出	
貸付金支払支出の貸付金への振替 (貸付金の増)	貸 付 金		貸 付 金 支 払 支 出	
前期末未払金支払支出と未払金との振替 (未払金の減)	未 払 金		前 期 末 未 払 金 支 払 支 出	
預り金支払支出と預り金との振替 (預り金の減)	預 り 金		預 り 金 支 払 支 出	
前払金支払支出の前払金への振替 (前払金の増)	前 払 金		前 払 金 支 払 支 出	
期末未払金 (支出調整勘定) と未払金との振替 (未払金の増)	期 末 未 払 金		未 払 金	
退職金支出と退職給与引当金との振替 (引当金の減) (退職給与引当金が設定してある場合)	退 職 給 与 引 当 金		退 職 金 支 出	
図書支出を図書に振替 (図書の増)	図 書		図 書 支 出	
土地取得引当特定預金への繰入支出の土地取得引当 特定預金への振替 (土地取得引当特定預金の増)	土 地 取 得 引 当 特 定 預 金		土 地 取 得 引 当 特 定 預 金 へ の 繰 入 支 出	
退職給与引当特定預金への繰入支出の退職給与引当 特定預金への振替 (退職給与引当特定預金の増)	退 職 給 与 引 当 特 定 預 金		退 職 給 与 引 当 特 定 預 金 へ の 繰 入 支 出	

事 項	左 側 (借方)		右 側 (貸方)	
	科 目	チ エ ツ ク 金 額	科 目	チ エ ツ ク 金 額
		円		円
退職給与引当特定預金からの繰入収入の退職給与引当特定預金との振替 (退職給与引当特定預金の減)	退職給与引当特定預金からの繰入収入		退職給与引当特定預金	
3. 資産の売却に係る資金収支科目の整理と消費収支科目の付加				
有価証券売却収入が有価証券の簿価を超える場合、その差額を帰属収入に計上	有価証券売却収入		有価証券 有価証券売却差額	
有価証券売却収入が有価証券の簿価を下回る場合、その差額を消費支出に計上	有価証券売却収入 有価証券処分差額		有価証券	
土地売却収入が土地の簿価を超える場合、その差額を帰属収入に計上	土地売却収入		土 地 土地売却差額	
機器備品売却収入が機器備品の簿価を下回る場合、その差額を消費支出に計上	機器備品売却収入 機器備品処分差額 減価償却引当金		機 器 備 品	
4. 資産の除却、廃棄に係る消費支出科目の付加				
機器備品を除却又は廃棄した場合、機器備品の簿価相当額を消費支出に計上	機器備品処分差額 減価償却引当金		機 器 備 品	
固定資産(図書)を廃棄する	図 書 処 分 額		図 書	
5. 消費収支科目の付加				
現物寄附の受入れ	機 器 備 品		現 物 寄 附 金	
減価償却額の計上	減 価 償 却 額		建 物 減 価 償 却 引 当 金 構 築 物 減 価 償 却 引 当 金 機 器 備 品 減 価 償 却 引 当 金 車 輛 減 価 償 却 引 当 金	
退職給与引当金の繰入	退 職 給 与 引 当 金 繰 入 額		退 職 給 与 引 当 金	
6. 販売用品の棚卸整理				
期首用品の振替	補 助 活 動 支 出		販 売 用 品	
期末用品の振替	販 売 用 品		補 助 活 動 支 出	
7. 基本金の組入				
基本金組入	基 本 金 組 入 額		基 本 金	

(様式第5号)

精 算 表

自 年 月 日
至 年 月 日

(単位 円)

貸借対照表科目	期首貸借対照表		非資金取引仕訳		期末貸借対照表		備 考
	左側(資産)	右側(負債等)	左側(借方)	右側(貸方)	左側(資産)	右側(負債等)	
土地							
建物							
建物減価償却引当金							
構築物							
構築物減価償却引当金							
機器備品							
機器備品減価償却引当金							
車輛							
車輛減価償却引当金							
図書							
土地取得引当特定預金							
退職給与引当特定預金							
現金預金							
未収入金							
販売用品							
貸付金							
有価証券							
前払金							
仮払金							
長期借入金							
退職給与引当金							
短期借入金							
未払金							
前受金							
預り金							
基本金							
前年度繰越消費収支差額							
当年度消費収支差額							
合計							
収 支 科 目	資金収支計算書				消費収支計算書		備 考
	左側(支出)	右側(収入)			左側(支出)	右側(収入)	
前年度繰越支払資金							
授業料(収入)							
入学金(収入)							
施設設備資金(収入)							
教材費(収入)							
入学検定料(収入)							
地方公共団体補助金(収入)							
受取利息(収入)							
施設設備利用料(収入)							
土地売却収入							
機器備品売却収入							
有価証券売却収入							
補助活動収入							
雑収入							
長期借入金収入							
短期借入金収入							
前受金収入							

収 支 科 目	資金収支計算書				消費収支計算書		備 考
	左側(支出)	右側(収入)			左側(支出)	右側(収入)	
退職給与引当特定預金繰入収入							
前期末未収入金収入							
貸付金回収収入							
預り金収入支出							
仮払金収入支出							
前期末未収入金							
前期末前受金							
教員人件費(支出)							
職員人件費(支出)							
役員報酬(支出)							
退職金(支出)							
教材費(支出)							
消耗品費(支出)							
光熱水費(支出)							
旅費交通費(支出)							
交際費(支出)							
通信費(支出)							
保険費(支出)							
保健衛生費(支出)							
研修費(支出)							
行事費(支出)							
修繕費(支出)							
会費(支出)							
公租公課(支出)							
福利費(支出)							
借入金利息(支出)							
長期借入金返済支出							
短期借入金返済支出							
機器備品支出							
図書支出							
土地取得引当特定預金繰入支出							
退職給与引当特定預金繰入支出							
前期末未払金支払支出							
貸付金支払支出							
前払金支払支出							
前期末未払金							
次年度繰越支払資金							
現物寄付金							
土地売却差額							
有価証券売却差額							
有価証券処分差額							
機器備品処分差額							
図書処分差額							
減価償却額							
退職給与引当金繰入額							
基本金組入額							
当年度消費収支差額							
収 支 科 目 合 計							

◎私立学校における入学者選抜の公正確保等について

昭58.5.19 私宗第59号
各私立学校設置者あて
神奈川県県民部長通知

各私立学校においては、かねてから入学者選抜の公正な実施等、適正な管理運営の確保に努力されてきたところであると存じますが、近時一部の学校において入学者選抜の公正を疑わしめるような事態及びこれに関連して学校法人の経理の不適正処理等の事態が指摘されるに至ったことはまことに遺憾であります。

については、今後下記の点について格段の御配慮をいただき、更に入学者選抜方法の改善及び経理の適正な処理に努めるとともに、入学者選抜の管理運営体制全般について十分に点検を行い、必要な点については早急に改善されるよう要請します。

なお、県としては、各私立学校の経営の健全性の確保等のため努力をしまっている所存であります。補助金の交付等については法令の規定にのっとり、今後とも厳正な態度で対処するものであることを申し添えます。

記

1 入学者選抜の公正確保

- (1) 入学者の選抜に当たっては、関係法令等の規定に基づき適正な手続きにより厳正に行うこと。
- (2) 合格発表前に個別に父母と接触する等、いやしくも入学者選抜の公正確保に疑惑を招くような行為は厳に慎むこと。
- (3) 合格発表方法及び入学手続期日等入学手続に関する事項については、募集要項に記載する等によりあらかじめ公表するよう努めること。
- (4) 納付金については、すべて募集要項等においてあらかじめ明示すること。

2 入学に関する寄附金、学校債の收受等の禁止

私立学校設置者は、当該私立学校への入学に関し、直接又は間接を問わず、寄附金又は学校債を收受し、又はこれらの募集もしくは約束を行わないこと。

なお、入学に関する寄附金又は学校債の收受等により入学者選抜の公正が害されたと認められるときは、当該私立学校について私立学校経常費補助金を交付しない措置を講ずるものであること。

3 任意の寄附金、学校債の取扱い

- (1) 入学者又はその父母等関係者から寄附金又は学校債を募集する場合は、応募が任意であること及びその用途、募集目標額その他必要事項を関係書類に明記すること。

また、募集の開始時期は入学手続終了時以降とし、それ

以前にあっては募集の予告にとどめること。

なお、募集の開始前に応募の約束と受けとられるような行為は厳に慎むこと。

- (2) 学校債については十分な返還の見通しをたてたうえで募集を行うものとし、学校債の引受者に対して寄附金への変換を引受け時に約束させ、又はその後においても変換を要請しないこと。
- (3) 入学者又はその父母等関係者から私立学校の教育に直接必要な経費に充てるために寄附金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、すべて学校法人が直接処理すること。

4 経理の適正処理

各私立学校設置者は、その受け入れた寄附金等を学校法人会計の外で経理することなどないよう、真実な内容をもれなく、めいりょうに財務計算に関する書類に表示するとともに、内部監査機能を強化するなど経理の適正を期すること。

◎学校債の発行について

平13.7.5 私宗第230号
神奈川県知事所轄各学校法人理事長あて
神奈川県県民部私学宗教課長通知

標記の件について、文部科学省において学校法人の経営基盤強化等に資する観点から、注意事項の整理が行われ、募集対象の拡大を図ることとしたため、本県においても次のとおり学校債の発行についての注意事項を整理しましたので通知します。

各学校法人におかれましては、各事項の内容を十分ご理解の上、関係事務処理を行うとともに、募集にあたっての説明責任が存すると考えられることから、財務状況の開示に努められるようお願いいたします。

- 1 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」(昭和29年法律第195号、以下「出資法」という。)において、不特定かつ多数の者からの「出資金」及び「預り金」の受入れが原則として禁止されていますが、学校債がその目的を明示して借入金として発行される場合には、出資法に定める「出資金」及び「預り金」には該当しないものとされています。

については、学校債の発行にあたって、資金を受け入れる学校法人の側の利便(例えば、施設整備事業や奨学事業など)のために発行される旨の募集目的と、学校債が消費貸借契約に基づく学校法人の「借入金」の性格を有するものである旨を募集要項等に明示し、募集対象者に周知してください。

- 2 昭和29年10月13日付け文部省管理局振興課長通知に基づ

き、学校債の募集においてその目的及び借入金である旨を明示して行う場合においても、募集対象を同窓会会員やPTA会員等に限定することが好ましいとしてきましたが、学校法人の経営基盤強化の観点から、その目的及び借入金である旨を明示して行う場合には、募集対象を同窓会会員やPTA会員等に限定する必要はなく、広く一般人を募集対象としても差し支えないこととしました。

3 学校債の発行は、学校法人に経営基盤強化のために、必要に応じて活用が図られるべきものですが、経営の健全性確保の観点から、学校債発行に当たっては無理のない適切な償還計画を策定してください。

4 学校債の発行に当たっては、昭和58年5月19日付け神奈川県県民部長通知「私立学校における入学者選抜の公正確保等について」（→P80）に特に留意してください。

◎学校法人の出資による会社の設立について

平13.9.25 私宗第378号
神奈川県知事所轄各学校法人理事長あて
神奈川県県民部私学宗教課長通知

標記の件について、文部科学省において、学校法人の経営に一層の弾力化及び経営の健全性の確保等の観点から留意事項の整理が行われ、文部科学省所轄学校法人に通知が行われたところですが、本県においても次のとおり学校法人の出資による会社の設立についての留意事項を整理しましたので通知します。

各学校法人におかれましては、つぎの留意事項について、その内容を十分ご理解の上、関係事務の処理を行うようお願いいたします。

1 学校法人の出資による会社の設立は、設置する学校の教育研究活動と密接な関係を有する事業(例えば、会計・教務などの学校事務、食堂・売店の運営、清掃・警備業務など)を一層効率的に行うために設立する場合に限ること。

なお、学校法人の出資割合は出資先会社の総出資額の2分の1以上であっても差し支えない。

2 学校法人が出資により会社を設立して行う事業の在り方及び種類については、「私立学校法の規定による学校法人及び法人の行う収益事業の種類」(昭和26年県告示、令和7年一部改正→P83)第1条及び第2条に準じて取り扱うこと。

3 学校法人の出資による会社設立に関して県民から不明朗、不適切等の指摘を受けることのないよう、十分に配慮すること。

4 知事への財務計算に関する書類の届出(私立学校振興助成法第14条第2項)に当たり、学校法人の出資割合が2分の1

以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社からの学校法人への寄附金額等について、脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付すること。

5 学校法人が既存会社へ出資する場合も、上記1から4について同様に留意すること。

◎学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について

平14.1.21 私宗第730号
神奈川県知事所轄学校法人理事長あて
神奈川県県民部私学宗教課長通知

学校法人の出資による会社の設立等については、「学校法人の出資による会社の設立について(通知)」(平成13年9月25日付け私宗第378号)において、設立の際の留意事項について通知したところですが、この中で、私立学校振興助成法に基づく知事への財務関係書類の届出に当たり、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合には、学校法人の財務状況を当該会社と関連付けて適切に把握できるよう、その出資状況や当該会社からの学校法人への寄附金額等について、学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況が把握できる資料を添付することとされております。

このことにつきまして、具体的な取扱いを下記のとおりとしますので、関係の事務処理に遺漏のないようお願いいたします。

なお、別途、日本公認会計士協会が本件に係る監査上の取扱いを公表する予定ですのでご参照ください。

- 1 当該会社に関する次の事項を貸借対照表に脚注として記載すること
 - (1) 名称及び事業内容
 - (2) 資本金又は出資金の額
 - (3) 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
 - (4) 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
 - (5) 当該会社の債務に係る保証債務
- 2 当該会社の経営状況の概要を把握するための添付資料は、当該会社の概要(別紙参照)、貸借対照表及び損益計算書又はそれらの要旨とし、これらの資料については、計算書類に綴じ込まずに届出時に添付すること。

別紙

学校法人の出資割合が2分の1以上の会社の概要(作成例)

名称及び所在地	株式会社 ○○ ○○県○○市○○1丁目2番3号
事業内容	文房具・靴・袋物の販売、不動産の賃貸借・管理 上記に付帯する一切の業務
代表者氏名	○○ ○○
役員及び従業員の数	取締役3名、監査役1名、従業員22名
学校法人と当該会社との人事上の関係(兼務等の状況)	(1) 当学校法人の役員のうち2名が取締役を兼務している。 また、教職員のうち1名が役員を兼務している。 会社役員 氏名 学校法人における役職等 取締役社長 ○○ ○○ 理事長 ○○○○ ○○ ○○ 理事 ○○○○ ○○ ○○ ○○高校○○部長 (2) 上記以外に、教職員のうち、○人が従業員を兼務し、○人が出向している。

注)学校法人の出資割合が2分の1以上の会社が複数ある場合は、当該会社ごとに作成してください。

◎幼児教育無償化に伴う施設等利用費等に係る会計処理について

令元. 10. 29

私立幼稚園、認定こども園を設置する学校法人あて
神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部
私学振興課 事務連絡

※非学校法人(個人立や宗教法人立)も取扱いは同様です。

私立学校行政の推進につきましては、日ごろから格別の御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、内閣府子ども子育て本部が公表している「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」が令和元年9月13日及び10月18日付けで更新され、施設等利用費及び副食材料費の負担減免に係る補足給付費(以下「施設等利用費等」という。)の会計処理の方法が示されていますので、お知らせします。なお、この取扱いは、令和元年度決算からとなりますので、この取扱いにより当初予算の変更が生じる場合は、予算の補正等の対応を御検討ください。

【概要】

1 利用料(保育料・入園料)に係る施設等利用費を、幼稚園、認定こども園(以下「幼稚園等」という。)が法定代理受領する場合

(1) 子ども子育て支援新制度移行園については、施設型給付費の一部として支給されるため、これまでどおり「(大科目)補助金収入」の「(小科目)施設型給付費収入」に計上します。

※FAQでは、所轄庁の方針のもと、「(大科目)学生生徒等納付金収入」の「(小科目)施設型給付費収入」として計上することも可能としていますが、本県では原則どおりの

取扱いとします。

(2) 私学助成園については、この施設等利用費が利用料(保育料・入園料)に関する収入であることから、市町村から施設等利用費の支給を受けた時点では、対応する利用料の納付期限まで一旦「預り金」に計上し、その後、利用料の納付期限が到来したもものから、「(大科目)学生生徒等納付金収入」の「(小科目)施設等利用給付費収入」に振り替えます。

2 預かり保育事業に係る施設等利用費を、幼稚園等が法定代理受領する場合

これまでの預かり保育事業に係る利用料の取扱いを踏まえ、「(大科目)付随事業・収益事業収入」の「(小科目)施設等利用給付費収入」として計上します。

3 副食材料費に係る補足給付費を、私学助成園が現物給付として代理受領する場合

これまでの各園の給食費収入に係る会計処理に準じて計上します。

具体的には、給食費を保育料とともに一律義務的に徴収し、「(大科目)学生生徒納付金収入」として取り扱っている場合は、補足給付費も同様に「(大科目)学生生徒納付金収入」の「(小科目)補足給付費収入」等として計上します。

また、これ以外の給食費の徴収方法により、「(大科目)付随事業・収益事業収入」の「(小科目)補助活動収入」として計上している場合は、補足給付費も同様の科目に計上します。

※子ども子育て支援新制度移行園については、施設型給付費の加算により対応されることとなります。

4 施設等利用費等の給付が、償還払いによる場合

幼稚園等において施設等利用費等の収受がないことから、会計処理は発生しません。

(参考)内閣府子ども子育て本部「幼児教育・保育の無償化に関する自治体向けFAQ」(2019年10月18日版)61～62ページ【17 会計処理】

○会計処理に係る県の告示

◎私立学校法の規定による学校法人及び法人の行う収益事業の種類

昭 26. 2. 2	神奈川県告示第 42 号
平 13. 4. 24	神奈川県告示第 377 号一部改正
平 22. 11. 22	神奈川県告示第 701 号一部改正
平 28. 11. 22	神奈川県告示第 594 号一部改正
令 7. 3. 28	神奈川県告示第 189 号一部改正

私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 19 条第 2 項の規定に基づき、学校法人及び同法第 152 条第 5 項の法人の行うことのできる収益事業の種類を次のとおり定める。

第 1 条 私立学校法第 19 条第 1 項（同法第 152 条第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により、神奈川県知事の所轄に属する学校法人（同項において準用する場合にあつては、同条第 5 項の法人。以下この条において同じ。）の行うことのできる収益事業（当該学校法人の設置する学校の教育の一部として又はこれに付随して行われる事業を除く。以下「収益事業」という。）は、次条に掲げるものであつて、次の各号のいずれにも該当しないものでなければならない。

- (1) 経営が投機的に行われるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条各項（第 2 項、第 3 項及び第 12 項を除く。）に規定する営業及びこれらに類似する方法によつて経営されるもの
- (3) 規模が当該学校法人の設置する学校の状態に照らして不適当なもの
- (4) 自己の名義をもつて他人に行わせるもの
- (5) 当該学校法人の設置する学校の教育に支障のあるもの
- (6) その他学校法人としてふさわしくない方法によつて経営されるもの

第 2 条 収益事業の種類は、統計法第 28 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第 256 号。以下「日本標準産業分類」という。）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。

- (1) 農業、林業
- (2) 漁業
- (3) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (4) 建設業
- (5) 製造業（「武器製造業」に関するものを除く。）
- (6) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (7) 情報通信業
- (8) 運輸業、郵便業

- (9) 卸売業、小売業
- (10) 保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」に関するものに限る。）
- (11) 不動産業（「建物売買業、土地売買業」に関するものを除く。）、物品賃貸業
- (12) 学術研究、専門・技術サービス業
- (13) 宿泊業、飲食サービス業（「料亭」、「酒場、ビヤホール」及び「バー、キャバレー、ナイトクラブ」に関するものを除く。）
- (14) 生活関連サービス業、娯楽業（「遊戯場」に関するものを除く。）
- (15) 教育、学習支援業
- (16) 医療、福祉
- (17) 複合サービス事業
- (18) サービス業（他に分類されないもの）

第 3 条 収益事業の種類を寄附行為に記載する場合には、原則として日本標準産業分類の中分類により記載するものとする。

◎私立学校振興助成法による公認会計士等の監査

[令 7. 3. 28 神奈川県告示第 187 号]

私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）第 14 条第 2 項の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和 7 年度以後の各年度の計算書類及びその附属明細書について受ける公認会計士又は監査法人の監査について、次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

私立学校振興助成法による公認会計士等の監査報告書に係る監査事項の指定（平成 28 年神奈川県告示第 312 号）は、廃止する。ただし、令和 6 年度以前の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類に添付する公認会計士又は監査法人の監査報告書に係る監査事項については、なお従前の例による。

知事を所轄庁とする学校法人が受ける私立学校振興助成法第 14 条第 2 項の監査は、学校法人会計基準（昭和 46 年文部省令第 18 号）の定めるところに従って、会計処理が行われ、計算書類及びその附属明細書（活動区分資金収支計算書を除く。）が作成されているかどうかに関して行うものとする。

◎私立学校振興助成法施行規則による所轄庁が定める書類の指定

[令 7. 3. 28 神奈川県告示第 188 号]

私立学校振興助成法施行規則（令和 6 年文部科学省令第 29

号) 第2条第4号の規定に基づき、知事を所轄庁とする学校法人が令和7年度以後の各年度に私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第4項の規定により知事へ提出する書類に添付する同令第2条第4号に掲げる書類を次のとおり指定し、令和7年4月1日から施行する。

知事を所轄庁とする学校法人に係る私立学校振興助成法施行規則第2条第4号に掲げる所轄庁が定める書類は、人件費支出内訳表が同令第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人の監査報告とする。

○その他

◎私立学校法（抜粋）（昭24.12.15 法律第270号）

（会計の原則）

第101条 学校法人は、文部科学省令で定める基準に従い、会計処理を行わなければならない。

（会計帳簿）

第102条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない。

2 学校法人は、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

（計算書類等の作成及び保存）

第103条 学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、その成立の日における貸借対照表を作成しなければならない。

2 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に、文部科学省令で定めるところにより、各会計年度に係る計算書類等（計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書をいう。以下同じ。）を作成しなければならない。

3 計算書類等は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 学校法人は、計算書類を作成した時から10年間、当該計算書類及びその附属明細書を保存しなければならない。

（財産目録等の作成、備置き及び閲覧等）

第107条 学校法人は、毎会計年度終了後3月以内に（学校法人が成立した日の属する会計年度にあつては、当該成立した日以後遅滞なく）、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる書類を作成しなければならない。

- 1 財産目録
- 2 役員及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿
- 3 第100条第1項に規定する報酬等の支給の基準を記載した書類

◎私立学校振興助成法（抜粋）（昭50.7.11 法律第61号）

（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）

第9条 都道府県が、その区域内にある幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

（所轄庁への書類の提出等）

第14条 第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人（以下この条において「助成対象学校法人」という。）は、収支予算書を作成しなければならない。

2 助成対象学校法人（会計監査人設置学校法人等（私立学校法第82条第3項に規定する会計監査人設置学校法人及び同法第143条に規定する大臣所轄学校法人等をいう。第4項において同じ。）を除く。）は、計算書類（同法第103条第2項に規定する計算書類をいう。第4項において同じ。）及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。）又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

3 前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

4 助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後3月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第86条第2項の会計監査報告）を添付して、所轄庁に提出しなければならない。ただし、第2項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

◎学校法人会計基準（昭46.4.1 文部省令第18号）

〔改正沿革〕	昭和51年	文部省令1号、14号
	昭和62年	文部省令25号
	平成6年	文部省令31号
	平成12年	文部省令53号
	平成17年	文部科学省令17号
	平成22年	文部科学省令2号
	平成23年	文部科学省令37号
	平成25年	文部科学省令15号
	平成27年	文部科学省令13号
	令和6年	文部科学省令28号
	目次	

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 会計帳簿

第1節 総則（第6条）

第2節 資産（第7条—第10条）

第3節 負債（第11条）

第4節 基本金（第12条—第14条）

第3章 計算関係書類

第1節 総則（第15条・第16条）

第2節 貸借対照表（第17条—第22条）

第3節 事業活動収支計算書（第23条—第31条）

第4節 資金収支計算書（第32条—第39条）

第5節 計算書類の注記（第40条）

第6節 附属明細書（第41条・第42条）

第4章 財産目録（第43条—第47条）

第5章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（第48条—第50条）

第6章 放送大学学園に関する特例（第51条）

附則

第1章 総則

（学校法人会計の基準）

第1条 私立学校法（以下「法」という。）第101条に規定する基準については、この省令の定めるところによる。

2 法第3条に規定する学校法人（法第152条第5項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。以下「学校法人」という。）は、この省令の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属明細書並びに財産目録を作成しなければならない。ただし、法第19条第1項の事業（以下「収益事業」という。）に関する会計（以下「収益事業会計」という。）については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならない。

3 学校法人は、この省令に定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる学校法人会計の慣行に従わなければならない。

4 計算書類のうち貸借対照表については、前2項の規定によるほか、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第1条第2号に掲げる証券若しくは証書を発行し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人であつて、当該証券若しくは当該証書又は当該権利について金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する募集又は同条第4項に規定する売出しを行うもの（次項において「有価証券発行学校法人」という。）にあつては、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成19年文部科学省令第36号）の定めるところにより作成しなければならない。

5 計算書類のうち収支計算書については、第2項及び第3項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附

属明細表に分けて、有価証券発行学校法人の財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の定めるところにより作成しなければならない。

（会計の原則）

第2条 学校法人は、次に掲げる原則によつて、会計処理を行い、計算書類及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）（収益事業会計にあつては、貸借対照表及び損益計算書。以下この条において同じ。）並びに財産目録を作成しなければならない。

- 1 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。
- 2 全ての取引について、正規の簿記の原則によつて正しく記帳された会計帳簿に基づいて計算関係書類を作成すること。
- 3 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を計算関係書類に明瞭に表示すること。
- 4 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算関係書類及び財産目録の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

（収益事業会計）

第3条 収益事業会計に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成は、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従つて行わなければならない。

- 2 収益事業会計については、前2条、前項及び第4章の規定を除き、この省令の規定は、適用しない。

（総額表示）

第4条 計算書類に記載する金額は、総額をもつて表示するものとする。ただし、預り金に係る収入と支出その他経過的な収入と支出及び食堂に係る収入と支出その他教育活動に付随する活動に係る収入と支出については、純額をもつて表示することができる。

（金額の表示の単位）

第5条 計算関係書類及び財産目録に記載する金額は、1円単位をもつて表示するものとする。

第2章 会計帳簿

第1節 総則

（会計帳簿の作成）

第6条 法第102条第1項の規定により学校法人が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び基本金の価額その他会計帳簿の作成に関する事項については、この章の定めるところによる。

- 2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもつて作成するものとする。

第2節 資産

(資産の評価)

第7条 資産の評価は、取得価額をもつてするものとする。ただし、当該資産の取得のために通常要する価額と比較して著しく低い価額で取得した資産又は贈与された資産の評価は、取得又は贈与の時における当該資産の取得のために通常要する価額をもつてするものとする。

(減価償却)

第8条 固定資産のうち時の経過によりその価値を減少するもの（以下「減価償却資産」という。）については、減価償却を行うものとする。

2 減価償却資産の減価償却の方法は、定額法によるものとする。

(有価証券の評価換え)

第9条 有価証券については、第7条の規定により評価した価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によつて評価するものとする。

(徴収不能額の引当て)

第10条 金銭債権については、徴収不能のおそれがある場合には、当該徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れるものとする。

第3節 負債

(負債の評価)

第11条 負債については、次項の場合を除き、会計帳簿に債務額を付すものとする。

2 退職給与引当金のほか、引当金については、会計年度の末日において、将来の事業活動支出の発生に備えて、その合理的な見積額のうち当該会計年度の負担に属する金額を事業活動支出として繰り入れることにより計上した額を付すものとする。

第4節 基本金

(基本金)

第12条 学校法人が、その諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組み入れた金額を基本金とする。

(基本金への組入れ)

第13条 学校法人は、次に掲げる金額に相当する金額を、基本金に組み入れるものとする。

1 学校法人が設立当初に取得した固定資産で教育の用に供されるものの価額又は新たな学校（専修学校及び各種学校

を含む。以下この号及び次号において同じ。）の設置若しくは既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために取得した固定資産の価額

2 学校法人が新たな学校の設置又は既設の学校の規模の拡大若しくは教育の充実向上のために将来取得する固定資産の取得に充てる金銭その他の資産の額

3 基金として継続的に保持し、かつ、運用する金銭その他の資産の額

4 恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額

2 前項第2号又は第3号に掲げる資産の額の基本金への組入れは、固定資産の取得又は基金の設定に係る基本金組入計画に従い行うものとする。

3 学校法人が第1項第1号の固定資産を借入金（学校債を含む。以下この項において同じ。）又は未払金（支払手形を含む。以下この項において同じ。）により取得した場合において、当該借入金又は未払金に相当する金額については、当該借入金又は未払金の返済又は支払（新たな借入金又は未払金によるものを除く。）を行つた会計年度において、返済又は支払を行つた金額に相当する金額を基本金に組み入れるものとする。

(基本金の取崩し)

第14条 学校法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める額の範囲内で基本金を取り崩すことができる。

1 その諸活動の一部又は全部を廃止した場合 その廃止した諸活動に係る基本金への組入額

2 その経営の合理化により前条第1項第1号の固定資産を有する必要がなくなつた場合 その固定資産の価額

3 前条第1項第2号の金銭その他の資産を将来取得する固定資産の取得に充てる必要がなくなつた場合 その金銭その他の資産の額

4 その他やむを得ない事由がある場合 その事由に係る基本金への組入額

第3章 計算関係書類

第1節 総則

(成立の日の貸借対照表)

第15条 法第103条第1項の規定により作成すべき貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するものとする。

(各会計年度に係る計算書類)

第16条 法第103条第2項の規定により学校法人が作成しなけ

ればならない各会計年度に係る計算書類は、次に掲げるものとする。

1 貸借対照表

2 次に掲げる収支計算書

イ 事業活動収支計算書

ロ 資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書

第2節 貸借対照表

(貸借対照表の内容)

第17条 貸借対照表は、当該会計年度末現在における全ての資産、負債及び純資産の状態を明瞭に表示するものとする。

(貸借対照表の記載方法)

第18条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、資産、負債及び純資産の科目ごとに、当該会計年度末の額を前会計年度末の額と対比して記載するものとする。

(減価償却資産の表示方法)

第19条 減価償却資産については、当該減価償却資産に係る減価償却額の累計額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該減価償却資産の属する科目ごとに、減価償却額の累計額を控除する形式で記載することができる。

(金銭債権の表示方法)

第20条 金銭債権については、徴収不能引当金の額を控除した残額を記載するものとする。ただし、必要がある場合には、当該金銭債権の属する科目ごとに、徴収不能引当金の額を控除する形式で記載することができる。

(貸借対照表の記載科目)

第21条 貸借対照表に記載する科目は、別表第1のとおりとする。

(貸借対照表の様式)

第22条 貸借対照表の様式は、第1号様式のとおりとする。

第3節 事業活動収支計算書

(事業活動収支計算書の内容)

第23条 事業活動収支計算書は、当該会計年度の次に掲げる活動に対応する事業活動収入及び事業活動支出の内容を明瞭に表示するとともに、当該会計年度において第12条及び第13条の規定により基本金に組み入れる額(以下「基本金組入額」という。)を控除した当該会計年度の諸活動に対応する全ての事業活動収入及び事業活動支出の均衡の状態を明瞭に表示するものとする。

1 教育活動

2 教育活動以外の経常的な活動

3 前2号に掲げる活動以外の活動

(事業活動収支計算の方法)

第24条 事業活動収入の計算は、当該会計年度の学校法人の負債とならない収入について行うものとする。

2 事業活動支出の計算は、当該会計年度において消費する資産の取得価額及び当該会計年度における用役の対価に基づいて行うものとする。

3 事業活動収支計算は、前条各号に掲げる活動ごとに、前2項の規定により計算した事業活動収入と事業活動支出を対照して行うとともに、事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除し、その残額から基本金組入額を控除して行うものとする。

(勘定科目)

第25条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿って事業活動収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。

(事業活動収支計算書の記載方法)

第26条 事業活動収支計算書には、第23条各号に掲げる活動ごとに事業活動収入の部及び事業活動支出の部を設け、事業活動収入又は事業活動支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の記載科目)

第27条 事業活動収支計算書に記載する科目は、別表第2のとおりとする。

(当年度収支差額等の記載)

第28条 第23条各号に掲げる活動ごとの当該会計年度の収支差額(事業活動収入の額から事業活動支出の額を控除した額をいう。以下同じ。)は、事業活動支出の部の次に予算の額と対比して記載するものとする。

2 当該会計年度の経常収支差額(第23条第1号に掲げる活動の収支差額に同条第2号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

3 当該会計年度の基本金組入前当年度収支差額(経常収支差額に第23条第3号に掲げる活動の収支差額を加算した額をいう。以下同じ。)は、同号に掲げる活動の収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

4 当該会計年度の基本金組入額は、基本金組入前当年度収支差額の次に予算の額と対比して記載するものとする。

5 当該会計年度の当年度収支差額(基本金組入前当年度収支

差額から基本金組入額を控除した額をいう。以下同じ。)は、基本金組入額の次に予算の額と対比して記載するものとする。
(翌年度繰越収支差額)

第 29 条 当該会計年度において次に掲げる額がある場合には、当該額を加算した額を、翌年度繰越収支差額として、翌会計年度に繰り越すものとする。

- 1 当年度収支差額
- 2 前年度繰越収支差額 (当該会計年度の前会計年度の翌年度繰越収支差額をいう。)
- 3 第 14 条の規定により当該会計年度において取り崩した基本金の額

(翌年度繰越収支差額の記載)

第 30 条 翌年度繰越収支差額は、当年度収支差額の次に、前条の規定による計算とともに、予算の額と対比して記載するものとする。

(事業活動収支計算書の様式)

第 31 条 事業活動収支計算書の様式は、第 2 号様式のとおりとする。

第 4 節 資金収支計算書

(資金収支計算書の内容)

第 32 条 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応する全ての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金 (現金及びいつでも引き出すことができる預貯金をいう。以下同じ。)の収入及び支出のてん末を明瞭に表示するものとする。

(資金収支計算の方法)

第 33 条 資金収入の計算は、当該会計年度における支払資金の収入並びに当該会計年度の諸活動に対応する収入で前会計年度以前の会計年度において支払資金の収入となつたもの (第 37 条第 1 項において「前期末前受金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する収入で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の収入となるべきもの (第 37 条第 1 項において「期末未収入金」という。)について行うものとする。

2 資金支出の計算は、当該会計年度における支払資金の支出並びに当該会計年度の諸活動に対応する支出で前会計年度以前の会計年度において支払資金の支出となつたもの (第 37 条第 2 項において「前期末前払金」という。)及び当該会計年度の諸活動に対応する支出で翌会計年度以後の会計年度において支払資金の支出となるべきもの (第 37 条第 2 項において「期末未払金」という。)について行うものとする。

(勘定科目)

第 34 条 学校法人は、この節の規定の趣旨に沿つて資金収支計算書を作成するため必要な勘定科目を設定するものとする。
(資金収支計算書の記載方法)

第 35 条 資金収支計算書には、収入の部及び支出の部を設け、収入又は支出の科目ごとに当該会計年度の決算の額を予算の額と対比して記載するものとする。

(資金収支計算書の記載科目)

第 36 条 資金収支計算書に記載する科目は、別表第 3 のとおりとする。

(前期末前受金等)

第 37 条 当該会計年度の資金収入のうち前期末前受金及び期末未収入金は、収入の部の控除科目として、資金収支計算書の収入の部に記載するものとする。

2 当該会計年度の資金支出のうち前期末前払金及び期末未払金は、支出の部の控除科目として、資金収支計算書の支出の部に記載するものとする。

(資金収支計算書の様式)

第 38 条 資金収支計算書の様式は、第 3 号様式のとおりとする。
(活動区分資金収支計算書の記載方法等)

第 39 条 活動区分資金収支計算書には、資金収支計算書に記載される資金収入及び資金支出の決算の額を次に掲げる活動ごとに区分して記載するものとする。

- 1 教育活動
- 2 施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動
- 3 資金調達その他前 2 号に掲げる活動以外の活動

2 活動区分資金収支計算書の様式は、第 4 号様式のとおりとする。

第 5 節 計算書類の注記

第 40 条 計算書類には、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 1 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針
- 2 重要な会計方針を変更したときは、その旨、その理由及びその変更による増減額
- 3 固定資産について減価償却累計額を直接控除した残額のみを記載した場合には、当該資産の減価償却額の累計額の合計額
- 4 金銭債権について徴収不能引当金を直接控除した残額のみを記載した場合には、徴収不能引当金の合計額
- 5 担保に供されている資産の種類及び額

6 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額

7 当該会計年度の末日において第 13 条第 1 項第 4 号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合には、その旨及び当該資金を確保するための対策

8 セグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。）情報

9 重要な偶発債務

10 子法人に関する事項

11 学校法人の出資による会社に係る事項

12 関連当事者との取引の内容に関する事項

13 学校法人間の財務取引

14 重要な後発事象

15 前各号に掲げるもののほか、財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

第 6 節 附属明細書

（附属明細書の記載方法等）

第 41 条 法第 103 条第 2 項の規定により作成すべき各会計年度に係る計算書類の附属明細書は、次に掲げるものとする。

- 1 固定資産明細書
- 2 借入金明細書
- 3 基本金明細書

2 前項の附属明細書は、当該会計年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

3 第 1 項の附属明細書には、当該会計年度における計算書類の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

（附属明細書の様式）

第 42 条 次の各号に掲げる附属明細書の様式は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 1 固定資産明細書 第 5 号様式
- 2 借入金明細書 第 6 号様式
- 3 基本金明細書 第 7 号様式

第 4 章 財産目録

（財産目録の内容）

第 43 条 法第 107 条第 1 項第 1 号に掲げる財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示するものとする。

（内部取引）

第 44 条 財産目録の作成に当たっては、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本と

の相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をするものとする。

（財産目録の区分）

第 45 条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。

2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第 3 号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

- 1 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）
- 2 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）
- 3 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）

3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第 3 号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。

- 1 固定負債（別表第 1 における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）
- 2 流動負債（別表第 1 における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）
- 3 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）

（財産目録の金額）

第 46 条 財産目録の金額は、貸借対照表に記載した金額と同一とする。

（財産目録の様式）

第 47 条 財産目録の様式は、第 8 号様式のとおりとする。

第 5 章 会計監査人非設置知事所轄学校法人に関する特例（徴収不能引当ての特例）

第 48 条 都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）（高等学校を設置するものを除く。次条において同じ。）は、第 10 条の規定にかかわらず、徴収不能の見込額を徴収不能引当金に繰り入れないことができる。

（基本金組入れに関する特例）

第 49 条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第 13 条第 1 項の規定にかかわらず、同項第 4 号に掲げる金額に相当する金額の全部又は一部を基本金に組み入れないことができる。

（計算書類の作成に関する特例）

第 50 条 会計監査人非設置知事所轄学校法人は、第 16 条及び第 41 条第 1 項の規定にかかわらず、活動区分資金収支計算書又は基本金明細書（高等学校を設置するものにあつては、活

動区分資金収支計算書に限る。)を作成しないことができる。

第6章 放送大学学園に関する特例

第51条 放送大学学園は、この省令の規定にかかわらず、放送大学学園に関する省令(平成15年文部科学省令第39号)の定めるところにより、会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成するものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年1月10日 文部省令第1号)

この省令は、学校教育法の一部を改正する法律(昭和50年法律第59号)の施行の日(昭和51年1月11日)から施行する。

附 則(昭和51年4月1日 文部省令第14号)

この省令は、私立学校振興助成法の施行の日(昭和51年4月1日)から施行する。

附 則(昭和62年8月31日 文部省令第25号)

- 1 この省令は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、第30条第1項第4号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、昭和63年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、昭和62年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成6年7月4日 文部省令第31号)

この省令は、公布の日から施行し、平成6年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用する。

附 則(平成12年10月31日 文部省令第53号)

(施行期日)

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則(平成17年3月31日 文部科学省令第17号)

- 1 この省令は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成17年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成16年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成22年2月25日 文部科学省令第2号)

- 1 この省令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成22年度以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成21年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成23年10月19日 文部科学省令第37号)

この省令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月22日 文部科学省令第15号)

- 1 この省令は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学校法人会計基準の規定は、平成27年度(都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、平成28年度)以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、平成26年度(都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあっては、平成27年度)以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月30日文部科学省令第13号)

(施行期日)

- 1 この省令は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定による改正後の学校法人会計基準第6章の規定は、この省令の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用し、施行日前に開始した会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則〔令和6年9月30日文部科学省令第28号抄〕

(施行期日)

第1条 この省令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令による改正後の学校法人会計基準の規定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類(貸借対照表及び収支計算書をいう。)及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用し、令和6年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例による。

別表第一 貸借対照表記載科目(第21条関係)

資産の部			備 考
科 目			
大科目	中科目	小科目	
固定資産	有形固定資産		貸借対照表日後1年を超えて使用される資産をいう。耐用年数が1年未満になっているものであつても使用中のものを含む。
		土地	
		建物	建物に附属する電気、給排水、暖房等の設備を含む。
		構築物	プール、競技場、庭園等の土木設備又は工作物をいう。
		教育研究用機器備品	標本及び模型を含む。
		管理用機器備品	
		図書	
	特定資産	車両	
		建設仮勘定	建設中又は製作中の有形固定資産をいい、工事前払金、手付金等を含む。
			使途が特定された預金等をいう。
		第2号基本金引当特定資産	
		第3号基本金引当特定資産	
		(何)引当特定資産	
		その他の固定資産	
流動資産	借地権	地上権を含む。	
	電話加入権	専用電話、加入電話等の設備に要する負担金額をいう。	
	施設利用権		
	ソフトウェア		
	有価証券	長期に保存する有価証券をいう。	
	収益事業元入金	収益事業に対する元入額をいう。	
	長期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。	
	現金預金		
	未収入金	学生生徒等納付金、補助金等の貸借対照表日における未収額をいう。	
	貯蔵品	減価償却の対象となる長期的な使用資産を除く。	
短期貸付金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。		
有価証券	一時的に保有する有価証券をいう。		

負債の部		
科 目		備 考
大科目	小科目	
固定負債	長期借入金	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	学校債	同上
	長期未払金	同上
	退職給与引当金	退職給与規程等による計算に基づく退職給与引当額をいう。
流動負債	短期借入金	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいい、資金借入れのために振り出した手形上の債務を含む。
	1年以内償還予定学校債	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	手形債務	物品の購入のために振り出した手形上の債務に限る。
	未払金	
	前受金	
	預り金	教職員の源泉所得税・社会保険料等の預り金をいう。

純資産の部		
科 目		備 考
大科目	小科目	
基本金	第1号基本金	第13条第1項第1号に係る基本金をいう。
	第2号基本金	第13条第1項第2号に係る基本金をいう。
	第3号基本金	第13条第1項第3号に係る基本金をいう。
	第4号基本金	第13条第1項第4号に係る基本金をいう。
繰越収支差		
	翌年度繰越収支差額	

(注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品の科目及び管理用機器備品の科目に代えて、機器備品の科目を設けることができる。

別表第二 事業活動収支計算書記載科目(第27条関係)

	科目		備考	
	大科目	小科目		
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金		
		授業料	聴講料、補講料等を含む。	
			入学金	
		実験実習料	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。	
			施設設備資金	施設拡充費その他施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
		手数料	入学検定料	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
			試験料	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
			証明手数料	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
		寄付金	特別寄付金	施設設備寄付金以外の寄付金をいう。
			一般寄付金	用途指定のない寄付金をいう。
	経常費等補助金	現物寄付	施設設備以外の現物資産等の受贈額をいう。	
		国庫補助金	施設設備補助金以外の補助金をいう。	
	付随事業収入	地方公共団体補助金	日本私立学校・共済事業団からの補助金を含む。	
		補助活動収入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。	
		附属事業収入	附属機関(病院、農場、研究所等)の事業の収入をいう。	
	雑収入	受託事業収入	外部から委託を受けた試験、研究所等による収入をいう。	
		施設設備利用料	施設設備利用料、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。	
	廃品売却収入	売却する物品に帳簿残高がある場合には、売却収入が帳簿残高を超える額をいう。		
	科目		備考	
事業活動	大科目	小科目		
				人件費
	教員人件費	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ。)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。		
		職員人件費	教員以外の職員に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。	
	役員報酬	理事及び監事に支払う報酬をいう。		
	退職給与引当金繰入額			
	退職金	退職給与引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度における退職金支払額と退職給与引当金計上額との差額を退職金として記載するものとする。		
	教育研究費	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。		
	消耗品費			
	光熱水費	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。		
旅費交通費				

支出の部	管理経費	奨学費	貸与の奨学金を除く。
		減価償却額	教育研究用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。
徴収不能等	消耗品費		
	光熱水費		
徴収不能額	旅費交通費		
	減価償却額	管理用減価償却資産に係る当該会計年度分の減価償却額をいう。	
徴収不能引当金繰入額	徴収不能引当金繰入額		
	徴収不能額	徴収不能引当金への繰入れが不足していた場合には、当該会計年度において徴収不能となった金額と徴収不能引当金計上額との差額を徴収不能引当額として記載するものとする。	
教育活動外収支	科目		備考
	大科目	小科目	
教育活動収入の部	受取利息・配当金	第3号基本金引当特定資産運用収入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
		その他の受取利息・配当金	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい、第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
事業活動外支出の部	その他の教育活動外支出	収益事業収入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
		借入金等利息	
特別収支	借入金等利息	借入金利息	
		学校債利息	
事業活動収入の部	科目		備考
	大科目	小科目	
特別収支	資産売却差額	資産売却収入	資産売却収入が当該資産の帳簿残高を超える場合のその超過額をいう。
		その他の特別収入	
事業活動支出の部	施設設備寄付金	施設設備寄付金	施設設備の拡充等のための寄付金をいう。
		現物寄付	施設設備の受贈額をいう。
事業活動支出の部	施設設備補助金	施設設備補助金	施設設備の拡充等のための補助金をいう。
		過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の収入となるもの。
事業活動支出の部	科目		備考
	大科目	小科目	
事業活動支出の部	資産処分差額	資産処分差額	資産の帳簿残高が当該資産の売却収入金額を超える場合のその超過額をいい、除却損又は廃棄損を含む。
		その他の特別支出	
事業活動支出の部	災害損失	災害損失	
		過年度修正額	前年度以前に計上した収入又は支出の修正額で当年度の支出となるもの。

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なもののについては、この限りでない。
 3 大科目と小科目の間に適当な科目を設けることができる。
 4 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費の科目及び管理経費の科目に代えて、経費の科目を設けることができる。

別表第三 資金収支計算書記載科目 (第36条関係)

収入の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
学生生徒等納付金収入	授 業 料 収 入	聴講料、補講料等を含む。
	入 学 金 収 入	
	実 験 実 習 料 収 入	教員資格その他の資格を取得するための実習料を含む。
	施 設 設 備 資 金 収 入	施設拡充費その他の施設・設備の拡充等のための資金として徴収する収入をいう。
手数料収入	入 学 検 定 料 収 入	その会計年度に実施する入学試験のために徴収する収入をいう。
	試 験 料 収 入	編入学、追試験等のために徴収する収入をいう。
	証 明 手 数 料 収 入	在学証明、成績証明等の証明のために徴収する収入をいう。
寄付金収入	特 別 寄 付 金 収 入	土地、建物等の現物寄付金を除く。用途指定のある寄付金をいう。
	一 般 寄 付 金 収 入	用途指定のない寄付金をいう。
補助金収入	国 庫 補 助 金 収 入	日本私学振興・共済事業団からの補助金を含む。
	地 方 公 共 団 体 補 助 金 収 入	
資産売却収入	施 設 売 却 収 入	固定資産に含まれない物品の売却収入を除く。
	設 備 売 却 収 入	
	有 価 証 券 売 却 収 入	
付随事業・収益事業収入	補 助 活 動 収 入	食堂、売店、寄宿舎等教育活動に付随する活動に係る事業の収入をいう。
	附 属 事 業 収 入	附属機関(病院、農場、研究所等)の事業の収入をいう。
	受 託 事 業 収 入	外部から委託を受けた試験、研究等による収入をいう。
	収 益 事 業 収 入	収益事業会計からの繰入収入をいう。
受取利息・配当金収入	第 3 号 基 本 金 引 当 特 定 資 産 運 用 収 入	第3号基本金引当特定資産の運用により生ずる収入をいう。
	そ の 他 の 受 取 利 息 ・ 配 当 金 収 入	預金、貸付金等の利息、株式の配当金等をいい第3号基本金引当特定資産運用収入を除く。
雑 収 入	施 設 設 備 利 用 料 収 入	施設設備利用料収入、廃品売却収入その他学校法人の負債とならない上記の各収入以外の収入をいう。
	施 設 設 備 利 用 料 収 入	
	廃 品 売 却 収 入	
借入金等収入	長 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年を超えて到来するものをいう。
	短 期 借 入 金 収 入	その期限が貸借対照表日後1年以内に到来するものをいう。
	学 校 債 収 入	

前受金収入	授 業 料 前 受 金 収 入	翌年度入学の学生・生徒等に係る学生生徒等納付金収入その他の前受金収入をいう。
	入 学 金 前 受 金 収 入	
	実 験 実 習 料 前 受 金 収 入	
	施 設 設 備 資 金 前 受 金 収 入	
その他の収入	第 2 号 基 本 金 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	上記の各収入以外の収入をいう。
	第 3 号 基 本 金 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	
	(何) 引 当 特 定 資 産 取 崩 収 入	
	前 期 末 未 収 入 金 収 入	
	貸 付 金 回 収 収 入	
	預 り 金 受 入 収 入	前会計年度末における未収入金の当該会計年度における収入をいう。
支出の部		
科 目		備 考
大 科 目	小 科 目	
人件費支出	教 員 人 件 費 支 出	教員(学長、校長又は園長を含む。以下同じ)に支給する本俸、期末手当及びその他の手当並びに所定福利費をいう。
	職 員 人 件 費 支 出	
	役 員 報 酬 支 出	
	退 職 金 支 出	理事及び監事に支払う報酬をいう。
教育研究経費支出	消 耗 品 費 支 出	教育研究のために支出する経費(学生、生徒等を募集するために支出する経費を除く。)をいう。
	光 熱 水 費 支 出	
	旅 費 交 通 費 支 出	
	奨 学 費 支 出	貸与の奨学金を除く。
管理経費支出	消 耗 品 費 支 出	電気、ガス又は水の供給を受けるために支出する経費をいう。
	光 熱 水 費 支 出	
	旅 費 交 通 費 支 出	
借入金等利息支出	借 入 金 利 息 支 出	貸与の奨学金を除く。
	学 校 債 利 息 支 出	
借入金等返済支出	借 入 金 返 済 支 出	貸与の奨学金を除く。
	学 校 債 返 済 支 出	
施設関係支出	土 地 支 出	整地費・周旋料等の施設の取得に伴う支出を含む。
	建 物 支 出	
	構 築 物 支 出	
	建 設 仮 勘 定 支 出	建物及び構築物等が完成するまでの支出をいう。
設備関係支出	教 育 研 究 用 機 器 備 品 支 出	標本及び模型の取得のための支出を含む。

資産運用支出	管理用機器備品支出	
	図書支出	
	車両支出	
	ソフトウェア支出	ソフトウェアに係る支出のうち資産計上されるものをいう。
	有価証券購入支出	
その他の支出	第2号基本金引当特定資産繰入支出	
	第3号基本金引当特定資産繰入支出	
	(何)引当特定資産繰入支出	
	収益事業元入金支出	収益事業に対する元入額の支出をいう。
	貸付金支払支出	収益事業に対する貸付金の支出を含む。
	手形債務支払支出	
	前期末未払金支払支出	
預り金支払支出		
	前払金支払支出	

- (注) 1 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができる。
- 2 小科目に追加する科目は、形態分類による科目でなければならない。ただし、形態分類によることが困難であり、かつ、金額が僅少なものについては、この限りでない。
- 3 大科目と小科目の間に適当な中科目を設けることができる。
- 4 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究経費支出の科目及び管理経費支出の科目に代えて、経費支出の科目を設けることができる。
- 5 会計監査人非設置知事所轄学校法人にあつては、教育研究用機器備品支出の科目及び管理用機器備品支出の科目に代えて、機器備品支出の科目を設けることができる。

第一号様式（第22条関係）

貸借対照表
年 月 日

（単位 円）

資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定資産			
有形固定資産			
土地			
建物			
構築物			
教育研究用機器備品			
管理用機器備品			
図書			
車両			
建設仮勘定			
(何)			
特定資産			
第2号基本金引当特定資産			
第3号基本金引当特定資産			
(何) 引当特定資産			
その他の固定資産			
借地権			
電話加入権			
施設利用権			
ソフトウェア			
有価証券			
収益事業元入金			
長期貸付金			
(何)			
流動資産			
現金預金			
未収入金			
貯蔵品			
短期貸付金			
有価証券			
(何)			
資産の部合計			

負債の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
固定負債			
長期借入金			
学校債			
長期未払金			
退職給与引当金			
(何)			
流動負債			
短期借入金			
1年以内償還予学校債			
手形債務			
未払金			
前受金			
預り金			
(何)			
負債の部合計			
純資産の部			
科目	本年度末	前年度末	増 減
基本金			
第1号基本金			
第2号基本金			
第3号基本金			
第4号基本金			
繰越収支差額			
翌年度繰越収支差額			
純資産の部合計			
負債及び純資産の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。

事業活動収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

	科目	事業活動収入の部		
		予算	決算	差異
	学生生徒等納付金			
	授業料			
	入学金			
	実験実習料			
	施設設備資金			
	(何)			
	手数料			
	入学検定料			
	試験料			
	証明手数料			
	(何)			
	寄付金			
	特別寄付金			
	一般寄付金			
	現物寄付			
	経常費等補助金			
	国庫補助金			
	地方公共団体補助金			
	(何)			
	付随事業収入			
	補助活動収入			
	附属事業収入			
	受託事業収入			
	(何)			
	雑収入			
	施設設備利用料			
	廃品売却収入			
	(何)			
	教育活動収入計			
	科目	事業活動支出の部		
		予算	決算	差異
	人件費			
	教員人件費			
	職員人件費			
	役員報酬			
	退職給与引当金繰入額			
	退職金			
	(何)			
	教育研究経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	奨学費			
	減価償却額			
	(何)			
	管理経費			
	消耗品費			
	光熱水費			
	旅費交通費			
	減価償却額			

	(何)			
	徴収不能額等			
	徴収不能引当金繰入額			
	徴収不能額			
	教育活動支出計			
	教育活動収支差額			
	科目	教育活動収入の部		
		予算	決算	差異
	受取利息・配当金			
	第3号基本金引当特定資産運用収入			
	その他の受取利息・配当金			
	その他の教育活動外収入			
	収益事業収入			
	(何)			
	教育活動外収入計			
	科目	教育活動支出の部		
		予算	決算	差異
	借入金等利息			
	借入金利息			
	学校債利息			
	その他の教育活動外支出			
	(何)			
	教育活動外支出計			
	教育活動外収支差額			
	経常収支差額			
	科目	特別収入		
		予算	決算	差異
	資産売却差額			
	(何)			
	その他の特別収入			
	施設設備寄付金			
	現物寄付			
	施設設備補助金			
	過年度修正額			
	(何)			
	特別収入計			
	科目	特別支出		
		予算	決算	差異
	資産処分差額			
	(何)			
	その他の特別支出			
	災害損失			
	過年度修正額			
	(何)			
	特別支出計			
	特別収支差額			
	[予備費]	()		
	基本金組入前当年度収支差額			
	基本金組入額合計	△	△	
	当年度収支差額			
	前年度繰越収支差額			
	基本金取崩額			
	翌年度繰越収支差額			
	(参考)			
	事業活動収入計			
	事業活動支出計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式

によるものとする。

3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

第三号様式 (第 38 条関係)

資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

収入の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
学生生徒等納付金収入			
授業料収入			
入学金収入			
実験実習料収入			
施設設備資金収入			
(何)			
手数料収入			
入学検定料収入			
試験料収入			
証明手数料収入			
(何)			
寄付金収入			
特別寄付金収入			
一般寄付金収入			
補助金収入			
国庫補助金収入			
地方公共団体補助金収入			
(何)			
資産売却収入			
施設売却収入			
設備売却収入			
有価証券売却収入			
(何)			
付随事業・収益事業収入			
補助活動収入			
附属事業収入			
受託事業収入			
収益事業収入			
(何)			
受取利息・配当金収入			
第 3 号基本金引当特定資産運用収入			

その他の受取利息・配当金収入			
雑収入			
施設設備利用料収入			
廃品売却収入			
(何)			
借入金等収入			
長期借入金収入			
短期借入金収入			
学校債収入			
前受金収入			
授業料前受金収入			
入学金前受金収入			
実験実習料前受金収入			
施設設備資金前受金収入			
(何)			
その他の収入			
第 2 号基本金引当特定資産取崩収入			
第 3 号基本金引当特定資産取崩収入			
(何)引当特定資産取崩収入			
前期末未収入金収入			
貸付金回収収入			
預り金受入収入			
(何)			
資金収入調整勘定	△	△	
期末未収入金	△	△	
前期末前受金	△	△	
(何)	△	△	
前年度繰越支払資金			
収入の部合計			
支出の部			
科 目	予 算	決 算	差 異
人件費支出			
教員人件費支出			
職員人件費支出			
役員報酬支出			
退職金支出			
(何)			
教育研究経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			

旅費交通費支出			
奨学費支出			
(何)			
管理経費支出			
消耗品費支出			
光熱水費支出			
旅費交通費支出			
(何)			
借入金等利息支出			
借入金利息支出			
学校債利息支出			
借入金等返済支出			
借入金返済支出			
学校債返済支出			
施設関係支出			
土地支出			
建物支出			
構築物支出			
建設仮勘定支出			
(何)			
設備関係支出			
教育研究用機器備品支出			
管理用機器備品支出			
図書支出			
車両支出			
ソフトウェア支出			
(何)			
資産運用支出			
有価証券購入支出			
第2号基本金引当特定資産繰入支出			
第3号引当金特定資産繰入支出			
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			
(何)			
その他の支出			
貸付金支払支出			
手形債務支払支出			
前期末未払金支払支出			
預り金支払支出			
前払金支払支出			
(何)			

[予備費]	()		
資金支出調整勘定	△	△	
期末未払金	△	△	
前期末前払金	△	△	
(何)	△	△	
翌年度繰越支払資金			
支出の部合計			

(注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
3 予算の欄の予備費の項の()内には、予備費の使用額を記載し、()外には、未使用額を記載する。予備費の使用額は、該当科目に振り替えて記載し、その振替科目及びその金額を注記する。

活動区分資金収支計算書

年 月 日から
年 月 日まで

（単位 円）

		科 目	金 額
教育活動による資金収支	収入	学生生徒納付金収入	
		手数料収入	
		特別寄付金収入	
		一般寄付金収入	
		經常費等補助金収入	
		付随事業収入	
		雑収入	
	(何)		
	教育活動資金収入計		
	支出	人件費支出	
		教育研究経費支出	
		管理経費支出	
		教育活動資金支出計	
	差引		
調整勘定等			
教育活動資金収支差額			
施設整備等活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	施設設備寄付金収入	
		施設設備補助金収入	
		施設設備売却収入	
		第2号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
	(何)		
	施設整備等活動資金収入計		
	支出	施設関係支出	
		設備関係支出	
		第2号基本金引当特定資産繰入支出	
		(何)引当特定資産繰入支出	
		(何)	
	施設整備等活動資金支出計		
差引			
調整勘定等			
施設整備等活動資金収支差額			
小計（教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額）			
その他の活動による資金収支	科 目		金 額
	収入	借入金等収入	
		有価証券売却収入	
		第3号基本金引当特定資産取崩収入	
		(何)引当特定資産取崩収入	
		(何)	
		小計	
		受取利息・配当金収入	
	収益事業収入		
	(何)		
	その他の活動資金収入計		
	支出	借入金等返済支出	
		有価証券購入支出	
		第3号基本金引当特定資産繰入支出	
(何)引当特定資産繰入支出			
収益事業元入金支出			

(何)	
小計	
借入金等利息支出	
(何)	
その他の活動資金支出計	
差引	
調整勘定等	
その他の活動資金収支差額	
支払資金の増減額（小計+その他の活動資金収支差額）	
前年度繰越支払資金	
翌年度繰越支払資金	

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 調整勘定等の項には、活動区分ごとに、資金収支計算書の調整勘定（期末未収入金、前期末前受金、期末未払金、前期末前払金等）に調整勘定に関連する資金収入（前受金収入、前期末未収入金収入等）及び資金支出（前期末未払金支払支出、前払金支払支出等）を相互に加減した額を記載する。また、活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程を注記する。

第五号様式（第42条関係）

固定資産明細書

年月日から
年月日まで

(単位 円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却額の累計額	差引期末残高	摘要
有形固定資産	土地						
	建物						
	構築物						
	教育研究用機器備品						
	管理用機器備品						
	図書						
	車両						
	建設仮勘定						
	(何)						
	計						
	特定資産	第2号基本金引当特定資産					
第3号基本金引当特定資産							
(何)引当特定資産							
計							
その他の固定資産	借地権						
	電話加入権						
	施設利用権						
	ソフトウェア						
	有価証券						
	収益事業元入金						
	長期貸付金						
	(何)						
	計						
合計							

第六号様式（第42条関係）

借入金明細書

年月日から
年月日まで

(単位 円)

借入先	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	返済期限	摘要
長期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	計					
短期借入金	公的金融機関					
	市中金融機関					
	その他					
	返済期限が1年以内の長期借入金					
計						
合計						

(注) 1 摘要の欄には、借入金の使途及び担保物件の種類を記載する。

- (注) 1 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 3 期末残高から減価償却額の累計額を控除した残高を差引期末残高の欄に記載する。
 4 贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合には、それぞれその事由を摘要の欄に記載する。

財 産 目 録

年 月 日現在

(単位 円)

科 目	年 度 末		
一 資産額			
(一) 基本財産			
1 土地			円
(1) 校地	〇〇	m ²	円
2 建物			円
(1) 校舎	〇〇	m ²	円
3 教育研究用機器備品	〇〇	点	円
4 図書	〇〇	冊	円
(二) 運用財産			
1 現金預金			円
(1) 現金			円
(2) 普通預金			円
2 積立金			円
(1) (何)引当特定資産			円
3 有価証券			円
(1) 利付国債			円
(三) 収益事業会計資産			
合 計			円
二 負債額			
(一) 固定負債			
1 長期借入金			円
2 学校債			円
3 長期未払金			円
4 退職給与引当金			円
(二) 流動負債			
1 短期借入金			円
2 未払金			円
3 前受金			円
(三) 収益事業会計負債			
合 計			円

- (注) 1 基本財産：学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金
 2 運用財産：学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産
 3 収益事業会計資産：収益を目的とする事業に必要な財産（収益事業会計の貸借対照表における「資産の部」に計上する資産）
 4 固定負債：別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債
 5 流動負債：別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債
 6 収益事業会計負債：収益を目的とする事業に必要な負債（収益事業会計の貸借対照表における「負債の部」に計上する負債）

◎私立学校振興助成法施行規則

(令 6. 9. 30 文部科学省令第 29 号)

私立学校振興助成法(昭和 50 年法律第 61 号)第 14 条第 3 項及び第 4 項並びに同法附則第 2 条第 2 項及び第 2 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、私立学校振興助成法施行規則を次のように定める。

(監査報告の作成)

第 1 条 私立学校振興助成法(以下「法」という。)第 14 条第 3 項の規定による監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2 法第 14 条第 2 項の監査を行う公認会計士(公認会計士法(昭和 23 年法律第 103 号)第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。以下この項及び次条第 4 号において同じ。)又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、公認会計士又は監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

1 当該学校法人の理事、監事及び職員

2 その他公認会計士又は監査法人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

(所轄庁への提出書類)

第 2 条 法第 14 条第 4 項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してしなければならない。

1 事業活動収支内訳表

2 資金収支内訳表

3 人件費支出内訳表

4 人件費支出内訳表が第 5 条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

(事業活動収支内訳表の記載方法等)

第 3 条 前条第 1 号に掲げる事業活動収支内訳表には、事業活動収支計算書(学校法人会計基準(昭和 46 年文部省令第 18 号)第 16 条第 2 号イに掲げる事業活動収支計算書をいう。)に記載される事業活動収入及び事業活動支出並びに基本金組入額の決算の額を次に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

1 学校法人(次号から第 5 号までに掲げるものを除く。)

2 各学校(専修学校及び各種学校を含み、次号から第 5 号

までに掲げるものを除く。)

3 研究所

4 各病院

5 農場、演習林その他前 2 号に掲げる施設の規模に相当する規模を有する各施設

2 事業活動収支内訳表の様式は、第 1 号様式のとおりとする。(資金収支内訳表の記載方法等)

第 4 条 第 2 条第 2 号に掲げる資金収支内訳表には、資金収支計算書(学校法人会計基準第 16 条第 2 号ロに掲げる資金収支計算書をいう。次条第 1 項及び附則第 4 条第 4 項において同じ。)に記載される収入及び支出で当該会計年度の諸活動に対応するものの決算の額を前条第 1 項に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

2 前条第 1 項第 2 号に掲げる部門の記載に当たっては、2 以上の学部を置く大学にあつては学部(当該学部の専攻に対応する大学院の研究科、専攻科及び別科を含む。)に、2 以上の学科を置く短期大学にあつては学科(当該学科の専攻に対応する専攻科及び別科を含む。)に、2 以上の課程を置く高等学校にあつては課程(当該課程に対応する専攻科及び別科を含む。)にそれぞれ細分して記載しなければならない。この場合において、学部の専攻に対応しない大学院の研究科は大学の学部とみなす。

3 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 103 条に規定する大学に係る前項の規定の適用については、当該大学に置く大学院の研究科は大学の学部とみなす。

4 通信による教育を行う大学に係る第 2 項の規定の適用については、当該教育を担当する機関は大学の学部又は短期大学の学科とみなす。

5 資金収支内訳表の様式は、第 2 号様式のとおりとする。

(人件費支出内訳表の記載方法等)

第 5 条 第 2 条第 3 号に掲げる人件費支出内訳表には、資金収支計算書に記載される人件費支出の決算の額の内訳を第 3 条第 1 項各号に掲げる部門ごとに区分して記載しなければならない。

2 前条第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による記載について準用する。

3 人件費支出内訳表の様式は、第 3 号様式のとおりとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第2条 この省令の規定は、この省令の施行の日以後に開始する会計年度に係る法第14条第1項（法附則第2条第2項及び第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の補助金の交付を受ける学校法人（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等（法附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等をいう。以下同じ。）及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含む。以下この条において同じ。）について適用し、この省令の施行の日前に開始した会計年度に係る法第14条第1項の補助金の交付を受けた学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人に対する措置）

第3条 この省令の規定中学校法人には、当分の間、学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人を含むものとする。

2 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人に係る第1条及び第2条の規定の適用については、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第1条第1項	第14条第3項	附則第2条第2項 又は第2条の2第2項の規定により適用する法第14条第3項
第1条第2項	第14条第2項	附則第2条第2項 又は第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第14条第2項
第2条	第14条第4項	附則第2条第2項 又は第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第14条第4項
	所轄庁	都道府県知事

（学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び幼保連携型認定

こども園を設置する社会福祉法人の特別の会計に係る書類の作成方法等）

第4条 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等は、法附則第2条第3項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。

2 法附則第2条の2第1項の社会福祉法人は、同条第3項の規定による特別の会計について、学校法人会計基準の規定又は一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に従い、会計処理を行い、貸借対照表及び収支計算書並びにこれらの附属明細書並びに収支予算書を作成しなければならない。

3 前2項の規定の適用がある場合における学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人に係る学校法人会計基準の規定の適用については、同令の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句とする。

第1条第2項	法第152条第5項の専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む。	私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）附則第2条第2項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等であつて同条第3項の規定による特別の会計の経理をするもの及び同法附則第2条の2第1項の社会福祉法人であつて同条第3項の規定による特別の会計の経理をするものを含む。第4項、第5項、第4章及び第6章を除き、
	会計帳簿、計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及	計算書類（貸借対照表及び収支計算書をいう。以下同じ。）及びその附属

	びその附属明細書 並びに財産目録	明細書
第6条第1項	法第102条第1項の規定により学校法人が作成すべき	私立学校振興助成法附則第2条第3項又は第2条の2第3項の規定による特別の会計に係る
第8条第2項	定額法	定額法又は定率法
第13条第1項第1号	設立当初に取得した	私立学校振興助成法附則第2条第3項又は第2条の2第3項の規定による特別の会計を設けた際に有していた
第16条及び第41条第1項	法第103条第2項	私立学校振興助成法附則第2条第2項又は第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条第1項
第48条	都道府県知事を所轄庁とする学校法人（会計監査人を置くものを除く。以下「会計監査人非設置知事所轄学校法人」という。）	学校法人
第49条、第50条、別表第1、別表第2及び別表第3	会計監査人非設置知事所轄学校法人	学校法人

4 法附則第2条第2項又は第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第14条第1項の規定が初めて適用される学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人については、法附則第2条第2項又は第2条の2第2項の規定により読み替えて適用する法第14条第1項の規定が初めて適用される会計年度における会計処理（資金収支計算に係るものを除く。）並びに貸借対照表及び

収支計算書（資金収支計算書を除く。）並びにこれらの附属明細書並びに事業活動収支内訳表の作成は、なお従前の例によることができる。

5 学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び法附則第2条の2第1項の社会福祉法人が前項に規定する会計年度の末日に有している資産に係る評価及び減価償却の方法については、第1項又は第2項の規定により適用する学校法人会計基準第7条及び第3項の規定により読み替えて適用する同令第8条第2項の規定によらないことができる。

事業活動収支内訳表

年 月 日から
年 月 日まで

(単位 円)

科目	部門	学校法人	(何)大学	(何)幼稚園	研究所	(何)病院	総額
教育活動収入の部							
学生生徒等納付金							
授業料							
入学金							
実験実習料							
施設設備資金							
(何)							
手数料							
入学検定料							
試験料							
証明手数料							
(何)							
寄付金							
特別寄付金							
一般寄付金							
現物寄付							
経常費等補助金							
国庫補助金							
地方公共団体補助金							
(何)							
付随事業収入							
補助活動収入							
附属事業収入							
受託事業収入							
(何)							
雑収入							
施設設備利用料							
廃品売却収入							
(何)							
教育活動収入計							
事業活動支出の部							
人件費							
教員人件費							
職員人件費							
役員報酬							
退職給与引当金繰入額							
退職金							
(何)							
教育研究経費							
消耗品費							
光熱水費							
旅費交通費							
奨学費							
減価償却額							
(何)							
管理経費							
消耗品費							
光熱水費							
旅費交通費							

減価償却額									
(何)									
徴収不能額等									
徴収不能引当金繰入額									
徴収不能額									
教育活動支出計									
教育活動収支差額									
教育活動外収支									
事業活動収入の部									
受取利息・配当金									
第3号基本金引当特定資産運用収入									
その他の受取利息・配当金									
その他の教育活動外収入									
収益事業収入									
(何)									
教育活動外収入計									
事業活動支出の部									
借入金等利息									
借入金利息									
学校債利息									
その他の教育活動外支出									
(何)									
教育活動外支出計									
教育活動外収支差額									
経常収支差額									
特別収支									
事業活動収入の部									
資産売却差額									
(何)									
その他の特別収入									
施設設備寄付金									
現物寄付									
施設設備補助金									
過年度修正額									
(何)									
特別収入計									
事業活動支出の部									
資産処分差額									
(何)									
その他の特別支出									
災害損失									
過年度修正額									
(何)									
特別支出計									
特別収支差額									
基本金組入前当年度収支差額									
基本金組入額合計		△	△	△	△	△	△	△	△
当年度収支差額									

(参考)

事業活動収入計									
事業活動支出計									

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する様式によるものとする。
 4 どの部門の事業活動収入又は事業活動支出であるか明らかでない事業活動収入又は事業活動支出は、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第二号様式（第4条関係）

資金収支内訳表

年 月 日から
年 月 日まで

収入の部

（単位 円）

部 門 科 目	学校 法人	(何)大 学			(何) 幼稚園	研究 所	(何) 病院	総額
		(何) 学部		計				
学生生徒等納付 金収入								
授業料収入								
入学金収入								
実験実習料収 入								
施設設備資金 収入								
(何)								
手数料収入								
入学検定料収 入								
試験料収入								
証明手数料収 入								
(何)								
寄付金収入								
特別寄付金収 入								
一般寄付金収 入								
補助金収入								
国庫補助金収 入								
地方公共団体 補助金収入								
(何)								
資産売却収入								
施設売却収入								
設備売却収入								
有価証券売却 収入								
(何)								
付随事業・収益 事業収入								
補助活動収入								
附属事業収入								
受託事業収入								
収益事業収入								
(何)								

受取利息・配当 金収入								
第3号基本金 引当特定資産 運用収入								
その他の受取 利息・配当金 収入								
雑収入								
施設設備利用 料収入								
廃品売却収入								
(何)								
借入金等収入								
長期借入金収 入								
短期借入金収 入								
学校債収入								
計								

支出の部

(単位 円)

部 門 科 目	学校 法人	(何)大学			(何) 幼稚 園	研究 所	(何) 病院	総額
		(何) 学部		計				
人件費支出								
教員人件費支出								
職員人件費支出								
役員報酬支出								
退職金支出								
(何)								
教育研究経費支出								
消耗品費支出								
光熱水費支出								
旅費交通費支出								
奨学費支出								
(何)								
管理経費支出								
消耗品費支出								
光熱水費支出								
旅費交通費支出								
(何)								
借入金等利息支出								
借入金利息支出								
学校債利息支出								
(何)								
借入金等返済支出								
借入金返済支出								
学校債返済支出								
(何)								
施設関係支出								
土地支出								
建物支出								
構築物支出								
建設仮勘定支出								
(何)								
設備関係支出								
教育研究用機器備品支出								
管理用機器備品支出								
図書支出								
車両支出								
ソフトウェア支出								
(何)								
計								

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 この表に掲げる科目に計上すべき金額がない場合には、当該科目を省略する様式によるものとする。
 3 この表に掲げる科目以外の科目を設けている場合には、その科目を追加する

様式によるものとする。

4 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出は、教員数又は在学生数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

第三号様式 (第5条関係)

人件費支出内訳表

年 月 日から

年 月 日まで

(単位 円)

部 門 科 目	学校 法人	(何)大学			(何) 幼稚 園	研究 所	(何) 病院	総額
		(何) 学部		計				
教員人件費支出								
本務教員								
本俸								
期末手当								
その他の手当								
所定福利費								
(何)								
兼務教員								
職員人件費支出								
本務職員								
本俸								
期末手当								
その他の手当								
所定福利費								
(何)								
兼務職員								
役員報酬支出								
退職金支出								
教 員								
職 員								
(何)								
計								

- (注) 1 学校法人が現に有している部門のみを掲げる様式によるものとする。
 2 どの部門の支出であるか明らかでない人件費支出は、教員数又は職員数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配付する。

◎学校法人会計基準の一部改正等について（通知）

令6.9.30 6文科高第1045号
各文部科学大臣所轄学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部長通知

このたび、別添のとおり、「学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）」（以下「改正省令」という。）及び「私立学校振興助成法施行規則（令和6年文部科学省令第29号）」（以下「私学助成法施行規則」という。）が令和6年9月30日に公布され、令和7年4月1日から施行されます。

これらの省令の趣旨及び内容の概要等は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、これらの省令の施行のために必要な通知等については、今後、随時発出することとしています。

記

第一 学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）

1. 改正の趣旨

私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号。以下「改正法」という。）により、補助金の適正配分を主な目的として私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）に位置づけられていた学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）は、ガバナンス強化の観点から、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする基準として、私立学校法に位置づけられたところである。これに伴い、所要の改正を行うものである。

2. 改正の概要

- (1) 学校法人（改正法による改正後の私立学校法（以下「改正私立学校法」という。）第152条第5項の法人を含む。以下第一において同じ。）は、学校法人会計基準に従い会計処理を行い、会計帳簿、計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を作成すること。ただし、改正私立学校法第19条第1項の事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成すること。（第1条第2項関係）
- (2) 学校法人の成立の日における貸借対照表は、学校法人の成立の日における会計帳簿に基づき作成するこ

と。（第15条関係）

- (3) 学校法人が作成しなければならない各会計年度に係る計算書類は、貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書とすること。（第16条関係）
- (4) 改正省令による改正前の学校法人会計基準（以下「旧基準」という。）において貸借対照表の脚注として記載することとされていた重要な会計方針等については、計算書類の注記事項とするとともに、注記事項としてセグメント情報及び子法人に関する事項を追加したこと。また、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」及び平成25年9月2日付け25高私参第8号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」を踏まえ、重要な偶発債務、学校法人の出資による会社に係る事項、関連当事者との取引の内容に関する事項、学校法人間の財務取引及び重要な後発事象を注記事項としたこと。（第40条関係）
- (5) 旧基準において附属明細表として規定されていた固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表は、各会計年度に係る計算書類の附属明細書と位置づけ、それぞれ固定資産明細書、借入金明細書及び基本金明細書とすること。（第41条関係）
- (6) 計算書類の様式を改めるとともに、附属明細書の様式を定めたこと。（第22条、第31条、第38条、第39条第2項、第42条関係、第1号様式～第7号様式関係）
- (7) 財産目録は、当該会計年度末現在（学校法人が成立した日における財産目録は、当該学校法人が成立した日）における全ての資産及び負債につき、その名称、数量、金額等を詳細に表示すること。（第43条関係）
- (8) 財産目録の作成に当たり、当該学校法人の収益事業会計に対する投資とこれに対応する収益事業会計の資本との相殺消去その他必要とされる事業相互間の項目の相殺消去をすること。（第44条関係）
- (9) 財産目録の様式を定めたこと。（第47条関係、第8号様式関係）
- (10) 会計監査人非設置知事所轄学校法人（都道府県知事を所轄庁とする学校法人のうち会計監査人を置かないものをいう。）は、徴収不能引当ての特例、基本金

組入れに関する特例及び計算書類の作成に関する特例の対象とすること。(第48条、第49条、第50条関係)

(11)その他、所要の改正を行うこと。

3. 施行日等

改正省令は令和7年4月1日から施行し、改正省令による改正後の学校法人会計基準(以下「新基準」という。)の規定は、令和7年度以降の会計年度に係る会計処理並びに計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成について適用すること。令和6年度以前の会計年度に係るものについては、なお従前の例によること。

(改正省令附則第1条、第2条関係)

4. 私立学校法施行規則の一部改正

私立学校法施行規則(昭和25年文部省令第12号)の一部改正により、会計監査報告の内容に、次に掲げるものを加えること。(改正省令附則第3条、私立学校法施行規則第34条第1項関係)

私立学校法施行規則第34条第1項第2号の意見があるときは、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録(私立学校法施行規則第24条に規定する貸借対照表に対応する項目を除く。)の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

第二 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)

1. 制定の趣旨

改正法附則第19条による改正後の私立学校振興助成法(以下「改正助成法」という。)第14条第3項及び第4項により、監査報告及び所轄庁への書類提出に関する規定について、文部科学省令に委任されたところである。

これに伴い、各種規定を整備するものである。

2. 概要

(1)改正助成法第14条第2項の監査を行う公認会計士又は監査法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならないこととすること。ただし、公認会計士又は監査法人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならないとすること。(第1条第2項関係)

① 当該学校法人の理事、監事及び職員

② その他公認会計士又は監査法人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

(2)改正助成法第14条第4項の規定による所轄庁への書類の提出は、次に掲げる書類を添付してすること。

(第2条関係)

① 事業活動収支内訳表

② 資金収支内訳表

③ 人件費支出内訳表

④ 人件費支出内訳表が私学助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士又は監査法人の監査報告その他の所轄庁が定める書類

(3) (2)①、②及び③について、記載方法等を規定すること。なお、記載方法等は旧基準において規定されていた内容を引き継ぐこと。(第3条、第4条、第5条関係)

3. 施行日

私学助成法施行規則は令和7年4月1日から施行し、私学助成法施行規則の規定は、私学助成法施行規則の施行の日以後に開始する会計年度に係る改正助成法第14条第1項の補助金を受ける学校法人について適用すること。私学助成法施行規則の施行の日以前の会計年度に係る改正助成法第14条第1項の補助金の交付を受けた学校法人の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例によること。(附則第1条、第2条関係)

◎学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について(通知)

令7.3.27 6高私参第27号
各文部科学大臣所轄学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

令和6年9月30日公布の「学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)」については、同日付け6文科高第1045号により、その趣旨、概要等について通知したところです。

このたび、学校法人会計基準の一部を改正する省令による改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号。以下「新基準」という。)の施行に当たり留意すべき事項等に

ついて、下記のとおり示すこととしましたので、十分御了知の上、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

第一 引当金について（第11条第2項関係）

1. 新基準における引当金の規定の趣旨は、学校法人会計基準別表第3の貸借対照表記載科目に示されている退職給与引当金のほか、引当金の計上について、明文の規定を設けたものであること。
2. 将来の特定の事業活動支出であって、その発生が当該会計年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該会計年度の負担に属する金額を当該会計年度の事業活動支出として引当金に繰り入れ、退職給与引当金等の負債性のある引当金については、当該引当金の残高を、貸借対照表の負債の部に計上すること。

なお、各学校法人（私立学校法の一部を改正する法律（令和5年法律第21号）による改正後の私立学校法（以下「改正私学法」という。）第152条第5項に規定する法人を含む。以下同じ。）が、令和7年度の期首時点で発生している引当金を令和7年度貸借対照表に計上する場合における、令和7年度の事業活動支出として引当金に繰り入れる金額は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「その他の特別支出」に、「（何）引当金特別繰入額」などの小科目を設けて処理することができること。

第二 セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）

1. セグメントへの計上及び配分基準について
 - (1) 特定のセグメント（学校法人を構成する一定の単位をいう。以下同じ。）のものとして把握できる収入額及び支出額については、当該セグメントへ直接計上すること。
 - (2) 複数のセグメントに共通する収入額及び支出額については、経済の実態を適切に表す配分基準（以下「配分基準」という。）により配分することとし、具体的には、以下の①から④の方法によること。
 - ① 配分基準の選択に当たっては、いたずらに計算が複雑とならないよう留意すること。
 - ② 在籍者数、職員数、使用時間、面積等を用いて配分

基準を合理的に設定し、配分すること（別添1「共通収支の配分基準の例」参照）。

- ③ 複数のセグメントの業務を兼務する教職員の人件費の発令基準（昭和55年11月4日付文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」における、教職員の人件費を各部門、学部・学科等のいずれの教職員として発令されているかにより計上する取扱いをいう。）に基づく計上は、当該計上が経済の実態を表していると合理的に説明できる場合に限られること。合理的に説明できない場合は、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分すること。

- ④ 勤務実態を反映した配分基準の設定に当たっては、各学校法人において、過去の一定期間の実績値など合理的なデータを用いて案分比を設定すること。ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではないこと。

(i) 教職員が役員を兼務する場合

セグメント「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント「学校法人部門」の役員としても発令され、かつ、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合は、当該人件費を各セグメントに計上する。

(ii) 大学と短期大学を兼務する場合

セグメント「大学」の教職員として発令されている者が、セグメント「短期大学」の教職員としても発令され、かつ、それぞれの人件費が発令の内容により区分されている場合は、当該人件費を各セグメントに計上する。

2. セグメント情報の表示方法について

- (1) セグメント情報については、各学校法人の業務内容等に応じて適切にセグメントを設定し表示すること。ただし、以下のセグメントについては、全ての学校法人において共通に設定すること。

- ① 大学
- ② 短期大学
- ③ 高等専門学校
- ④ ①から③以外の学校、専修学校及び各種学校
- ⑤ 病院
- ⑥ その他

- (2) (1)の①、②及び③は、複数設置している場合、学校ごとにセグメントを設定すること。
- (3) (1)の④及び⑤は、複数設置している場合であっても、一つのセグメントとすることができること。
- (4) (1)の⑥は、診療所（主に学生の健康管理や教職員の福利厚生等のために設置しているものを除く。）を含むこと。
- (5) (1)の⑦は、「学校法人部門」、病院以外の附属施設、保育所など(1)の①から⑤のいずれにも該当しない部門の収入額及び支出額を計上すること。また、「その他」が「学校法人部門」のみの場合、セグメントの名称を「その他」に代えて「学校法人部門」とすることができること。
- (6) 各セグメントに含まれる部門の名称を注記すること。
- (7) 「学校法人部門」の業務の範囲は、次に掲げる業務とすること。
- ① 理事会及び評議員会等の運営に関すること
 - ② 役員等の活動全般に関すること
 - ③ 登記、認可、届出その他の法令上の諸手続に関すること
 - ④ 法人主催の事業及び会議に関すること
 - ⑤ 土地の取得又は処分に関すること（他の部門の所掌に属するものを除く。）
 - ⑥ 法人運営の基本方針（将来計画、資金計画等）の策定及び管理に関すること
 - ⑦ 学校、学部・学科（学部の学科を含む。）等の新設事務に関すること
 - ⑧ その他「学校法人部門」に直接関わる庶務・会計・施設管理等に関すること
 - ⑨ 他の部門の業務に属さない事項の処理に関すること
- (8) 昭和55年通知における「学校法人」部門の業務の範囲は、令和9年度の事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表の作成から(7)によること。
- (9) 改正私学法における学校法人の財務報告の趣旨に鑑み、(1)に示すセグメントに加えて各学校法人が適切と考えるセグメントを設定し、セグメント情報を積極的に表示することが望まれること。
3. 医学部・歯学部の教職員が附属病院の業務を兼務する場合のセグメントの設定方法について
- (1) 医学部・歯学部の教職員が、教育研究活動と一体的に

診療業務を行う附属病院の業務を兼務する場合は、医学部・歯学部と当該附属病院を一括したセグメント「うち、医学部等及び附属病院」を設け、セグメント「大学」の内数として表示すること。なお、医学部・歯学部以外の学部で、当該附属病院と一体的に活動している学部がある場合は、当該学部についても、セグメント「うち、医学部等及び附属病院」に含めること。また、セグメント「うち、医学部等及び附属病院」に含まれる学部及び附属病院の名称を注記すること。

- (2) 医学部・歯学部を設置していない大学又は短期大学が、学部・学科における教育研究活動と一体的に診療業務を行う病院を有する場合は、(1)の取扱いに準じて、セグメント「うち、(何)学部等及び病院」を、セグメント「大学」又はセグメント「短期大学」の内数として表示し、セグメント「うち、(何)学部等及び病院」に含まれる学部・学科及び病院の名称を注記すること。

4. 表示すべき科目について

セグメントごとに表示すべき事業活動収支計算書の科目は、「教育活動収入計」、「教育活動支出計」、「教育活動収支差額」、「教育活動外収支差額」、「経常収支差額」、「特別収支差額」、「基本金組入前当年度収支差額」、「基本金組入額合計」及び「当年度収支差額」とすること。

5. その他

- (1) セグメント情報の表示に当たっては、セグメントの設定、配分基準等の継続性に配慮すること。なお、これらを変更した場合は、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載すること。ただし、当該影響が軽微な場合は、これを省略することができること。
- (2) 設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみの学校法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の表示を省略できること。
- (3) 配分基準は令和9年度の計算書類の作成から適用すること。
- (4) 令和7年度及び令和8年度の計算書類の作成においては、配分基準又は昭和55年通知に記載の方法を適用し、いずれを適用したかを注記することとし、また、セグメントの設定については、(1)の①から③及び⑤を

集約して一つのセグメントとすることができること。

第三 子法人に関する事項について（第40条第1項第10号関係）

1. 子法人に関する事項については、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第21号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号。以下「改正私学法施行規則」という。）第11条に規定する子法人がある場合に、次の事項を記載すること。

- (1) 子法人の概要
- (2) 学校法人与子法人の取引の関連図
- (3) 子法人との取引の状況
- (4) 子法人の債務に係る保証債務

2. 子法人のうち「学校法人の出資による会社に係る事項」（新基準第40条第1項第11号）、「関連当事者との取引の内容に関する事項」（同項第12号）又は「学校法人間の財務取引」（同項第13号）の注記の対象として該当するものがある場合、「他の注記事項との関係」

（別添2「注記事項記載例」＜例1＞10.①参照）として、その旨を記載すること。また、「学校法人の出資による会社に係る事項」、「関連当事者との取引の内容に関する事項」及び「学校法人間の財務取引」の注記においても、同様に記載すること。

第四 注記事項におけるその他の留意事項について

1. 「重要な偶発債務」（新基準第40条第1項第9号）、「学校法人の出資による会社に係る事項」（同項第11号）、「関連当事者との取引の内容に関する事項」（同項第12号）、「学校法人間の財務取引」（同項第13号）及び「重要な後発事象」（同項第14号）の記載に当たっては、平成17年5月13日付け17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（以下「平成17年通知」という。）及び平成25年9月2日付け25高私参第8号文部科学省高等教育局私学部参事官通知「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」（以下「平成25年通知」という。）を踏まえること。
2. 新基準第40条第1項第15号に規定する「財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年通知のⅡの(4)等を踏まえ、「有価証券の時価情報」、「デリバティブ取引」、「主な外貨建資産

産・負債」、「通常の貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引」、「純額で表示した補助活動に係る収支」等について重要性があると認められる場合に記載すること。

3. 平成25年通知における別添「注記事項記載例」について、本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添2「注記事項記載例」のとおりとなるので参考とされたいこと。

第五 附属明細書の記載方法について

1. 固定資産明細書について（第42条第1項第1号、第5号様式関係）

「摘要」欄には、贈与、災害による廃棄その他特殊な事由による増加若しくは減少があった場合又は同一科目について資産総額の1/100に相当する金額を超える額の増加若しくは減少があった場合に、それぞれの事由を記載すること。

2. 借入金明細書について（第42条第1項第2号、第6号様式関係）

(1) 借入先については、金融機関の名称を記載する必要はなく、各欄は、金融機関の種類（公的金融機関、市中金融機関及びその他）ごとに集計して記載すること。

（記載例）

借入先		期首 残高	当期 増加 額	返 済 期 限	返 済 期 限	摘要
長期 借 入 金	公的金融機関	××	××		××	建設資金 担保なし
	市中金融機関	××	××		××	建設資金 校地担保 運転資金 担保なし
	その他					
	計	××	××		××	
合計		××	××		××	

(2) 「摘要」欄には、借入金の使途及び担保物権の種類を記載すること。なお、借入金の使途や担保物権が複数ある場合、以下の例を参考に記載されたいこと。

3. 基本金明細書について（第42条第1項第3号、第7号様式関係）

(1) 基本金の組入れ及び取崩しの計算過程を明示するため、各号基本金に「当期組入対象額」及び「当期取崩対象額」の行を追加し、当期組入対象額から当期取崩対象額を差し引きして「当期組入額（又は当期取崩

額)」を記載すること。

(2) 第1号基本金の当期組入対象額及び当期取崩対象額は、「土地」「建物」「構築物」など、貸借対照表(第1号様式)の小科目単位で記載すること。

(3) 基本金明細書(第7号様式)の記載方法については、別添3「基本金明細書の記載例」を参考にされたいこと。

第六 財産目録の記載方法について(第4章関係)

1. 財産目録の資産額に係る項目のうち、基本財産と運用財産の区分については、各学校法人が、改正私学法第17条第1項の規定及び寄附行為等を踏まえ、決定すること。

2. 財産目録の記載方法については、別添4「財産目録の記載例」を参考にされたいこと。なお、ステークホルダーへの情報開示を主な目的とする新基準の趣旨に鑑み、貸借対照表に記載する科目より詳細な内容を記載することが望ましいこと。

第七 会計監査人非設置知事所轄学校法人の「小規模法人における会計処理等の簡略化について(報告)」について(通知)」の適用について

学校法人会計基準第5章に規定する知事所轄学校法人(都道府県知事を所轄庁とする学校法人をいう。)に関する特例について、改正私学法における会計監査人制度の趣旨に鑑み、新基準では第5章において特例の適用対象を会計監査人非設置知事所轄学校法人(都道府県知事を所轄庁とする学校法人(会計監査人を置くものを除く。)をいう。)に限定したことを踏まえ、昭和49年3月29日付け文管振第87号文部省管理局長通知「小規模法人における会計処理等の簡略化について(報告)」について(通知)」において「都道府県知事所轄の学校法人」とあるのは、「会計監査人非設置知事所轄学校法人」と読み替えること。

第八 会計監査人の監査上特に留意すべき事項について

1. 会計監査人が改正私学法第86条第1項に規定する計算書類及びその附属明細書の監査を行うに当たって、寄付金(現物寄付を含む。)及び学校債の受入れが適正に行われているかについて留意し、特に、入学者又はその関係者からの受入れに留意すること。

2. 上記に関し、会計監査人が、理事の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、改正私学法第87条に

より準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第108条第1項の規定により、遅滞なく、これを監事に報告すること。

第九 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の取扱いについて

1. 新基準における取扱いについて(第3条関係)

(1) 学校法人は私立学校の設置を目的として設立される法人であり、その適切な運営を確保していく観点から、改正私学法第19条第1項の事業(以下「収益事業」という。)は一定の範囲内で行われることが求められている。このような学校法人の収益事業の目的や特性を踏まえ、収益事業に関する会計(以下「収益事業会計」という。)に係る会計処理並びに貸借対照表及び損益計算書の作成の実務が醸成されていることから、収益事業会計に関しては、学校法人会計の慣行も踏まえつつ、一般に公正妥当と認められる企業会計の原則に従うこと。

(2) 収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書については、別添5を参考にされたいこと。

2. 改正私学法における取扱いについて

新基準第1条第2項の規定により、収益事業会計については、計算書類及びその附属明細書に代えて、貸借対照表及び損益計算書を作成しなければならないとされているが、改正私学法においては、これらの作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いが規定されていない。

この点について、現在、これらが公認会計士等の監査の対象とされ(私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号)第14条第1項及び同条第3項)、閲覧及び公表の対象とされていること(令和元年9月27日付け元文科高第518号文部科学省高等教育局私学部長通知「学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の施行について(通知)」)は、ステークホルダーへの情報開示に資するものであることを踏まえ、収益事業会計に係る貸借対照表及び損益計算書の作成、監事及び会計監査人の監査、備置き及び閲覧、公表等の取扱いは、改正私学法における計算書類及びその附属明細書の取扱いの例によるものとする。

第十 事業報告書の参考例について

改正私学法第103条第2項及び改正私学法施行規則第29

条に規定する事業報告書については、「法人の概要」、
「事業の概要」、「財務の概要」及び「学校法人の業務の
適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備及び
運用状況の概要」に区分して作成することが適当であり、
様式について、令和3年2月3日付け2文科高第994号文
部科学省高等教育局私学部長通知「「会社法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」及
び「私立学校法施行規則の一部を改正する省令」の施行に
ついて(通知)」の別添5において示した参考例を別添6
のとおり改めたので、参考とされたいこと。

第十一 新基準第13条第1項第4号に規定する文部科学大臣
の定める額について

「学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常
的に保持すべき資金の額について」(昭和62年8月31日
文部大臣裁定・平成25年9月2日最終改正)について、別
添7のとおり条文番号の変更等の改正、「学校法人会計基
準第13条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金
の額について」(昭和62年8月31日文部大臣裁定・令和
7年2月12日最終改正)としたこと。

【別添1】 共通収支の配分基準の例

収入項目	大科目	小科目	備考	共通収支の配分基準		
				在籍者数	部門数	
収入項目	寄付金		教育費充 当と指定	在籍者数	部門数	
			研究費充 当と指定	大学等の 教員数	高等教育 機関 部門数	
			指定なし	部門数		
		経常費等 補助金	共通利用 施設補助	収容定員 数		
		付随事業 収入	バス、食 堂、購買 部等	利用者数	在籍者数	部門数
		雑収入	その他の 雑収入	事業収入 予算	経常収入 予算	
		受取利 息・配当 金		事業収入 予算	経常収入 予算	在籍者数
		その他の 教育活動 外収入	収益事業 収入	部門数		
		資産売却 差額		収容定員 数	対象資産 実績	
		その他の 特別収入	施設設備 寄付金	収容定員 数		
		施設設備 補助金	収容定員 数			
支出項目	人件費	教員人件 費	本務者	授業時間	従事時間 (日数)	
		職員人件 費	本務者	従事時間 (日数)		
		退職金		(退職時 部門)	(在職部 門)	
	教育研究 経費	消耗品費		在籍者数	収容定員 数	在籍者数
		光熱水費		面積	収容定員 数	
				計量基準		
		旅費交通 費		在籍者数		
		福利費		在籍者数	利用者数	
		通信費		在籍者数	収容定員 数	
		印刷製本 費		在籍者数	収容定員 数	
修繕費		面積	収容定員 数			

	損害保険 料	火災保 険、警備 費	面積	収容定員 数	
	報酬手 数料	清掃費 用・剪定 費用	面積		
	・・・				
	減価償却 額		面積	使用時間	収容定員 数
		車輛	走行距離		
		ソフトウ エア	使用PC数		
	雑費		在籍者数	収容定員 数	
管理経費	消耗品費		職員数		
	光熱水費		面積		
	旅費交通 費		職員数		
	福利費		職員数		
	通信費		職員数		
	印刷製本 費		職員数		
	修繕費		面積		
	損害保険 料		面積		
	公租公課		事業収入 (予算)	事業支出 (予算)	
	報酬手 数料	清掃費用	面積		
		監査報酬	事業収入 (予算)	事業支出 (予算)	
		顧問弁 護士費用等	部門数		
		学納金等 管理ソフト			
		賃借料	面積	利用者数	
		広報費		部門数	
	募集費		募集人数		
	・・・				
	減価償却 額		面積	使用時間	
		車輛	走行距離		
		ソフトウ エア	使用PC数		
	雑費				
借入金等 利息		施設設備 関係	面積	対象資産 借入実績	
		運転資金	部門数	収容定員 数	事業支出 (予算)
			借入金実 績		
資産処分 差額			収容定員 数	対象資産 実績	

(注) 小科目については、適当な科目を追加し、又は細分することができるため、一般的な
科目を前提に配分基準の例を参考として示したものである。

【別添2】

注記事項記載例(第40条関係)

<例1>(該当する事項がある場合)

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要
な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積
もった徴収不能見込額を計上している。

賞与引当金

…教職員に対する賞与の支給に備えるため、当年
度に負担すべき支給見込額を計上している。

退職給与引当金

…退職金の支給に備えるため、期末要支給額××
×円の100%を基にして、私立大学退職金財団に
対する掛金の累積額と交付金の累積額との繰入

れ調整額を加減した金額を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

有価証券の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

たな卸資産の評価基準及び評価方法

…移動平均法に基づく原価法である。

外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準

…外貨建短期金銭債権債務については、期末時の為替相場により円換算しており、外貨建長期金銭債権債務については、取得時又は発生時の為替相場により円換算している。

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

…預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法

…補助活動に係る収支は純額で表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

(1) 改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の適用

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）に基づく改正後の学校法人会計基準を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

(2) 賞与引当金の計上

学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 ×××円

5. 担保に供されている資産の種類及び額

担保に供されている資産の種類及び額は、次のとおりである。

土地 ×××円

建物 ×××円

定期預金 ×××円

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 ×××円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しておらず、その旨及び対策は以下のとおりである。

(1) 第4号基本金 ×××円

(2) 第4号基本金に相当する資金

現金預金 ×××円

有価証券(※1) ×××円

〇〇特定資産(※2) ×××円

計 ×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

(3) 対策

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、令和〇〇年度から令和〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

8. セグメント情報

(第二3.(1)による場合の記載例)

(単位 円)

セグメント 科目	(何) 大学		(何) 短期 大学	(何) 高等 専門学 校	幼稚園・小 学校・中 学校・高 等学校・ 専修学校 等	病院	その他	合計
	うち、医 学部等 及び附属 病院							
教育活動 収入計								
教育活動 支出計								
教育活動 収支差額								
教育活動 外収支差額								
経常収 支差額								
特別収 支差額								
基本金 組入前 当年度 収支差 額								
基本金 組入額 合計	△	△	△	△	△	△	△	△
当年度 収支差 額								

(注1) セグメント情報は拠点区分別（設置学校・附属施設別）の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「〇〇大学」「〇〇短期大学」「〇〇高等専門学校」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」「病院」「その他」に区分している。「うち、医学部等及び附属病院」には、医学部及び歯学部並びにこれらの学部と一体的に取り扱う〇〇附属病院を含んでい

る。「病院」には、●●病院を含んでいる。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」には、○○附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、学校法人部門のほか、○○部門、△△研究所を含んでいる。

(第二5.(4)による場合の記載例)

(単位 円)

セグメント 科目	大学・短期大学、 高等専門学校	幼稚園・小学校・ 中学校・高等学校・ 専修学校等	その他	合計
教育活動収入計				
教育活動支出計				
教育活動収支差額				
教育活動外収支差額				
経常収支差額				
特別収支差額				
基本金組入前当 年度収支差額				
基本金組入額合 計	△	△	△	△
当年度収支差額				

(注1) セグメント情報は拠点区分別(設置学校・附属施設別)の収支情報の内訳を示すものであり、必ずしも理事会が経営資源の配分の決定及び業績を評価すること等を目的とした財務情報にはなっていない。

(注2) 各セグメントの主な区分方法は、拠点区分に応じて「大学・短期大学・高等専門学校」「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」「その他」に区分している。「大学・短期大学・高等専門学校」には、○○大学、○○短期大学、○○高等専門学校を含んでいる。「幼稚園・小学校・中学校・高等学校・専修学校等」には、○○附属幼稚園、・・・を含んでいる。「その他」には、学校法人部門のほか、○○部門、△△研究所を含んでいる。

(注3) 収入額及び支出額の各セグメントへの配分方法は、昭和55年11月4日付文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について(通知)」に記載の方法を適用している。

9. 重要な偶発債務

下記について債務保証を行っている。

教職員の住宅資金借入れ ×××円

役員の銀行借入金 ×××円

A学校法人(姉妹校)の銀行借入金 ×××円

B社(食堂業者)の銀行借入金 ×××円

理事(又は監事)が取締役であるC社の銀行借入金 ×××円

10. 子法人に関する事項

(1) 子法人の概要

子法人の名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	議決権の所有割合	役員 の兼任等	他の注記事項との関係		
						出資会社	関連当事者	学校法人間取引
株式会社○○	清掃・警備・設備関連業務の委託	×円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%	×%	兼任○ 人 代表取締役社長(理事) 取締役(元理事) 監査役(理事)	関係あり	関係あり	
学校法人○○	教育研究事業	-	-	-	兼任○ 人 ××		関係あり	関係あり
(公財)●●	●●事業	-	-	-	兼任○ 人 ××			

(2) 学校法人と子法人の取引の関連図



(3) 子法人との取引の状況

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社○○	清掃・警備・設備関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受取配当金	××円	-	-
	受入寄附金	××円	-	-
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人○○	資金の貸付	××円	貸付金	××円

(4) 子法人の債務に係る保証債務

学校法人は子法人について債務保証を行っていない。

11. 学校法人の出資による会社に係る事項

当学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上である会社の状況は次のとおりである。

(1) 当該会社の概要

法人名称	事業内容	資本金の額	学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日	他の注記事項との関係	
				子法人	関連当事者
株式会社▲▲	××	××円	令和×年×月×日 ×××円 ×××株 総出資金額に占める割合 ××%		
株式会社○○	省略	省略	省略	関係あり	関係あり

(2) 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額

子法人の名称	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高
株式会社▲▲	清掃・警備・設備 関連業務の委託	××円	未払金	××円
	受取配当金	××円	—	—
	受入寄附金	××円	—	—
	長期借入金	××円	長期借入金	××円
学校法人○○	省略			

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	役員、法人等の名称	住所	資本金又は出資金	事業内容又は職業	議決権の所有割合		関係内容		取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係		
					役員	議決権	役員	業務上の関係					子法人	出資会社	学校法人間取引
関係法人	株式会社○○	東京都××区	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり	関係あり	
関係法人	学校法人○○	東京都○○区	—	省略	—	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり		関係あり
理事	鈴木一郎	—	—	A社代表取締役	—	—	—	資金の貸付	××	貸付金	××	××			
理事長××が議決権の過半数を有している会社	B社	東京都××区		不動産の賃貸及び管理他	×%	兼任1人	不動産の賃貸借契約の締結	家賃の支払	××	敷金	××	××			
理事	田中二郎	—	—	—	—	—	—	無償の土地使用	0	—	0				

(注) 貸付金については、市場金利を勘案して貸付金利を合理的に決定している。

13. 学校法人間の財務取引

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	他の注記事項との関係	
						子法人	関連当事者
学校法人○○	省略	省略	省略	省略	省略	関係あり	関係あり
●●学園	大阪府○○市	債務保証	×××	—	×××		

14. 重要な後発事象

令和××年5月×日、○○高等学校本館が火災により焼失した。この火災による損害額及び保険の契約金額は次のとおりである。

(損害額) (契約保険金額)

建物	××円	××円
構築物	××円	××円

なお、機器備品の損害額は調査中である。

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項

(1) 有価証券の時価情報

① 総括表

(単位 円)

	当年度(令和××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△××)
合計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

② 明細表

(単位 円)

種類	当年度(令和××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時価	差額
債権	×××	×××	(△)××
株式	×××	×××	(△)××
投資信託	×××	×××	(△)××
その他	×××	×××	(△)××
合計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

(2) デリバティブ取引

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

(単位 円)

対象物	種類	当年度(令和××年3月31日)			
		契約額等	契約額等のうち1年超	時価	評価損益
為替予約取引	売建 米ドル	×××	×××	××	××
金利スワップ取引	受取固定・支払変動	×××	×××	××	××
合計		×××	×××	××	××

(注1) 上記、為替予約取引及び金利スワップ取引は将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的としている。

(注2) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっている。

金利スワップ取引…取引銀行から提示された価格によっている。

(3) 主な外貨建資産・負債

科目	外貨建	貸借対照表計上額	年度末日の為替相場による円換算額	換算差額
その他の固定資産(定期預金)	米ドル ××	×××	××	(△)××
長期借入金	ユーロ ××	×××	××	(△)××

(4) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

① 平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース資産の種類 リース料総額 未経過リース料期末残高

教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

② 平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類 リース料総額 未経過リース料期末残高

教育研究用機器備品	××円	××円
管理用機器備品	××円	××円
車 両	××円	××円

(5) 純額で表示した補助活動に係る収支

純額で表示した補助活動に係る収支の相殺した科目及び金額は次のとおりである。

(単位 円)

支 出	金 額	収 入	金 額
人件費支出	×××	補助活動収入	×××
管理経費支出	×××	(売上高)	×××
(経費支出)	××	その他の受取利	×
借入金等利息支		息・配当金収入	
出		雑収入	
計	×××	計	×××
純額			××

<例2> (該当する事項がない場合)

1. 引当金の計上基準その他の計算書類の作成に関する重要な会計方針

引当金の計上基準

徴収不能引当金

…未収入金の徴収不能に備えるため、個別に見積もった徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

…期末要支給額×××円は、退職金財団からの交付金と同額であるため、退職給与引当金は計上していない。

2. 重要な会計方針の変更等

当年度から、学校法人会計基準の一部を改正する省令(令和6年文部科学省令第28号)に基づく改正後の学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)を適用し、計算書類及びその附属明細書の様式を変更している。

3. 固定資産の減価償却額の累計額の合計額 ×××円

4. 金銭債権の徴収不能引当金の合計額 0円

5. 担保に供されている資産の種類及び額 なし

6. 翌会計年度以後の会計年度において基本金への組入れを行うこととなる金額 0円

7. 当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

8. セグメント情報

設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外の一のみであるため、省略している。

9. 重要な偶発債務 なし

10. 子法人に関する事項 なし

11. 学校法人の出資による会社に係る事項 なし

12. 関連当事者との取引の内容に関する事項 なし

13. 学校法人間の財務取引 なし

14. 重要な後発事象 なし

15. その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項 なし

【別添3】 略

【別添4】 略

【別添5】

様式参考例(第1条第2項関係)

(収益事業会計)

貸借対照表

年 月 日

(単位 円)

資産の部	金 額	負債の部	金 額
流動資産		流動負債	
現金預金		短期借入金	
(何)		(何)	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
土地		(何)	
建物			
(何)		負債 合計	
無形固定資産		純資産の部	金 額
(何)		元入金	
投資その他の資産		利益剰余金	
(何)		繰越利益剰余金	
		純資産 合計	
資産 合計		負債・純資産 合計	

(収益事業会計)

損益計算書

年月日から
年月日まで

(単位 円)

科目	金額	
I. 営業損益		
(1) 営業収益		
○収入		
(何)		
(2) 営業費用		
(何)		
営業利益		
II. 営業外損益		
(1) 営業外収益		
(何)		
(2) 営業外費用		
(何)		
経常利益		
III. 特別損益		
(1) 特別利益		
(何)		
(2) 特別損失		
(何)		
学校会計繰入前利益		
学校会計繰入金支出		
税引前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税		
当期純利益		

【別添6】

参考例（私立学校法第103条第2項、私立学校法施行規則第29条関係）

事業報告書

1. 法人の概要

(1) 基本情報

- ① 法人の名称
- ② 主たる事務所の住所、電話番号、FAX番号、ホームページアドレス等

(2) 建学の精神

(3) 学校法人の沿革

(4) 設置する学校・学部・学科等

(5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(○○年5月1日現在)

学校名	入学定員	入学者数	収容定員	現員数
大学	○○学部			
	××学部			
短期大学	△△学科			

(6) 収容定員充足率

(毎年度5月1日現在)

学校名	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
大学					
短期大学					

(7) 役員の概要

- ・定員数、役員の氏名、就任年月日、常勤・非常勤の別、業務執行・非業務執行の別、主な現職、外部理事等
- ・責任免除に関する決議等、責任限定契約、補償契約及び役員賠償責任保険契約の状況

(8) 評議員の概要

- ・定員数、評議員の氏名、就任年月日、主な現職等

(9) 会計監査人の概要

- ・定員数、名称又は氏名、就任年月日等
- ・責任免除に関する決議等、責任限定契約、補償契約及び役員賠償責任保険契約の状況

(10) 理事選任機関の概要

- ・構成等

(11) 教職員の概要

- ・教職員の本務・兼務別の人数等

(12) その他

2. 事業の概要

(1) 主な教育・研究の概要

- ・「卒業の認定に関する方針」、「教育課程の編成及び実施に関する方針」、「入学者の受入れに関する方針」

(2) 中期的な計画（教学・人事・施設・財務等）及び事業計画の進捗・達成状況

(3) その他

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

・・・。

	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
固定資産					
流動資産					
資産の部合計					
固定負債					
流動負債					
負債の部合計					
基本金					
繰越収支差額					
純資産の部合計					
負債及び純資産					

の部合計					
------	--	--	--	--	--

イ)財務比率の経年比較

・運用資産余裕比率、流動比率、総負債比率、前受金保有率、基本金比率、積立率等

② 事業活動収支計算書関係

ア)事業活動収支計算書の状況と経年比較

・・・

科目		○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金					
	手数料					
	寄付金					
	経常費等補助金					
	付随事業収入					
	雑収入					
	教育活動収入計					
	事業活動支出の部					
	人件費					
	教育研究経費					
	管理経費					
	徴収不能額等					
	教育活動支出計					
教育活動収支差額						
教育活動外収支	事業活動収入の部					
	受取利息・配当金					
	その他の教育活動外収入					
	教育活動外収入計					
	事業活動支出の部					
	借入金等利息					
その他の教育活動外支出						
教育活動外支出計						
教育活動外収支差額						
経常収支差額						
支 特別収	事業活動収入の部					
	資産売却差額					
	その他の特別収入					

収入の部合計					
--------	--	--	--	--	--

支出の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
人件費支出					
教育研究経費支出					
管理経費支出					
借入金等利息支出					
借入金等返済支出					
施設関係支出					
設備関係支出					
資産運用支出					
その他の支出					
資金支出調整勘定					
翌年度繰越支払資金					
支出の部合計					

イ)活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

・・・

科目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計					
教育活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
教育活動資金収支差額					
施設整備等活動による資金収支					
施設整備等活動資金収入計					
施設整備等活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
施設整備等活動資金収支差額					
小計(教育活動資金収支差額)					

特別収入計					
事業活動支出の部					
資産処分差額					
その他の特別支出					
特別支出計					
特別収支差額					
基本金組入前当年度収支差額					
基本金組入額合計					
当年度収支差額					
前年度繰越収支差額					
基本金取崩額					
翌年度繰越収支差額(参考)					
事業活動収入計					
事業活動支出計					

イ)財務比率の経年比較

・人件費比率、教育研究経費比率、管理経費比率、事業活動収支差額比率、学生生徒等納付金比率、経常収支差額比率等

③ 資金収支計算書関係

ア)資金収支計算書の状況と経年比較

・・・

収入の部	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
学生生徒等納付金収入					
手数料収入					
寄付金収入					
補助金収入					
資産売却収入					
付随事業・収益事業収入					
受取利息・配当金収入					
雑収入					
借入金等収入					
前受金収入					
その他の収入					
資金収入調整勘定					
前年度繰越支払資金					

支差額+施設整備等活動資金収支差額)					
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計					
その他の活動資金支出計					
差引					
調整勘定等					
その他の活動資金収支差額					
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)					
前年度繰越支払資金					
翌年度繰越支払資金					

ウ)財務比率の経年比較

・教育活動資金収支差額比率

(2)その他

① 資産運用の状況

・運用目的、運用目標、運用方針(基本ポートフォリオを含む)、資産運用に関するガバナンス体制、運用体制、本年度の運用の概況(運用目的ごとの貸借対照表計上額、時価、収益の状況等)等

② 学校債の状況

・発行年度、本年度末残高、利率、償還期限等

③ 寄付金の状況

・主な寄付金の使用実績等

④ 補助金の状況

・主な補助金の内容、使用実績等

⑤ 収益事業の状況

・事業内容、貸借対照表の経年比較、損益計算書の経年比較等

(3)経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

(1)関係する決議の概要

(2)体制整備及び運用状況の概要

- ① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- ⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

参考例

附属明細書

※事業報告書の内容を補足する重要な事項を記載すること。

※該当事項がない場合にはその旨を記載すること。

【別添 7】

〔昭 62. 8. 31 文部大臣裁定
(令 7. 2. 12 最終改正)〕

学校法人会計基準第 13 条第 1 項第 4 号に規定する

恒常的に保持すべき資金の額について

学校法人会計基準（昭和 46 年 4 月 1 日文部省令第 18 号）第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、学校法人が恒常的に保持すべき資金の額を次のとおり定める。

記

1. 学校法人が学校法人会計基準第 13 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費（退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。）、教育研究経費（減価償却額を除く。）、管理経費（減価償却額を除く。）及び教育活動外収支の借入金等利息の決算額の合計を 12 で除した額（100 万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることのできる。）とする。

なお、本項により計算した額（以下「計算額」という。）が前年度の保持すべき資金の額を下回るときは、その差額を取崩しの対象としなければならない。

2. （特例）

ア 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の 100 分の 80 以上 100 分の 100 未満の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とする。

イ 計算額が、前年度の保持すべき資金の額の 100 分の 100 を超えて 100 分の 120 以内の場合は、前項の規定にかかわらず、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とすることができる。

3. この裁定は、令和 7 年度以降の会計年度に係る会計処理及びに計算書類及びその附属明細書の作成について適用する。

◎学校法人会計基準の一部改正について

平 25. 4. 22 25文科高第90号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部長通知

このたび、別添のとおり、学校法人会計基準の一部を改正する省令（平成25年4月22日文部科学省令第15号）が公布され、平成27年度（知事所轄学校法人については平成28年度）以後の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成から適用されることとなりました。

本省令の趣旨、内容の概要等は下記のとおりですので、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、本省令の施行のために必要な通知等については、今後発出することとしています。また、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知お願います。

記

第一 改正の趣旨

学校法人会計基準は、昭和46年制定以来、私立学校の財政基盤の安定に資するものとして、また補助金の配分の基礎となるものとして、広く実務に定着しているところです。

一方で、制定以来40年が経過し、社会・掲載状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状態について、社会にわかりやすく説明する仕組みが求められています。

こうした趣旨から、収支状況について経常的な収支と臨時的な収支が区分できるようにすること、新たに活動区分ごとに資金の流れが分かる活動区分資金収支計算書を作成すること等の改正を行うものです。

第二 改正の概要

1. 資金収支計算書について、新たに活動区分ごとの資金の

流れがわかる「活動区分資金収支計算書」を作成すること
(第14条の2第1項関係)

2. 従前の「消費収支計算書」の名称を変更した「事業活動収支計算書」について、経常的及び臨時的収支に区分して、それらの収支状況を把握できるようにすること(第15条関係)
3. 現行の基本金組入れ後の収支状況に加えて、基本金組入れ前の収支状況も表示すること(第16条第3項関係)
4. 貸借対照表について、「基本金の部」と「消費収支差額の部」を合わせて「純資産の部」とすること(第32条関係)
5. 第4号基本金について、その金額に相当する資金を年度末時点で有していない場合には、その旨と対応策を注記するものとする(第34条第7項関係)
6. 第3号基本金について、対応する運用収入を「第3号基本金引当特定資産運用収入」として表示すること(第1号様式関係)
7. 第2号基本金について、対応する資産を「第2号基本金引当特定資産」として表示すること(第7号様式関係)
8. 固定資産の中科目として新たに「特定資産」を設けること(第7号様式関係)
9. 第2号基本金及び第3号基本金について、組入れ計画が複数ある場合に、新たに集計表を作成するものとする(第10号様式様式第1の1及び様式第2の1関係)
10. 「消費支出準備金」を廃止すること(改正前の第21条関係)

第三 施行日

本省令は平成27年4月1日から施行し、改正後の学校法人会計基準の規定は、平成27年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用すること。

ただし、都道府県知事を所轄庁とする学校法人にあつては、改正後の学校法人会計基準の規定は、平成28年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類の作成について適用すること。

◎学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について

平25.9.2 25高私参第8号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

「学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成25年4月22日付け文部科学省令第15号)」については、同日付け25文科高第90号により、その趣旨、内容の概要等について通知したところです。このたび、下記のとおり、改正後の計算書類について、

用語の定義等を示すとともに、今回の改正に合わせて、近年の私立学校を取り巻く環境の変化等を踏まえ、必要と考えられる会計処理の取扱い及び注記事項の追加等を示すこととしましたので、十分御承知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

記

I 用語の定義等

改正後の学校法人会計基準(以下「新基準」という。)において用いられている用語の定義等については、次のとおりとする。

1. 教育

新基準第5条、第14条の2、第15条及び第30条に規定する「教育」とは、改正前の学校法人会計基準と同様、研究も含むものとする。

2. 活動区分資金収支計算書

(1) 教育活動による資金収支

① 新基準第4号様式に定める「教育活動による資金収支」とは、資金収支計算書の資金収入及び資金支出のうち、以下に示す(2)の①「施設整備等活動による資金収支」及び(3)の①「その他の活動による資金収支」を除いたものをいう。

② 「特別寄付金収入」とは、用途指定のある寄付金のうち、施設設備寄付金収入を除いたものをいう。

③ 「経常費等補助金収入」とは、補助金収入のうち、施設設備補助金収入を除いたものをいう。

(2) 施設整備等活動による資金収支

① 新基準第4号様式に定める「施設整備等活動による資金収支」とは、新基準第14条の2第1項第2号に定める「施設若しくは設備の取得又は売却その他これらに類する活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。

② 「その他これらに類する活動」とは資産の額の増加を伴う施設若しくは設備の改修等であり、施設設備の修繕費や除却に伴う経費は含まない。

③ 「施設設備寄付金収入」とは、施設設備の拡充等のための寄付金収入をいう。

④ 「施設設備補助金収入」とは、施設設備の拡充等のための補助金収入をいう。

- ⑤ 「施設設備売却収入」とは、施設設備の売却による収入をいう。
- ⑥ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは施設設備に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第2号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。
- (3) その他の活動による資金収支
- ① 新基準第4号様式に定める「その他の活動による資金収支」とは、財務活動のほか、収益事業に係る活動、預り金の受け払い等の経過的な活動に係る資金収入及び資金支出、並びに過年度修正額をいい、新基準第14条の2第1項第3号に定める「資金調達その他前2号に掲げる活動以外の活動」に係る資金収入及び資金支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは、資金調達及び資金運用に係る活動をいう。
- ③ 「(何)引当特定資産取崩収入」とは、施設設備以外に用途指定のある特定資産の取崩しに伴う収入のうち、「第3号基本金引当特定資産取崩収入」を除いたものをいう。
- ④ 「(何)引当特定資産取崩収入」の次の項の「(何)」には、「貸付金回収収入」、「預り金受入収入」その他これらに類する収入が該当する。
- ⑤ 「収益事業元入金支出」の次の項の「(何)」には、「貸付金支払支出」、「預り金支払支出」その他これらに類する支出が該当する。
3. 事業活動収支計算書
- (1) 教育活動収支
- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動収支」とは、経常的な事業活動収入及び事業活動支出のうち、以下に示す(2)の①「教育活動外収支」に係る事業活動収入及び事業活動支出を除いたものをいう。
- (2) 教育活動外収支
- ① 新基準第5号様式に定める「教育活動外収支」とは、経常的な財務活動及び収益事業に係る活動に係る事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第2号に定める「教育活動以外の経常的な活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② ①中の財務活動とは資金調達及び資金運用に係る活動をいう。
- (3) 特別収支
- ① 新基準第5号様式に定める「特別収支」とは、特殊な要因によって一時的に発生した臨時的な事業活動収入及び事業活動支出をいい、新基準第15条第3号に定める「前2号に掲げる活動以外の活動」に係る事業活動収入及び事業活動支出をいう。
- ② 特別収支には、「資産売却差額」、「施設設備寄付金」、「現物寄付」、「施設設備補助金」、「資産処分差額」、「過年度修正額」、「災害損失」及びデリバティブ取引の解約に伴う損失又は利益が該当するものとする。
- 「災害損失」とは資産処分差額のうち、災害によるものをいう。
- ③ 平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について(通知)」に基づき、退職給与引当金の計上に係る変更時差異を平成23年度に一括計上せず毎年度均等に繰り入れる措置によっている場合の「退職給与引当金特別繰入額」についても特別収支に該当するものとする。
- (4) 表「(参考)」
- 新基準第5号様式に定める「(参考)」の表中の「事業活動収入計」には「教育活動収入計」、「教育活動外収入計」及び「特別収入計」を合計した金額を、「事業活動支出計」には「教育活動支出計」、「教育活動外支出計」及び「特別支出計」を合計した金額を表示するものとする。なお、予算欄については、「予備費」の未使用額を含めるものとする。
4. 過年度修正額
- 「過年度修正額」のうち、資金収入又は資金支出を伴うものについては、事業活動収支計算書においては小科目「過年度修正額」で処理することとなるが、資金収支計算書及び活動区分資金収支計算書においては、次のとおり処理するものとする。
- (1) 資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、資金収入は大科目「雑収入」に小科目「過年度修正額収入」を設け、資金支出は大科目「管理経費支出」に小科目「過年度修正額支出」を設けて処理するものとする。
- (2) 活動区分資金収支計算書においては、資金収入又は資金支出があった年度において、「その他の活動による資金収支」に小科目「過年度修正額収入」又は「過年度修正額支出」を設けて処理するものとする。

II 固定資産の評価等の会計処理の取扱い

固定資産の評価等の会計処理の取扱いは、次のとおりとする。

1. 固定資産の評価

近年、大規模な災害等により学校法人が保有する校地校舎等の固定資産の使用が困難となり、かつ処分もできないような状況が生じている。そうした状況にある固定資産について、資産計上を続けることは学校法人の財政状況を適切に表さないと考えられることから、貸借対照表の資産計上額から除くことができることとする。

- (1) 学校法人が保有する有形固定資産又は無形固定資産について、現に使用することをやめ、かつ、将来も転用するなどにより、使用する予定のないものについては、理事会及び評議員会（私立学校法第42条第2項の規定に基づき、寄附行為をもって評議員会の議決を要することとしている場合に限る。）の承認を得た上で、備忘価額を残して貸借対照表の資産計上額から除くことができるものとする。
- (2) この損失の処理科目は、事業活動収支計算書の「特別収支」の大科目「資産処分差額」に小科目「有姿除却等損失」等を設けて表示するものとする。
- (3) 貸借対照表の資産計上額から除いた固定資産に対応する基本金（備忘価額を含む）は取崩しの対象としなければならない。

2. 有価証券の評価換え

有価証券については、取得価額で評価しているが、取得価額と比較してその時価が著しく低くなった場合には、その回復が可能と認められるときを除き、時価によって評価するものとしている（第27条）が、従来その具体的な取扱いが明確ではなかった。このため、具体的な処理の基準を示すこととする。

- (1) 当該有価証券が市場で取引され、そこで成立している価格（以下「市場価格」という。）がある場合は、それを時価とするものとする。市場価格のない有価証券のうち、債権等については当該有価証券を取引した金融機関等において合理的に算定した価額を時価とするものとする。

これらの時価が取得価額に比べて50%以上下落した場合には、特に合理的と認められる理由が示されない限り、時価が取得価額まで回復が可能とは認めないものとする。また時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、

著しく低くなったと判断するための合理的な基準を設けて判断するものとする。

- (2) 市場価格のない有価証券のうち、株式については当該株式の発行会社の実質価額（一般に公正妥当と認められた企業会計の基準に従い作成された財務諸表を基礎とした1株あたりの純資産額）を時価とみなすものとし、取得価額に比べて50%以上下落した場合には、十分な証拠によって裏付けられない限り、その回復が可能とは認めないものとする。

III 注記事項の追加等

注記事項の追加等は次のとおりとする。

なお、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）」における別添2「注記事項記載例」について、その後に発出された平成20年9月11日付け高私参第2号「リース取引に関する会計処理について（通知）」、平成23年2月17日付け22高私参第11号「退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について（通知）」、及び本通知により新たに必要となる注記を加除修正すると、別添のとおりとなるので参考とされたい。

1. 活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記

新基準第4号様式の（注）3に定める活動区分ごとの調整勘定等の加減の計算過程の注記は、以下の例を参考に「活動区分資金収支計算書」の末尾に記載するものとする。

（注記例）

活動区分ごとの調整勘定等の計算過程は以下のとおり。

（単位：円）

項目	資金収支 計算書計上額	教育活動 による資金収支	施設整備等活動 による資金収支	その他の活動 による資金収支
前受金収入	×××	×××	×××	×××
前期末未収入金収入	×××	×××	×××	×××
期末未収入金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前受金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
前期末未払金支払支出	×××	×××	×××	×××
前払金支払支出	×××	×××	×××	×××
期末未払金	△×××	△×××	△×××	△×××
前期末前払金	△×××	△×××	△×××	△×××
(何)	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××
収入計-支出計	(△)×××	(△)×××	(△)×××	(△)×××

（注）該当する項目のみに数値を記入する。

2. 第4号基本金相当の資金を有していない場合の注記

- (1) 新基準第34条第7項に定める「当該会計年度の末日において第30条第1項第4号に掲げる金額に相当する資金を有していない場合」には、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を以下のとおり有していない。

第4号基本金	×××円
資金	
現金預金	
有価証券(※1)	×××円
〇〇特定資産(※2)	×××円
計	×××円

※1 有価証券は現金預金に類する金融商品である。

※2 〇〇特定資産は第4号基本金に対応した特定資産である。

現在、主要な債権者である〇〇等と協議の上、平成〇〇年度から平成〇〇年度までの経営改善計画を作成し、〇〇等の経営改善に向けた活動を行っている。

また、該当しない場合には、以下の例を参考に注記する。

(注記例)

当該会計年度の末日において第4号基本金に相当する資金を有していない場合のその旨と対策

第4号基本金に相当する資金を有しており、該当しない。

- (2) 「第4号基本金に相当する資金」とは、現金預金及びこれに類する金融商品とするものとする。この現金預金とは貸借対照表上の現金預金であり、これに類する金融商品とは、他の金融商品の決済手段として用いられるなど、支払資金としての機能をもっており、かつ、当該金融商品を支払資金と同様に用いている金融商品をいい、第4号基本金に対応する名称を付した特定資産を含み、その他の特定資産は含めないものとする。

3. 「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」の追加

新基準第34条第8項に定める「その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項」については、平成17年5月13日付け17高私参第1号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」で示した9項目に、以下の(1)及び(2)に示す注記事項を加え、これらについて重要性があると認められる場合には記載するものとする。

- (1) 有価証券の時価情報に係る注記

近年の金融商品の多様化や、特にリーマンショック以降の経済状況の大きな変化に伴い、学校法人の資産運用のリスクを一層明確に把握しやすくすることが重

要となっていることから、有価証券の時価情報を種類別に注記するものとする。

- ① 改正前の学校法人会計基準における有価証券の時価情報の注記に加えて、保有する有価証券の種類ごとの情報について、以下の例を参考に注記するものとする。

(注記例)

(1) 有価証券の時価情報

①総括表

(単位 円)

	当年度(平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	×××	×××	△××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(△×)
合 計	×××	×××	×××
(うち満期保有目的の債券)	(××)	(××)	(××)
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

②明細表

(単位 円)

種類	当年度(平成××年3月31日)		
	貸借対照表計上額	時 価	差 額
債権	×××	×××	(△)×
株式	×××	×××	(△)×
投資信託	×××	×××	(△)×
貸付信託	×××	×××	(△)×
その他	×××	×××	(△)×
合 計	×××	×××	×××
時価のない有価証券	××		
有価証券合計	×××		

- (2) 学校法人間取引についての注記

学校法人の経営状況や財政状態についてより透明性を高める観点から、学校法人間の取引について明らかにすべきとの課題に対応するため、関連当事者の注記に該当しない場合についても、広く貸付金・債務保証等の学校法人間の取引について注記するものとする。

- ① 学校法人間での貸付け、借入れ、寄付金(現物寄付を含む)、人件費等の負担及び債務保証その他これらに類する取引が、当該年度中にあるか又は期末に残高がある場合は、以下の例を参考に注記するものとする。
- ② 学校法人間取引についての注記は、関連当事者との取引に該当する場合であっても注記するものとする。また関連当事者との取引についての注記は、学校法人間取引にも該当する場合であっても注記するものとする。

(注記例)

学校法人間取引の内容は、次のとおりである。

(単位 円)

学校法人名	住所	取引の内容	取引金額	勘定科目	期末残高	関連当事者
○○学園	東京都 ○○区	資金の貸付	×××	貸付金	×××	
●●学園	大阪府 ○○市	債務保証	×××	—	×××	

(注) 関連当事者欄には、関連当事者の注記事項にも該当する場合は「○」を記入する。

IV 経過措置 略

(別添) 略

(参照 学校法人委員会実務指針第45号「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について(通知)」に関する実務指針 平26.1.14 日本公認会計士協会)

◎学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について

平成17年5月13日 17高私参第1号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の施行については、平成17年5月13日付け17文科高第122号により、その趣旨、概要及び留意すべき事項について通知したところですが、改正後の計算書類の作成については下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知を図るとともに、指導に当たっては、各学校法人の設置する学校の種類や規模等に応じ、十分に配慮されるようお願いいたします。

記

I 基本金の取崩し要件の見直し(第31条関係)

- (1) 基本金の組入額及び取崩額の計算は、第30条第1項各号の基本金毎に、組入れの対象となる金額が取崩しの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の組入額として取り扱うものとし、また、取崩しの対象となる金額が組入れの対象となる金額を超える場合には、その超える金額を基本金の取崩額として取り扱うものとする。ただし、固定資産を取得するために、第2号基本金を第1号基本金に振り替える場合には、この計算に含めないこと。
- (2) 平成17年4月1日現在有している基本金の繰延額は、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべきものを除き、平成17年度決算の基本金取崩しの対象とすること。
- (3) 基本金明細表(様式第9号)の記載方法については、別添

1「基本金明細表の記載例」を参考にされたいこと。

II 計算書類の末尾に記載する注記事項の追加(第34条関係)

- (1) 重要な会計方針には、徴収不能引当金及び退職給与引当金等の引当金の計上基準について必ず記載すること。
- (2) このほか、重要な会計方針には、①有価証券の評価基準及び評価方法、②たな御資産の評価基準及び評価方法、③外貨建資産・負債等の本邦通貨への換算基準、④所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法、⑤預り金その他経過項目に係る収支の表示方法、⑥食堂その他教育活動に付随する活動に係る収支の表示方法、等が考えられ、これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。
- (3) 重要な会計方針を変更した場合には、変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を記載すること。
- (4) その他財政及び経営の状況を正確に判断するために必要な事項としては、①有価証券の時価情報、②デリバティブ取引、③学校法人の出資による会社に係る事項、④主な外貨建資産・負債、⑤偶発債務、⑥所有権移転外ファイナンス・リース取引、⑦純額で表示した補助活動に係る収支、⑧関連当事者との取引、⑨後発事象、等が考えられ、これらについて重要性があると認められる場合に記載すること。
- (5) 学校法人の出資による会社に係る事項の注記の取扱いについて
 - ① 学校法人の出資による会社に係る事項については、学校法人の出資割合が2分の1以上の会社がある場合に、次の事項を記載すること。
 - ア 名称及び事業内容
 - イ 資本金又は出資金の額
 - ウ 学校法人の出資金額等及び当該会社の総株式等に占める割合並びに当該株式等の入手日
 - エ 当期中に学校法人が当該会社から受け入れた配当及び寄附の金額並びにその他の取引の額
 - オ 当該会社の債務に係る保証債務
 - ② 「学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について」(平成14年1月7日付け13高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の1は、今後は本通知による取扱いとすること。
- (6) 関連当事者との取引の取扱いについて
 - ① 関連当事者とは、ア.関係法人、イ.当該学校法人と同

一の関係法人をもつ法人、ウ.当該学校法人の役員及びその近親者(配偶者又は2親等以内の親族)又はこれらの者が支配している法人をいうこと。

- ② 関連当事者との取引の注記の対象となる関係法人とは、一定の人的関係、資金関係等を有する法人をいい、具体的には、ア.一方の法人の役員若しくは職員等が、他方の法人の意思決定に関する機関の構成員の過半数を占めていること、イ.法人の資金調達額(貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。)の総額の過半について融資を行っていること、ウ.法人の意思決定に関する重要な契約等が存在することが該当すること。ただし、財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には対象外とすること。
- ③ 特に、関連当事者との取引が無償の場合又は有償であっても時価に比して著しく低い金額等による場合には、原則として第三者間において通常取引として行われる場合の金額等によって重要性を判断し、注記すること。
- ④ ただし、ア.一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引、イ.役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い、ウ.当該学校法人に対する寄附金は、注記を要しないこと。
- (7) 注記事項の記載方法については、別添2「注記事項記載例〈例1〉〈例2〉」を参考にされたいこと。

III その他

- (1) 日本公認会計士協会が今回の改正に係る質疑応答に関する資料等を別途公表する予定であるので参照願いたいこと。
- (2) 財務情報の公開に関して、必ずしも学校法人会計基準により作成された計算書類によるものではないが、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力を一層得られるようにしていく観点から、一定の書類の関係者への閲覧が、私立学校法において義務付けられたところである。各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校の規模等、それぞれの実情に応じ、例えば、公開の方法として学内広報やインターネット等を活用することや、説明の方法としてグラフ・図表の活用や消費収支計算書における帰属収入から消費支出を差し引いた帰属収支差額(基本金組入前差額)を算出し説明することなど、様々な取組や工夫により、積極的な

公開が期待されること。

(別添1) 略

(別添2) 略

◎「恒常的に保持すべき資金の額について」の改正について

平25.9.2 25高私参第9号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する恒常的に保持すべき資金の額については、昭和62年8月31日付け文高法第224号の文部大臣裁定「恒常的に保持すべき資金の額について(以下「大臣裁定」という。)」で定められていたところですが、平成25年4月22日付け文部科学省令第15号「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の公布に伴い、別添のとおり改正することとなりました。

改正の趣旨、概要は以下のとおりでありますので、十分御承知の上、適切な会計処理をお願いします。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

なお、日本公認会計士協会においても、実務上の取扱い等を公表する予定ですので、御承知おき願います。

I 改正の趣旨

学校法人会計基準第30条第1項第4号に規定する「恒常的に保持すべき資金として別に文部科学大臣の定める額」について、今回の学校法人会計基準の改正に伴い、従来、算定の基礎であった消費収支計算書が事業活動収支計算書に変更され、新たに収入支出を活動の種類ごとに区分することとなったため、算定式を変更するものである。

また、大臣裁定に基づく恒常的に保持すべき資金の額は、従来、当年度の計算額が前年度の保持すべき資金の額に比べて大幅に下がった場合でも、前年度の額を維持することとされているが、学校法人の財政状態等をより適正にあらわすために、支出が大幅に下がった場合には、それに合わせて恒常的に保持すべき資金の額を下げることにするものである。

II 改正の概要

1. 算定式の変更

恒常的に保持すべき資金の額は、前年度の事業活動収支計算書における教育活動収支の人件費(退職給与引当金繰入額及び退職金を除く。)、教育研究経費(減価償却額を除く。)、管理経費(減価償却額を除く。)及び教育活動外収

支の借入金等利息の決算額の合計を12で除した額(100万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てることができる。)と定めることとした。

2. 恒常的に保持すべき資金の額の引下げ

当年度の恒常的に保持すべき資金の額の計算額が、前年度の保持すべき資金の額に比べて下がった場合において、前年度の保持すべき資金の額の100分の80以上100分の100未満の場合には、前年度の保持すべき資金の額をもって、当年度の保持すべき資金の額とした。

また、前年度の保持すべき資金の額に比べて、当年度の計算額が20%を超えて減少した場合には、一時的な減少ではなく、法人の支出規模が減少したものとみなして、学校法人会計基準第31条第1項第1号に該当し、前年度の保持すべき資金の額と当年度の計算額との差額を取崩しの対象としなければならないものとした。

(別添) 略 →P123【別添7】参照

◎私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について(通知)

令6.12.9 6文科高第1457号
各文部科学大臣所轄学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部長通知

私立学校法の一部を改正する法律(令和5年法律第21号。以下「改正法」という。)による改正後の私立学校振興助成法(昭和50年法律第61号。以下「改正助成法」という。)第14条第4項の規定に基づき、同法第4条第1項又は第9条に規定する補助金の交付を受ける学校法人(以下「助成対象学校法人」という。)で文部科学大臣を所轄庁とするものは、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、改正法による改正後の私立学校法(昭和24年法律第270号。以下「改正私学法」という。)第86条第2項の会計監査報告を添付して、文部科学大臣に提出することとされています。

については、書類の提出に当たっては、下記の事項に留意のうえ、事務処理上遺漏のないようお取り計らい願います。

各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項に規定する法人に対して周知いただくとともに、改正助成法第14条第4項の規定に基づき、学校法人が所轄庁に書類を提出する際の提出方法等について、本通知を参考としつつ、適切にお取り計らいください。

記

第一 文部科学大臣への書類の提出について

文部科学大臣への書類の提出については、次のことに留意されたい。

1. 提出書類について

(1) 助成対象学校法人で文部科学大臣を所轄庁とするものは、改正助成法第14条第4項の規定に基づき、その終了した会計年度に係る計算書類(改正私学法第103条第2項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)及びその附属明細書並びに当該会計年度の翌会計年度の収支予算書に、会計監査報告(改正私学法第86条第2項の会計監査報告をいう。以下同じ。)を添付して、文部科学大臣に提出することとされていること。

(2) 同条第4項ただし書により補助金の額が少額である場合の会計監査報告の添付の免除に係る文部科学大臣の許可については、改正助成法において「寡少」から「少額」に表現が適正化されたものの趣旨は変更されていないことを踏まえ、昭和51年4月8日付け文管振第153号文部事務次官通達「私立学校振興助成法等の施行について」の記の第3の2における「補助金の額が寡少」の取扱いにより、当面一会計年度に一学校法人に交付される補助金の額が1,000万円に満たない場合を意味するものとして運用するものとする。

(3) 私立学校振興助成法施行規則(令和6年文部科学省令第29号)第2条の規定に基づき、文部科学大臣への書類の提出は、事業活動収支内訳表、資金収支内訳表及び人件費支出内訳表(以下「内訳表」という。)並びに文部科学大臣が定める書類を添付してしなければならないとされていること。

(4) 文部科学大臣が定める書類は、令和6年文部科学省告示第132号により、人件費支出内訳表が私立学校振興助成法施行規則第5条の定めるところにより作成されているかどうかに関する公認会計士(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(以下「公認会計士等」という。)の監査報告(以下「人件費支出内訳表の監査報告」という。)とされていること。

2. 届出期日について

改正助成法第14条第4項の規定に基づき、毎会計年度終了後三月以内に提出することとされていること。また、収支予算書に係る収支予算を変更したときは、変更後の収

支予算書を速やかに文部科学大臣宛に提出すること。

3. 提出方法等について

(1) 提出する書類の順序は、次のとおりとすること。

① 計算書類及びその附属明細書

学校法人会計基準の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第28号）による改正後の学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号。以下「新基準」という。）の第一号様式から第四号様式、注記事項（新基準第40条に規定する事項をいう。）、第五号様式から第七号様式の順序とすること。なお、収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を、第七号様式の後に追加すること。また、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、私立学校法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第21号）による改正後の私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）第43条第2項の規定により準用する改正私学法第104条第2項に基づく財産目録の監査に係る会計監査報告（以下「財産目録の監査報告」という。）が一体となって作成される場合には、第八号様式を、第七号様式（収益事業がある場合には、収益事業の損益計算書）の後に追加すること。

② 内訳表

私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順序とすること。

(2) 会計監査報告の原本が電子形式である場合には、当該会計監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）のほか、計算書類及びその附属明細書（収益事業がある場合には、当該事業の貸借対照表及び損益計算書を含み、改正私学法第104条第2項に基づく計算書類及びその附属明細書の監査に係る会計監査報告と、財産目録の監査報告が一体となって作成される場合には、財産目録を含む。第一の3. (3)及び(4)において同じ。）を一体の電子形式ファイルとして、人件費支出内訳表の監査報告が電子形式である場合には、当該人件費支出内訳表の監査報告（電子署名のあるものを必要とすること。）及び内訳表を一体の電子形式ファイルとして、原本を電磁的方法で提出すること。

(3) 会計監査報告及び人件費支出内訳表の監査報告の原本が紙媒体である場合には、従来原本を紙媒体で届け出ることとしていたところ、ペーパーレス化の観点から、当該会計監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を計算

書類及びその附属明細書の前に、人件費支出内訳表の監査報告（署名のあるものを必要とすること。）を内訳表の前にそれぞれとじ込んだ上で、それぞれの原本の情報を記録した別個の電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

(4) 収支予算書は、計算書類及びその附属明細書並びに内訳表とは別に電子形式ファイルとして、当該ファイルを電磁的方法で提出すること。

4. 内訳表の作成及び提出について

(1) 内訳表の作成については、昭和47年4月26日付け文管振第93号文部省管理局长通知「資金収支内訳表について（通知）」及び昭和55年11月4日付け文管企第250号文部省管理局长通知「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」に基づき作成するものとする。

(2) 文部科学大臣に提出する内訳表は、学校法人内部の正規の経路を経て作成されたものでなければならないこと。

5. 人件費支出内訳表の監査について

(1) 私立学校振興助成法第14条第3項に基づく公認会計士等の監査は、昭和46年5月10日付け文管振第69号文部省管理局长通知「日本私学振興財団法附則第14条第1項に規定する会計年度等を定める政令および学校法人会計基準の制定について（通知）」の記のIの4を踏まえ、「学校法人内部の正規の経路」として理事会による承認の後に行われていることについて、このたび「学校法人内部の正規の経路」については、理事会による承認に限らず、各学校法人において適切に定めることとし、例えば、内部規程に基づく理事長や財務担当理事等の適切な権限者の決裁や適切な会議体の決議による承認が考えられること。

(2) 内訳表は計算書類に記載される額を区分して作成されることから、令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な公認会計士等の監査と改正私学法第104条第2項に基づく会計監査人の監査を効果的・効率的に受けるため、これらを一体的に受けることができること。

第二 公認会計士等の業務制限について

学校法人が令和6年文部科学省告示第132号が指定する人件費支出内訳表の監査報告のために必要な監査を依頼する公認会計士等については、当該学校法人と、公認会計士法第24条又は第34条の11に規定する著しい利害関係を有する等の者でないことを確認する必要があること。著しい利害関係の有無については日本公認会計士協会の倫理規則を参

考とすること。

第三 都道府県知事への書類の提出等について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、会計監査人を置かない学校法人は、改正助成法第14条第2項の規定に基づき、計算書類及びその附属明細書（改正私学法第104条第3項に規定する理事会の決議による承認を受けたものであること。）について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士等の監査を受けなければならないとされていること。監査の具体的内容については所轄庁の定めるところによること。
2. 同項ただし書により補助金の額が少額である場合の監査の免除に係る所轄庁の許可については、上記第一の1.(2)に準じて所轄庁の定めるところによること。

第四 都道府県知事所轄学校法人における私立学校振興助成法施行規則の運用について

1. 助成対象学校法人で都道府県知事を所轄庁とするもののうち、単数の学校（2以上の課程を置く高等学校を除く。）のみを設置するものにおける私立学校振興助成法施行規則第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、内訳表について、それぞれ同令第3条第1項第1号と同項第2号以下の各号との区分を省略できるものとする。
2. 上記省略をした場合における事業活動収支内訳表及び資金収支内訳表は、それぞれ事業活動収支計算書及び資金収支計算書と同内容のものとなるため、これらの収支計算書をもって両内訳表に代えることができるものとする。

第五 通知の廃止について

1. 以下の通知は、令和6年度に係る計算書類等の届出を限りとして廃止すること。
 - ・平成27年3月30日付け26文科高第1120号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について（通知）」（文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛）
 - ・平成27年3月30日付け26文科高第1121号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について（通知）」（各都道府県知事宛）
 - ・令和3年12月27日付け3文科高第1131号文部科学省高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について（通知）」の一部改正について（通知）」（文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛）
 - ・令和3年12月27日付け3文科高第1131号文部科学省

高等教育局私学部長通知「平成27年度以後の監査事項の指定について（通知）」の一部改正について（通知）」（各都道府県知事宛）

2. 以下の通知は、令和6年度に係る会計処理及び計算書類の作成を限りとして廃止すること。
 - ・昭和48年2月28日付け文管振第53号文部省管理局长通知「都道府県知事を所轄庁とする学校法人における学校法人会計基準の運用について（通知）」

◎教育研究経費と管理経費の区分について

昭46.11.27 雑管第118号
文部大臣所轄学校法人理事長あて
文部省管理局长通知

このことについて、昭和46年9月30日に学校法人財務基準の調査研究会から別添のとおり報告を受けましたので通知します。

学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に従って会計処理を行なう場合における教育研究経費（支出）と管理経費（支出）の区分についても、この報告の趣旨に基づいて処理されるよう願います。

なお、この報告のうち主な事項の趣旨は下記のとおりでありますので、申し添えます。

記

1. 報告別紙の1の「役員が行なう業務執行のために要する経費」は、役員会の経費および役員の旅費、事業費、交際費等の経費を指すものであること。
2. 報告別紙の2の「総務、人事、財務、経理その他これに準ずる法人業務に要する経費」には、法人本部におけるこれらの業務のみならず、学校その他の各部門におけるこの種の業務に要する経費も含めることが適当であること。
3. 報告別紙の5の「学生生徒等の募集のために要する経費」には、入学選抜試験に要する経費は含まないものとする。
4. 報告別紙6については、寄宿舎に要する経費を教育研究経費とするか、管理経費とするかは、各学校法人における寄宿舎の性格と実態に即して学校法人において判断するものとしたこと。

報告

昭46.9.30
学校法人財務基準調査研究会

昭和46年2月25日に報告した「学校法人計算書類記載要領」において示した記載科目のうち、教育研究経費と管理経費については、その区分の方法について共通の原則により処理することが適当であると思料したので、この会議において検討を行な

った結果、このほど別紙のとおり一応の結論を得たので報告します。なお、別紙の区分の方法は、当面の取扱いについて示したものであり、今後の実施経験による妥当な慣行の生成の状況を勘案して、さらに検討を行なう必要があると考えます。

別 紙

教育研究経費と管理経費の区分について

次の各項に該当することが明らかな経費は、これを管理経費とし、それ以外の経費については主たる用途に従って教育研究経費と管理経費のいずれかに含めるものとする。

1. 役員の行なう業務執行のために要する経費および評議員会のために要する経費
2. 総務・人事・財務・経理その他これに準ずる法人業務に要する経費
3. 教職員の福利厚生のための経費
4. 教育研究活動以外に使用する施設、設備の修繕、維持、保全に要する経費(減価償却費を含む。)
5. 学生生徒等の募集のために要する経費
6. 補助活動事業のうち食堂、売店のために要する経費
7. 附属病院業務のうち教育研究業務以外の業務に要する経費

(参照 学校法人委員会研究報告第30号「教育研究経費と管理経費の区分に関するQ&A」昭61.7.8 改正平26.9.3 日本公認会計士協会)

◎リース取引に関する会計処理について

平20.9.11 20高私参第2号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

学校法人会計におけるリース取引の今後の取扱いについては、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

なお、日本公認会計士協会がこの通知に係る実務指針等を公表する予定ですので、御参照ください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 趣旨及び目的

学校法人会計におけるリース取引の会計処理については、従来より、リース取引をファイナンス・リース取引及びオペレーティング・リース取引に区分し、ファイナンス・リース取引については、その取引契約に係る法的形式は賃貸借取引であるが、その経済的実態は当該物件を売買した場合と同様

の状態にあると認められるものも多々あることから、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理が原則的な処理とされていた。その一方で、ファイナンス・リース取引のうち所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来の実務に配慮して、例外的に、所定の注記を条件として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うこともできるとされてきた。

企業会計においても、このような取扱いがなされていたが、この例外処理である通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理については、従来から、会計上の情報開示の観点から借手は債務を計上すべきこと、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理がほぼ全てを占める現状は特異な状況であること等が問題点として指摘されていたことから、企業会計基準においては、平成19年3月30日に、「リース取引に関する会計基準」の一部改正が行われ、平成20年4月1日以降、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理は認められないこととなった。

学校法人のリース取引については、教育研究用のコンピュータをはじめ、医療機器、車両等各種資産に範囲が拡大するとともに、取引量も年々増加する傾向にある中で、企業会計基準改正の背景となったリース取引に係る経済的実態を的確に計算書類に反映させる要請等については、学校法人会計に関しても同様である。このため、学校法人会計においても、ファイナンス・リース取引については、一定の場合を除き、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととし、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を廃止する等、リース取引に関する会計処理についてその取扱いの統一を図ることとした。

2 用語の定義

- (1) 「リース取引」とは、特定の物件の所有者たる貸手が、当該物件の借手に対し、合意された期間(以下「リース期間」という。)にわたり、これを使用収益する権利を与え、借手は、合意された使用料(以下「リース料」という。)を貸手に支払う取引をいい、「ファイナンス・リース取引」と「オペレーティング・リース取引」に区分される。
- (2) 「リース物件」とは、リース契約に基づき借手が使用する物件をいう。
- (3) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手

がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担することとなるものをいう。

なお、上記において、「これに準ずるリース取引」とは、法的には解約可能であるとしても、解約に際し相当の違約金を支払わなければならない等の理由から、事実上解約不能と認められるリース取引をいう。また、「借手がリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受する」とは、当該リース物件を自己所有とするならば得られると期待されるほとんど全ての経済的利益を享受することをいい、「当該リース物件の使用に伴って生ずるコストを実質的に負担する」とは、当該リース物件の取得価額相当額、維持管理等の費用、陳腐化によるリスク等のほとんど全てのコストを負担することをいう。

(4) 「所有権移転ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

① リース契約上、リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされているもの

② リース契約上、借手に対して、リース期間終了後又はリース期間の途中で割安購入選択権（名目的価額又はその行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利をいう。）が与えられており、その行使が確実に予想されるもの

③ リース物件が借手の用途等に合わせた特別な仕様によるものであって、当該リース物件の返還後、貸手が第三者に再リースし、又は売却することが困難であるため、その使用可能期間を通じて借手によってのみ使用されることが明らかなもの

(5) 「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転ファイナンス・リース取引以外のものをいう。

(6) 「オペレーティング・リース取引」とは、リース取引のうち、ファイナンス・リース取引以外のものをいう。

(7) 「リース対象資産」とは、リース物件のうち、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、貸借対照表に資産として計上されるものをいう。

(8) 「リース料総額」とは、リース債務の元本返済額、利息相当額及び維持管理費用相当額をいう。

(9) 「利子抜き法」とは、リース料総額を、リース債務の元

本返済額部分、利息相当額部分及び維持管理費用相当額部分に区分し、元本返済額部分をもって固定資産価額等とすることをいう。

(10) 「利子込み法」とは、リース料総額をもって固定資産価額等とすることをいう。

(11) 「リース取引開始日」とは、借手がリース物件を使用収益する権利を行使することができることとなった日をいう。

3 会計処理及び表示

(1) ファイナンス・リース取引の会計処理

① 会計処理

リース取引開始日に、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理により、リース物件及びこれに係る債務を、それぞれ該当する固定資産等の科目及び負債の未払金（長期末払金）に計上する。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができる。

ア リース料総額が学校法人の採用する固定資産計上基準額未満のもの（リース物件が少額重要資産の場合を除く。）

イ リース期間が1年以内のもの

ウ リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの（ただし、所有権移転外ファイナンス・リース取引に限る。）

② 固定資産価額等

ア リース対象資産

リース料総額を、リース債務の元本返済額部分、利息相当額部分及び維持管理費用相当額部分に区分し、元本返済額部分を固定資産価額として計上する利子抜き法を原則とするが、リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合には、リース料総額をもって固定資産価額とする利子込み法により処理することもできるものとする。

この場合において、リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、貸借対照表日後のリース期間に係るリース料（以下「未経過リース料」という。）の期末残高（通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うリース取引及び利子抜き法により固定資産に計上する会計処理を行うリース取引に係るものを除く。）が、当該未経過リース料の期末

残高、有形固定資産及びその他の固定資産(有価証券、収益事業元入金、長期貸付金、引当特定預金等を除く。)の期末残高(利子込み法により処理した場合におけるファイナンス・リース取引に係るリース対象資産に係るものを除く。)の合計額に占める割合が10パーセント未満である場合とする。

イ リース対象資産以外のリース物件

リース対象資産以外のリース物件については、利子込み法によりリース料総額をもって経費として処理することを原則とする。

③ リース対象資産の減価償却

リース対象資産の減価償却額は、所有権移転ファイナンス・リース取引に係るものについては自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法により算定し、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るものについてはリース期間を耐用年数とし残存価額をゼロとして算定する。

なお、会計年度途中で取得した所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース対象資産の減価償却額の計算においても、当該リース対象資産について計算される年間減価償却額を月数按分したものによるほか、次の簡便法を採用している場合も、重要性がない場合には、妥当な会計処理として取り扱うことができるものとする。

ア 取得時の会計年度は、償却額年額の2分の1の額により行う。

イ 取得時の会計年度は、償却を行わず、翌会計年度から行う。

ウ 取得時の会計年度から償却額年額により行う。

④ 利子抜き法の処理

利子抜き法により処理する場合、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法(各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法)によるものとする。なお、リース対象資産の総額に重要性が乏しいと認められる場合においても利子込み法によらず利子抜き法により処理するときには、定額法(利息相当額の総額をリース期間中の各期にわたり、定額で配分する方法)によることもできるものとする。

⑤ 再リース料の処理

再リースを行う場合の再リース料は、経費として処理する。

(2) オペレーティング・リース取引の会計処理
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行う。

(3) 表示

① リース物件の表示

リース物件については、該当する固定資産の科目又は消耗品費・賃借料等の経費科目に含めて表示する。

② リース物件に係る債務

リース物件に係る債務については、貸借対照表日後1年以内に支払いの期限が到来するものは流動負債に属するものとし、貸借対照表日後1年を超えて支払いの期限が到来するものは固定負債に属するものとする。

③ 注記

ア 上記3(1)1ウに該当し、又はリース取引開始日が下記4に記したこの通知による取扱いの適用前であるため、所有権移転外ファイナンス・リース取引について、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行った場合で、これらのリース料総額の合計額に重要性があるときは、「リース物件(又はリース資産)の種類」、「リース料総額」及び「未経過リース料期末残高」等を注記する。

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の注記の記載様式については、この通知の別添注記事項記載例を参考にされたい。なお、「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について」(平成17年5月13日付け17高私参第1号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の別添2注記事項記載例<例1>1(2)「所有権移転外ファイナンス・リース取引の処理方法」及び7(6)「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は削除する。

4 適用

この通知による取扱いは、リース取引開始日が平成21年4月1日以降のリース取引について適用する。

なお、リース取引開始日が、平成21年3月31日以前のリース取引については、従来どおり、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行うことができるものとする。

別添 注記事項記載例

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

①平成21年4月1日以降に開始したリース取引

リース物件の種類 リース料総額 未経過リース料期末残高

教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車輛	××円	××円
教育研究用消耗品	××円	××円

②平成21年3月31日以前に開始したリース取引

リース資産の種類	リース料総額	未経過リース料期末残高
教育研究用機器備品	××円	××円
その他の機器備品	××円	××円
車輛	××円	××円

(参照 学校法人委員会報告第41号「リース取引に関する会計処理について(通知)」に関する実務指針 平21.1.14 日本公認会計士協会)

◎ソフトウェアに関する会計処理について

平20.9.11 20高私参第3号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

学校法人会計におけるソフトウェアの今後の取扱いについては、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切な会計処理をお願いします。

なお、日本公認会計士協会がこの通知に係る実務指針等を公表する予定ですので、御参照ください。

また、各都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人に対して周知されるようお願いいたします。

記

1 趣旨及び目的

学校法人会計におけるソフトウェアの会計処理については、従来より、経費として処理されてきたところであるが、近年、学校法人の教育研究活動や管理運営業務において、ソフトウェアの果たす役割が重要性を増していることを踏まえ、また、ソフトウェアがファイナンス・リース取引の対象となる場合の会計処理について、「リース取引に関する会計処理について」(平成20年9月11日付け20高私参第2号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)との整合性を確保するため、ソフトウェアに関する会計処理の取扱いの統一を図ることとした。

2 用語の定義

「ソフトウェア」とは、コンピュータを機能させるように指令を組み合わせて表現したプログラム及びこれに関連する文書をいう。

3 会計処理

(1) ソフトウェアについては、その利用により将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合には当該ソフトウェアの取得に要した支出に相当する額を資産として

計上し、それ以外の場合には経費として処理する。

学校法人において利用されるソフトウェアには、教育研究の質的向上等の目的で利用される教育研究用ソフトウェアと学校法人の効率的な運営等に資する目的で利用される事務用ソフトウェアがある。教育研究用ソフトウェアは、その利用に伴い外部より相当額の利用料を徴収する等の例外的なものを除き、将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められない場合が多く、この場合には経費として処理する。一方、事務用ソフトウェアは業務の効率化のために使用することが多く、それによって支出削減が確実であると認められる場合には資産として計上する。

(2) 機器備品等に組み込まれているソフトウェアは、両者が別個では機能せず一体としてはじめて機能するものであり、経済的耐用年数も相互に関連性が高いことから、原則として両者を区分せず、当該機器備品等を含めて処理する。

(3) 上記3(1)に基づいて資産として計上するソフトウェアは、学校法人の採用する固定資産計上基準額以上のものとする。

(4) 固定資産に計上したソフトウェアの耐用年数は、学校法人が当該ソフトウェアの利用の実態等を勘案して、自主的に決定することとする。

(5) なお、ソフトウェアについてファイナンス・リース取引をした場合、「リース取引に関する会計処理について」(平成20年9月11日付け20高私参第2号文部科学省高等教育局私学部参事官通知)の3(1)1アからウまでに該当する場合を除き、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行うこととなり、その会計処理は、上記3(1)のとおり、その利用により将来の収入獲得又は支出削減が確実であると認められる場合には当該ソフトウェアの取得に要した支出に相当する額を資産として計上し、それ以外の場合には経費として処理することとなる。

4 計算書類の表示

ソフトウェアを資産として計上する場合には、資金収支計算書では「設備関係支出」の小科目として「ソフトウェア支出」等、貸借対照表では「その他の固定資産」の小科目として「ソフトウェア」等の適切な科目を設けて処理することとする。

5 適用

この通知による取扱いは、平成21年4月1日以降に購入等されるソフトウェアについて適用する。

(参照 学校法人委員会実務指針第42号「ソフトウェアに関する会計処理に

◎学校法人における資産運用について

平21.1.6 20高私参第7号
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官送付

このたび、文部科学大臣所轄各学校法人理事長宛てに、別添のとおり「学校法人の資産運用について」（通知）を发出いたしましたので、貴都道府県知事が所轄する学校法人の資産運用の参考となるようお知らせいたします。

学校法人における資産運用について

平21.1.6 20高私参第7号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

学校法人における資産運用については、寄附行為及びこれに基づく関連諸規程等に則って各学校法人の責任において行われているところですが、現下の国際金融情勢等を受け、各学校法人に対し、資産運用に関する注意を喚起する観点から、このたび、学校法人運営調査委員会（文部科学省組織規則（平成13年文部科学省令第1号）第45条に規定する学校法人運営調査委員の会議をいう。）において、別紙のとおり「学校法人の資産運用について」（意見）が取りまとめられました。

ついては、この意見の趣旨を十分御理解いただき、現状の再点検、必要な規程の整備等に努めていただくようお願いします。

（別紙） 平成21年1月6日 学校法人運営調査委員会
「学校法人の資産運用について」（意見）

一般に学校法人がどのような方法で資産の運用を行うかについては、各学校法人が寄附行為や関連諸規程等に従い、自らの責任において決定するものである。その際、資産の効率的な運用を図ることが一般論としては求められるが、一方で、学校法人の資産は、その設置する学校の教育研究活動を安定的・継続的に支えるための大切な財産であるため、運用の安全性を重視することが求められることは言うまでもない。学校法人の運営は、学生生徒等の納付金、善意の浄財である寄附金、国民の税金からなる補助金によって支えられていることを忘れてはならない。

学校法人の資産運用の形態としては、預金や公共債（国債・地方債・政府保証債）等の保有のほか、近年、仕組債やデリバティブ（金融派生商品）取引などの新たな金融商品による運用も目立つようになってきている。特に、デリバティブ取引は、金融の自由化、国際化の流れの中で、金融・証券市場で大きく拡大しており、市場における金利や為替の変動リスク回避の手段と

して利用されるほか、それ自身が投資目的としても利用され、少ない投資金額で多額の利益を得る反面、多大の損失を被るリスクもあるとされる。仕組債も一般にデリバティブが組み込まれた債権とされ、必ずしも元本保証のあるものではない。

学校法人としては、現下の国債金融情勢等も十分に踏まえ、元本が保証されない金融商品による資産運用については、その必要性やリスクを十分に考慮し、特に慎重に取り扱うべきである。学校法人の理事長を含む理事は学校法人に対して善良な管理者の注意義務を負っていること、また資産運用に従事する学校法人職員もその職責に相応する注意義務を負っていることを再認識する必要がある。

以上のように、公教育を担う学校法人の資産運用については、その安全性の確保に十分留意し、必要な規程等の整備を行い、学校法人としての責任ある意思決定を行うとともに、執行管理についても規程等に基づいて適正に行うなど、統制環境の確立に努める必要がある。具体的には、学校法人経営の最終的な意思決定及び理事の職務執行の監督を掌る機関は理事会であることを前提とした上で、資産運用関係規程の整備等を通じ、①安全性の重視など資産運用の基本方針、②理事会・理事長・担当理事・実務担当者など資産運用関係者の権限と責任、③具体的な意思決定の手続、④理事会等による運用状況のモニタリングなど執行管理の手続、⑤教育研究活動の充実改善のための計画に照らした資産運用の期間及び成果の目標、⑥保有し得る有価証券や行い得る取引等の内容、⑦資産運用に係る限度額等の明確化に努めるなど、資産運用に係る意思決定と執行管理の一層の適正化を図ることが重要と考える。

各学校法人には、資産運用に関する責任ある意思決定と執行管理が行われる体制を確立されるよう、不断の点検を求めたい。

◎退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について

平23.2.17 22高私参第11号
各都道府県知事あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知

学校法人会計基準においては、退職給与引当金の計上基準及び有価証券の評価方法並びにデリバティブ取引に係る損失の処理科目及び表示について、その取扱い又は処理方法が示されていないことから、これまで各学校法人に委ねられていましたが、この度、学校法人における財務情報等の公開の進展、会計処理等の取扱いが各学校法人によって異なることによる不確かさやわかりにくさの解消等の観点から、これらの会計処理等については、統一した取扱いとすることとし、別添のとおり、文部科学省所轄各学校法人の理事長に通知しました。

については、貴職所轄の学校法人及び私立学校法第 64 条第 4 項の法人に対して周知・指導いただくようお願いします。

なお、別途、日本公認会計士協会がこの通知に係る実務指針等を公表する予定です。

退職給与引当金の計上等に係る会計方針の統一について

〔平23. 2. 17 22高私参第11号
文部科学大臣所轄各学校法人理事長あて
文部科学省高等教育局私学部参事官通知〕

学校法人会計基準においては、退職給与引当金の計上基準及び有価証券の評価方法並びにデリバティブ取引に係る損失の処理科目及び表示について、その取扱い又は処理方針が示されていないことから、これまで各学校法人に委ねられていましたが、この度、学校法人における財務情報等の公開の進展、会計処理等の取扱いが各学校法人によって異なることによる不明確さやわかりにくさの解消等の観点から、これらの会計処理等については、下記のとおり統一した取扱いとすることとしました。

については、統一の趣旨及び内容等を御了知の上、適切に処理されるようお願いします。

なお、別途、日本公認会計士協会がこの通知に係る実務指針等を公表する予定ですので、御参照ください。

記

1. 統一の内容等

(1) 退職給与引当金の計上基準

退職給与引当金の計上基準について、財団法人私立大学退職金財団（以下「私大退職金財団」という。）又は各都道府県ごとに設立された私立学校退職金団体（以下「私学退職金団体」という。）に加入している学校法人においては、以下の取扱いによること。それ以外の場合においても本通知の趣旨を踏まえ、明瞭かつ適切に処理すること。

① 各学校法人の退職給与規程等に基づいて算出した退職金の期末要支給額の100%を退職給与引当金として計上すること。なお、私大退職金財団に加入している学校においては必要な調整計算を行い、いわゆる積立方式を採用している私学退職金団体に加入している学校においては、各団体から交付される額を控除すること。

② 平成 22 年度末における退職金の期末要支給額の100%を基にして計算した額と、平成 22 年度末における退職給与引当金の残高との差額（以下「変更時差異」という。）については、大科目「人件費」のうちに、新たに小科目として「退職給与引当金特別繰入額」を設けて表示すること。

(2) 有価証券の評価方法

移動平均法によること。

(3) デリバティブ取引に係る損失の処理科目及び表示

デリバティブ取引に係る損失は、大科目「管理経費（支出）」に区分すること。なお、小科目は「デリバティブ運用損（支出）」等を設け、デリバティブ取引による損失であることが明瞭になるよう処理し、表示すること。ただし、貸借対照表に計上されている現物の金融商品と組み合わせられたデリバティブ取引に係る損失で、当該金融商品に係る売却又は処分差額と区分することが困難な場合を除く。

2. 経過措置（省略）

◎学校法人の予算制度に関する報告（第1号）について

〔昭47. 3. 16
学校法人財務基準調査研究会〕

学校法人の予算制度については、当調査研究会議において検討中であるが、このほど結論を得た部分について別紙の通り報告します。

別紙

学校法人の予算制度について

I 予算制度の意義

1. 予算制度

学校法人の予算は、学校法人の教育・研究その他の活動の具体的な計画を、所要の計算体系にもとづいて、科目と金額とにより表示し、総合編成したものであり、学校法人全般にわたる運営に役立てられるものである。この予算の編成と実行のための組織および手続きを予算制度という。

2. 計画と予算

予算は、具体的な、計画の実現を可能ならしめるための資金的な裏付けを行なうものである。この場合において、学校法人の利用可能な資金は有限であるから、学校法人の目標実現のための多様な事業計画およびそれらの組合せのうち、総体として最大の効果を発揮できるような計画の選択と資金の配分が行なわれることが期待される。

3. 予算の実行

学校法人の諸活動は、財政上の観点からは予算の実行として理解され、また、予算の実行にあたっては予算に対し過不足のない収支の実行が要請される。

このことは、予算制度のもつ統制機能によるものであって、この統制機能は、まず業務執行の懈怠をチェックする

面に作用すると同時に、業務執行が予算の範囲を逸脱することを防止する面に効果を発揮する。しかしながら、統制機能の意味が誤って理解されると、教職員の活動意欲を阻害する場合もなしとしない。

以上の点から、慎重に決定された予算にもとづく学校法人の適正な運営が望まれる。

II 学校法人財政の特性と予算制度

私立学校法第42条によれば、学校法人の予算については理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない旨を定めている。法はその具体的内容を規定していないが、従来の慣行から学校法人にとって予算制度は必須のものであることを前提としており、任意のものでないと解される。

また、学校法人会計基準（昭和45年5月2日）は、「学校法人はその諸活動の計画について予算を編成し、予算にもとづいて運営される。」と規定し、予算制度を学校法人会計の基礎的前提のひとつにあげている。そもそも、学校は公の性質を有するものであり、私立学校を設置する学校法人は、その公共性と自主性を確保するために、財政的にも健全な維持と発展とを期するものでなければならない。学校法人の健全な維持と発展は、長期的な観点にもとづく財政計画ないしは予算の整備を欠いては合理的な実現が困難である。

このように、学校法人にとってとくに予算制度が重視されなければならないのは、およそ次のような学校法人財政の特性によるものと考えられる。

1. 資金源泉の公共性

学校法人の資金源泉の主要なものは、学生生徒等納付金であり、また、近時国、地方公共団体等からの補助金が増える割合が増加してきている。さらに、学校法人の多様な資金源泉の中には、学費負担者以外の第三者による善意の寄附金も多かれ少なかれ含まれている。

このように、学生生徒等納付金のみならず、国民の税金や善意の寄附金を資金の源泉にあおぐ場合、その適正な使用についてとくに努力を払わなければならないのは当然であり、予算制度はその効果的な使用の計画と、実際の使用過程における無駄や浪費の排除のために、必須の制度と理解される。

2. 収入、支出要因の固定性

学校法人の主要な財源である学生生徒等納付金は、学生生徒等の数と授業料等の単価との積として算出されるが、教育の1サイクル(修業年限)の期間において、授業料等学

費の単価はそのサイクルの途中でたやすく変更できない場合が多く、学生生徒等の数もサイクルのはじめに確定した人数が卒業までにはほとんど増減しないのが通常である。このため収入についてはもとより、支出についても、その教育プログラムの1サイクルが終了するまでは、これに必要な支出として当初計画した額を自由に変更することは実際上困難である。

このように、当初の計画が単に1会計年度にとどまらず、以後数年間にわたって学校法人の財政に固定的な影響を及ぼし、その点で当初計画の適否は学校法人の財政に決定的な意味をもつといえよう。

3. 資産運用上の損失の特性

学校法人の資産に対しては、何びとの所有権も持分関係も成立しないので、学校法人の運用上その資産に損失が生じても、それが「善良な管理者の注意」の明らかな欠如によるものでない限り何びともその損失を負担できる関係にはない。

このことは元入資本出資者が損失をすべて負担する営利事業の場合と異なるところである。

また、学校法人の収入・支出の関係は、営利事業のように収益をもって費用を回収するという過程をもたず、学校法人の収入は一方向的に消費されるにすぎない。

(付記)

もとより、予算制度は予算制度そのものためではなく、あくまでも学校法人の合理的な運営のための用具である。以上のような予算制度の意義に対する共通の理解の上にならなければ、今後学校法人の予算制度の運営に役立つ研究を推進し、逐次その成果を報告する予定である。

(参照 「学校法人の予算制度に関する報告(中間報告第2号)について」昭47.7.17、「学校法人の予算制度に関する報告(中間報告第3号)について」昭47.9.19、「学校法人の予算制度に関する報告(中間報告第4号)について」昭47.10.24 (いずれも)学校法人財務基準調査研究会)

◎補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて

昭51.3.9 学校法人委員会実務指針第22号
改正 平26.9.30
日本公認会計士協会

はじめに

日本公認会計士協会は、補助活動事業(食堂、売店、学生寄宿舎等)に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いを、学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」として昭和51年3月9日に公表した。

その後、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日
文部省令第18号）の改正に伴った見直しを行い、実務指針と
したものである。

1. 会計処理及び表示

補助活動事業の経理を課税上又は管理上等の理由により、
特別会計として区分している場合であっても、私立学校法
（昭和24年法律第270号）第26条に定める収益事業に該当
しないのであるから、補助活動事業会計は、一般会計と合併
した上で計算書類を作成しなければならない。

補助活動事業会計を区分経理しているか否とにかかわら
ず、補助活動事業の収支については、学校法人会計基準第5
条ただし書によって純額表示することができるのであるが、
貸借対照表科目については、純額表示することができないこ
とに留意する。

(1) 総額表示

総額表示による場合は、例えば、売上高、販売手数料等
は、「(大科目)付随事業収入・収益事業収入－(小科目)補
助活動収入」として、受取利息は「受取利息・配当金収入」
として表示するものとする。また、経費は「管理経費」（寄
宿舎に要する経費で教育研究経費とするものを除く。）と
して、給与は「人件費」として表示するものとする。売店
等の売上原価に属する項目については、資金収支計算書で
は仕入高を、例えば「(大科目)管理経費支出－(小科目)補
助活動仕入支出」として、事業活動収支計算書では売上原
価を、例えば「(大科目)管理経費－(小科目)補助活動収入
原価」として表示するものとする。

(2) 純額表示

純額表示による場合の収支相殺の範囲は、事業活動収支
計算書科目（同一内容で資金収支計算書に使用されている
科目を含む。以下同じ。）に限るものとし、資金収支計算書
のみに使用する科目、すなわち、貸借対照表に係る収支科
目は含まないものとする。

このことは、相殺範囲の最大限を示したものである。し
たがって、その範囲内であれば適宜に選択した収入項目と
支出項目によって相殺できる。

収支相殺の範囲を例示すれば次のとおりとなる。

- ① 支出項目と相殺できる収入側の項目は、
 - イ 売上高、受取利息、雑収入とする方法
 - ロ 売上高、受取利息とする方法
 - ハ 売上高、雑収入とする方法
 - ニ 売上高のみとする方法

② 収入項目と相殺できる支出側の項目は、

- イ 売上原価、人件費、経費（借入金利息を含む。以下同
じ。）とする方法
- ロ 売上原価、人件費とする方法
- ハ 売上原価、経費とする方法
- ニ 売上原価のみとする方法

収支相殺の結果、収入超過の場合は、例えば「(大科目)
付随事業収入－(小科目)補助活動収入」として、支出超過
の場合は、例えば「(大科目)管理経費－(小科目)補助活動
支出」として表示するものとする。ただし、教育を目的と
する寄宿舎に係る収支については、それ以外の補助活動事
業の収支と別に相殺し、その結果、支出超過の場合は、例
えば「(大科目)教育研究経費－(小科目)補助活動支出」と
することができる。

なお、収支相殺の結果は、資金収支計算書上と事業活動
収支計算書上とは同一にならない場合が多いことに留意
する。

(3) 貸借対照表の科目

補助活動事業会計を区分経理しているか否とにかかわ
らず、補助活動事業に係る現金預金、たな卸資産、固定資
産等の全ての資産及び買掛金、前受金等の全ての負債が計
算書類に表示されなければならない。

たな卸資産(商品、原材料等をいい、貯蔵品となるものを
除く。)の年度末有高は、貸借対照表の流動資産の部に「貯
蔵品」と区別し、「販売用品」として表示するものとする。
ただし、有高が少額の場合は、「貯蔵品」に含めることが
できる。

2. 監査上の取扱い

純額表示するために、収入と支出を相殺できる範囲は、前
記(2)に示したとおり、収入側の項目の売上高、受取利息、雑
収入と、支出側の項目の売上原価、人件費、経費に属する科
目であるが、そのうち、売上高と売上原価に属する科目は、
必ず相殺するものとし、したがって、これが相殺されず受取
利息、雑収入及び人件費、経費に属する科目のみが相殺され
ている場合には妥当な処理として認められないものとする。
しかし、受取利息、雑収入及び人件費、経費に属する科目に
ついては、これを相殺するか否かは当該学校法人の判断に委
ねるものとし、したがって、この一部又は全部が相殺されな
い場合にも妥当な処理として認めるものとする。

(留意事項)

補助活動事業の経理を課税上、又は管理上等の理由により、

特別会計として区分することは学校法人の自由であるが、計算書類作成に当たっては、必ず一般会計と合併しなければならない。仮に、合併しないで計算書類を作成した場合は、妥当な会計処理とはならないことに留意する。

3. 適用

「学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」の改正について」（平成26年9月30日）は、平成28年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成29年3月31日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用する。ただし、平成26年9月30日改正の本実務指針の適用前の会計年度に係る監査については、従来どおり「学校会計委員会報告第22号「補助活動事業に関する会計処理及び表示並びに監査上の取扱いについて」（昭和51年3月9日）を適用する。

◎授業料等の減免に関する会計処理及び監査上の取扱いについて

〔昭58.3.28 学校法人委員会報告第30号
日本公認会計士協会〕

1. 会計処理

授業料等の減免を行った場合には、減免額控除前の金額を学生生徒等納付金収入に計上し、減免額は減免の理由に応じ教育研究経費（例えば「奨学費支出」）ないし、人件費支出として計上するものとする。

2. 監査上の取扱い

授業料等の減免に関する会計処理及び表示について、本取扱いによるために変更が行われた場合は、正当な理由に基づく変更と認めるものとする。

(注)1 ここでいう授業料等の減免とは、学校法人が行う授業料等の全部又は一部の免除をいい、補助金による授業料等の軽減は含まない。

(注)2 補助金による授業料等の軽減については、学校会計委員会報告第16号参照。

(参照 学校法人会計問答集(Q&A)第1号「授業料等の減免に関する会計処理及び監査上の取扱いについて」昭59.1.26 改訂平9.3.24 日本公認会計士協会)

◎寄付金収入に関する実務指針

〔平15.2.18 学校法人委員会実務指針第39号
改正 平27.10.7
日本公認会計士協会〕

《Ⅰ 本実務指針の適用範囲》

《1. 適用範囲》

1. 本実務指針は、学校法人における寄付金収入の会計処理及

び監査上の取扱いに関する指針を提供するものである。

2. 本実務指針の適用に際し、関連する監査基準委員会報告書は、主として以下のとおりである。

- ・監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」
- ・監査基準委員会報告書300「監査計画」

なお、適用に際しては、本実務指針に記載されている監査基準委員会報告書のみでなく、個々の監査業務に関連する全ての監査基準委員会報告書と併せて理解することが求められる（監査基準委員会報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」第21項）。

3. 本実務指針は、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示すものであり、新たな要求事項は設けていない。

《2. 背景》

4. 寄付金収入は、学生生徒等納付金収入、補助金収入、雑収入などと混同しやすい収入であるとともに、受贈時期や金額が一定ではなく、收受にもいろいろな形態がある。また、文部科学省では、寄付金の受入れについて監査の指定事項に掲げ、監査に当たって特に入学者又はその関係者からの受入れに留意するよう求めているところである。

5. 本実務指針は、平成25年の学校法人会計基準（昭和46年4月1日文部省令第18号）の改正に伴い、学校法人委員会報告第39号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」（平成15年2月18日）の見直しを行い、実務指針としたものである。

なお、寄付金収入の取扱いに関して、文部科学省から「学校法人における寄付金等及び教材材料等の取扱いの適正確保について（通知）」（平成27年3月31日高私参第9号及び第10号）が、日本公認会計士協会から「自主規制・業務本部平成27年審理通達第1号「学校法人における寄付金等及び教材材料等の取扱いに関する監査人の対応について」（平成27年4月10日）がそれぞれ発出されていることに留意されたい。

《Ⅱ 会計処理及び監査上の取扱い》

《1. 会計処理》

6. 寄付金収入の帰属年度は、寄付金品の受領日の属する年度とし、寄付の申込みがあった場合でも寄付金品を受領するまでは未収入による計上は妥当な処理として認められない。ただし、翌年度入学予定の学生生徒等に係る寄付金は、受領年度においては前受金収入とし、翌年度の事業活動収入とすることができるが、所轄庁の指示がある場合に限られるものと

する。

また、補助金収入（国又は地方公共団体からの助成金のほか、国又は地方公共団体からの資金を源資とする間接的助成金である日本私立学校振興・共済事業団及びこれに準ずる団体からの助成金を含む。）に該当しない金銭その他の資産の贈与又は助成を受けたときは、雑収入として処理された祝い金等を除き、寄付金収入として処理するものとする。

《2. 監査上の取扱い》

《(1) 留意事項》

7. 寄付金は入学者又はその関係者から収受するもののほか、その他の者から収受するものもあり、収受の時期や金額が一定ではない。また、寄付金は寄贈者の任意的行為であるとともに、募集に応じて行われる寄付のほか寄贈者の意思によって一方的に行われることなどもあり、一般的に固有リスクが高く、かつ統制リスクも高いため、発見リスクの水準を低く抑えることが求められる。

したがって、寄付金項目自体が有する固有リスクを慎重に認識し、寄付金の募集は所定の承認手続を経ているか、募金の趣旨等が書面により明示され管理方法が明確にされているか、寄付金の申込みや払込みが適切に行われているかに特に留意して監査計画を策定し、実施すべき監査手続、実施の時期及び範囲を決定して、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるよう留意する。

また、寄付金の受入れに関する手続の妥当性等について監査事項に指定されている場合には、参考事項の記載について検討する。

《(2) 参考事項の記載》

8. 寄付金の受入れに当たり、監査意見には影響を及ぼさないが所轄庁の通知等に反する事項がある場合は、監査報告書に参考事項として記載する。

参考事項の記載内容は、所轄庁の通知等に記載された事項又はその趣旨によることとなる。したがって、文部科学大臣所轄学校法人の場合には、大学において次の各項に反する場合、その旨を参考事項に記載し、また、後援会等から監査に係る資料の提出がない場合には、その旨を参考事項に記載するものとする。

- ① 学校法人及びその関係者は、当該学校法人が設置する大学への入学に関し、直接又は間接を問わず寄付金又は学校債を収受し、又はこれらの募集若しくは約束を行わないこと。
- ② 寄付金又は学校債の募集開始時期は入学後とし、それ以

前にあつては募集の予告にとどめること。

- ③ 寄付金又は学校債を募集する場合は、学生募集要項において、応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記すること。また、寄付金又は学校債の募集趣意書において、応募が任意であること、その使途その他必要事項を明記すること。
- ④ 学校債の引受者に対して寄付金への変換を引受時に約束させ、又はその後においても特別の事由のある場合を除くほか変換を要請しないこと。
- ⑤ 入学者又はその保護者等関係者から大学の教育研究に直接必要な経費に充てられるために寄付金又は学校債を募集する場合は、後援会等によらず、全て学校法人が直接処理すること。

《(3) 後援会等の取扱い》

9. 後援会等は学校法人とは別の団体であるため、監査範囲に含まれないが、寄付金の受入手続の適正性に関し監査事項として指定がある場合、寄付金の募集が後援会等を通じて行われているかを確認し、当該団体における必要な諸項目について、監査対象とするものとする。

また、寄付金の受入手続の適正性に関し監査事項の指定がない場合であっても、監査人が必要と認めた場合には、後援会等の同意・協力を得て監査対象とするものとする。

《Ⅲ 適用》

10. 本報告は、平成 15 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から適用する。

ただし、2. (2)参考事項の記載の③は、平成 15 年度に配布される募集要項に関する監査から適用する。

なお、学校法人委員会報告第 15 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱いについて（Ⅰ）」（昭和 49 年 3 月 20 日日本公認会計士協会）及び学校法人委員会報告第 26 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い（Ⅱ）」（平成 9 年 3 月 25 日日本公認会計士協会）は廃止する。

11. 「学校法人委員会報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」の改正について」（平成 27 年 10 月 7 日）は、平成 28 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から（知事所轄法人については平成 29 年 3 月 31 日をもって終了する会計年度に係る監査から）適用する。ただし、平成 27 年 10 月 7 日改正の本実務指針の適用前の会計年度に係る監査については、従来どおり「学校法人委員会報告第 39 号「寄付金収入に関する会計処理及び監査上の取扱い」」（平成 15 年 2 月 18 日）を適用する。